

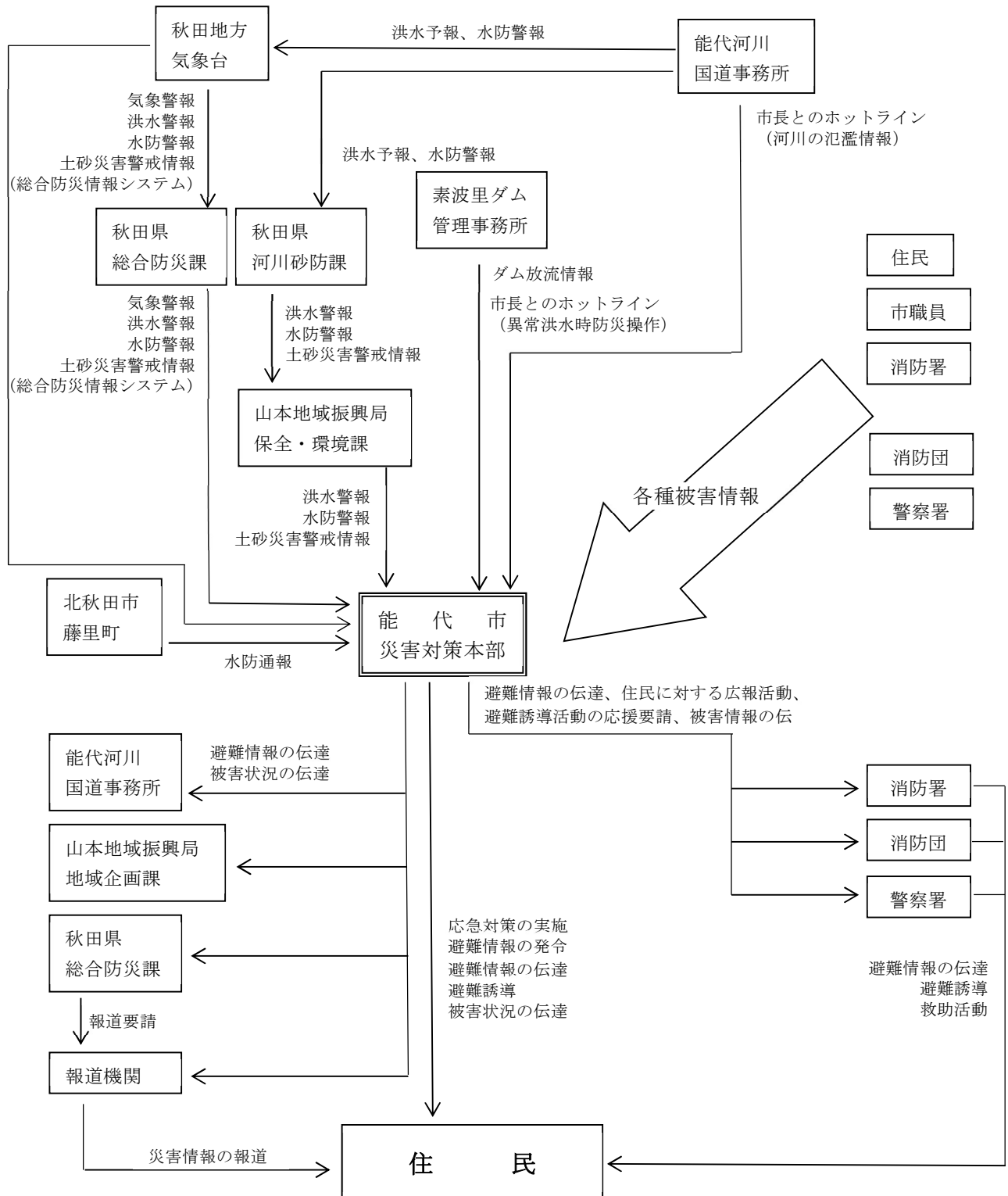
〈二ツ井地域〉

(R7. 7. 1現在)

河川名	左右岸別	担 当 区 域	担当分団	人員	集合場所	指 揮 者	応援分団	人員
米代川	左右岸	阿仁川下田平橋より 藤琴川合流点まで	第8分団 (天神部隊)	17	分団詰所	第8分団長	第8分団 (きみまち、高 岩部隊)	10
藤琴川	左右岸	米代川合流地点まで	第8分団 (きみまち、高 岩部隊)	10	高岩橋	第8分団長	第8分団 (天神部隊)	17
米代川	右岸	藤琴川合流点より 鍋良子排水樋管まで	第8分団 (きみまち、高 岩部隊)	10	琴音橋	第8分団長	第8分団 (高丘、本町薄 井部隊)	20
〃	〃	鍋良子排水樋管より 米白橋まで	第8分団 (高丘、本町薄 井部隊)	20	銀杏橋	第8分団長	第8分団 (きみまち、高 岩部隊)	10
〃	左岸	藤琴川合流点より 七折橋まで	第9分団 (仁鮎、切石部 隊)	30	銀杏橋	第9分団長	第9分団 (小掛、田代部 隊)	20
種梅川	左右岸	舟打川より下流 樋ノ口橋まで	第8分団 (種、梅内部隊)	14	梅内班 詰 所	第8分団長	第8分団 (高丘、本町薄 井部隊)	20
〃	〃	樋ノ口橋より 米代川合流点まで	第8分団 (種、梅内部隊)	14	種班詰所	第8分団長	第8分団 (高丘、本町薄 井部隊)	20
内川	右岸	堰根台より 米代川合流点まで	第9分団 (仁鮎、切石部 隊)	30	小掛橋	第9分団長	第9分団 (小掛、田代部 隊)	20
〃	左岸	堰根台より 米代川合流点まで	第9分団 (小掛、田代部 隊)	20	小掛橋	第9分団長	第9分団 (仁鮎、切石部 隊)	30
米代川	〃	七折橋より 上大林揚水所まで	第9分団 (仁鮎、切石部 隊)	30	切石班 詰 所	第9分団長	第9分団 (富根、羽立部 隊)	10
〃	右岸	米白橋より 市川堰富田樋管まで	第8分団 (種、梅内部隊)	14	外面器具 置 場	第8分団長	第9分団 (仁鮎、切石部 隊)	30
〃	左右岸	上大林揚水所より 新上野揚水所まで	第9分団 (富根、羽立部 隊)	10	富根班 車 庫	第9分団長	第9分団 (仁鮎、切石部 隊)	30
〃	左岸	新上野揚水所より 新田排水樋管まで	第9分団 (富根、羽立部 隊)	10	羽立班 詰 所	第9分団長	第9分団 (仁鮎、切石部 隊)	30

第2 情報の収集・伝達に関する資料

2-1 災害時通報指示（命令）伝達系統図



第3 通信に関する資料

3-1 防災行政無線の概要

令和4年1月31日現在

種 別	固 定 局
名 称	能代市防災行政無線（固定系）
免許年月日 （再免許年月 日）	平成24年12月1日 （平成29年12月1日）
目 的	防災行政用
呼び出し名称	ぼうさいのしろこうほう
使用周波数	61.49MHz
無線局数	親局1（本庁舎） 遠隔制御局3（二ツ井町庁舎、能代消防署、二ツ井消防署） 中継局1（七折山） 簡易中継局（能代地域） 子局113（能代地域）うち再送信子局2 子局50（二ツ井地域）うち再送信子局1
概 要	・制御監視局を本庁舎に、遠隔制御装置を二ツ井地域局、能代消防署、二ツ井消防署に、子局を能代地域に113局、二ツ井地域に50局設置。 ・勤務時間外においては遠隔制御装置において運用する。 ・操作卓から防災情報メール、緊急速報メール、職員参集メールを送信することが可能。 ・全国瞬時警報システムと連動し、緊急地震速報、津波警報、国民保護に関する情報、土砂災害警戒情報等を自動放送するとともに、防災情報メール、緊急速報メールを自動送信する。

第4 秋田県消防防災ヘリコプターに関する資料

4-1 飛行場外離着陸場一覧

(令和7年2月4日現在)

名 称	場 所	位 置 (世界測地系)	土地の状況 長さ×幅
落合球技場・落合第2球場 (旧落合三面球場)	落合字古悪土1	北緯40度13分34秒 東経140度00分47秒	150×250
能代消防署西消防出張所 北側駐車場	能代町字下浜	北緯40度12分59秒 東経140度00分53秒	30×30
東能代河川緑地	字中島1-5	北緯40度11分36秒 東経140度03分27秒	450×50
能代河川国道事務所 東能代防災ヘリポート	鰯渕字一本柳97-1	北緯40度11分14秒 東経140度04分28秒	40×40
赤沼公園多目的広場	浅内字赤沼236	北緯40度10分12秒 東経140度00分56秒	130×50
米代川河川運動公園	二ツ井町荷上場字柳生河川敷内	北緯40度12分53秒 東経140度14分50秒	60×40
二ツ井野球場	二ツ井町字稗川原113	北緯40度11分49秒 東経140度13分27秒	120×90
二ツ井町総合体育館駐車場	二ツ井町字上台60	北緯40度12分10秒 東経140度14分04秒	100×40
二ツ井地区河川防災ステーション	小繋地内	北緯40度12分55秒 東経140度15分34秒	20×20

(資料：令和7年4月修正 秋田県地域防災計画)

第5 災害救助に関する資料

5-1 被害の認定基準、被害状況報告様式

分類	用語	被害程度の認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	重傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治癒できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りの再使用が困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもののすなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

分類	用 語		被 害 程 度 の 認 定 基 準
住 家 被 害	準 半 壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一 部 破 損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものを除く。
	床 上 浸 水		全壊・半壊には該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水		全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	非 住 家		住家以外の建物で、災害報告取扱要領による報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用に供する建物とする。
	そ の 他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠 水	植付先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠 水	
	学 校		学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及、大学、高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋をいう。
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

分類	用語	被害程度の認定基準
その 他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
	電話	通信施設の災害により、通話が不通となった回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。
被害金額	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をする。
	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設で、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

分類	用 語	被 害 程 度 の 認 定 基 準
被 害 金 額	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害概況即報

()受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	令和 年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所						発 生 日 時		令 和 年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死者		人	重傷	人	住 家 被 害	全 壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人				半 壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷	人		一 部 破 損		棟	未 分 類		棟
	1 1 9 番通報の件数												
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)				(市町村)						
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

県様式 2
災害即報・確定報告

市 町 村			区 分			被 害	
災 害 名 ・ 年 月 日 ・ 即報/確定報			田	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
				畑	流失・埋没	ha	
	即報				冠 水	ha	
報 告 者 名			そ の 他	学 校	箇所		
区 分				病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人		道 路	箇所		
	うち 災害関連死者	人		橋 り よ う	箇所		
	行方不明者	人		河 川	箇所		
	負傷者	重 傷		人	港 湾	箇所	
		軽 傷		人	砂 防	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		清 掃 施 設	箇所		
		世帯		鉄 道 不 通	箇所		
		人		被 害 船 舶	隻		
	半 壊	棟		水 道	戸		
		世帯		電 話	回線		
		人		電 気	戸		
	一 部 破 損	棟		ガ ス	戸		
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人		り 災 世 帯 数	世帯	0	
	床 下 浸 水	棟	り 災 者 数	人	0		
世帯		火 災 発 生	建 物	件			
人			危 険 物	件			
非 住 家	公 共 建 物	棟	そ の 他	件			
	全 壊	参 考	一 部 破 損 (非住家)	棟			
	半 壊		浸 水 (非住家)	棟			

区 分		被 害	災 等			
公 立 文 教 施 設		千円	害 の 対 設 策 置 本 状 部 況			
農 林 水 産 業 施 設		千円				
公 共 土 木 施 設		千円				
そ の 他 の 公 共 施 設		千円				
小 計		千円				
そ の 他	農 産 被 害	千円	災 適 害 用 救 の 助 有 法 無	日 時		
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円		備 考		
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	住 家 被 害	千円				
	非 住 家 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円	消防職員出動延人数		人	
1 1 9 番通報件数		件	消防団員出動延人数		人	
備 考	災害発生場所	大字	以降			
	災害発生年月日					
	災害発生時間					
	災害の概況					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、応援消防本部等について、その出動規模を、活動状況等を記載すること)				
その他	(複数被害における内訳や、自衛隊の災害派遣状況等を記載すること)					

※1：複数被害を報告する場合、備考欄「その他」に内訳を記入してください。

※2：災害即報にあっては、被害額の記載を省略することができる。

※3：119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記載すること。

被害状況即報・災害確定報告 別紙

市町村名 ()
年 月 日 時 分現在

(避難指示の発令状況)

(避難の状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

5-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）により定めており、次表のとおりとする。

（附則 令和6年規則第40号）

避難所の設置	
対 象	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
費用の限度額	1 基本額 1人 1日当たり350円 2 加算額 高齢者、障がい者等であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。

応急仮設住宅の供与	
対 象	住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	1 規 格 … 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 … 1戸当たり6,883,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施置を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）
期 間	災害発生の日から20日以内に着工
備 考	1 地域の実情、世帯構成等に応じて設定、6,883,000円以内であればよい。 2 高齢者、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数人いる場合に、老人居宅介護等事業所等を利用しやすい構造及び設備を有する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

炊き出し、その他による食品の供与	
対 象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
費用の限度額	1人1日当たり1,330円以内
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	

飲料水の供給	
対 象	現に飲料水を得ることができない者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与							
対 象	全半壊（焼）、流失、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者						
費用の限度額	1 夏季 … 4月から9月まで 冬季 … 10月から3月まで の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内						
	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人を増すごとの加算額
	全壊・全焼 夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
	又は流失 冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
	半壊・半焼又は床上浸水 夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800
期 間	災害発生の日から10日以内						
備 考	現物給付に限る						

医 療	
対 象	医療の途を失った者（応急的処置）
費用の限度額	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内
期 間	災害発生の日から14日以内
備 考	

助 産	
対 象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者
費用の限度額	1 救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額
期 間	分べんした日から7日以内
備 考	

被災者の救出	
対 象	1 現に生命若しくは身体が危険状態にある者 2 生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から３日以内
備 考	

住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	
対 象	住家が半壊（焼）し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
費用の限度額	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。 一世帯 51,500円以内
期 間	災害発生の日から１０日以内
備 考	

日常生活に必要な最小限度の部分の修理	
対 象	1 住家が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 1 ２に掲げる世帯以外の世帯 717,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内
期 間	災害発生の日から３カ月以内
備 考	

生業に必要な資金の貸与	
対 象	住家が全壊（焼）し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯
費用の限度額	生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 1 生 業 費 １件当たり 30,000円以内 2 就職支度費 １件当たり 15,000円以内
期 間	災害発生の日から１カ月以内
備 考	生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。 1 貸付期間 ２年以内 2 利子 無利子

学用品の給与	
対 象	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（これに準ずる者を含む。）、中学校生徒（これに準ずる者を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行う。
費用の限度額	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを供与するための実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・ 小学校児童 … 1人当たり5,200円 ・ 中学校生徒 … 1人当たり5,500円 ・ 高等学校等生徒 … 1人当たり6,000円
期 間	災害発生の日から 1 教科書 1カ月以内 2 文房具及び通学用品15日以内
備 考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する

埋 葬	
対 象	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給
費用の限度額	1 体当たり ・ 大人 … 226,100円以内 ・ 小人 … 180,800円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる

死体の搜索	
対 象	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
費用の限度額	当該地域における通常の実費（舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費）
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	

死体の処理	
対 象	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする
費用の限度額	1 洗浄・縫合・消毒等 … 1体当たり3,600円以内 2 一時保存 ……………（既存建物借上費通常の実費既存建物以外） 3 検 案 …………… 救護班以外は慣行料金の額以内
期 間	災害発生の日から10日以内

備 考	死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
-----	--

障害物の除去	
対 象	居室、炊事場、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することのできない者
費用の限度額	1世帯当たり140,000円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	

救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	
対 象	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	救助の実施が認められる期間以内
備 考	

実 費 弁 償			
対 象			
費用の限度額	1人1日当たり		
	1	医師、歯科医師	22,400円以内
	2	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	15,400円以内
	3	保健師、助産師、看護師及び准看護師	15,100円以内
	4	救急救命士	15,800円以内
	5	土木技術者及び建築技術者	16,800円以内
	6	大工	33,000円以内
	7	左官	30,800円以内
	8	とび職	28,900円以内
期 間	救助の実施が認められる期間以内		
備 考	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額		

※ この基準により救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第6 災害援護に関する資料

6-1 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

（目的）

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

（対象）

第2条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者または行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

（見舞金の額）

第3条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第1項第1号及び2号 60万円
- 二 前条第1項第3号及び4号
 - （一）自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主
全壊、流失 60万円
半壊、床上浸水 20万円
 - （二）借家で現に居住している家屋の被災世帯主
全壊、流失 20万円
半壊、床上浸水 6万円

（市町村長の報告）

第4条 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

（給付の方法）

- 第5条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。
- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
 - 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第2号）に様式第1号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
- 2 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
- 3 この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
- 4 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成19年9月17日から施行する。

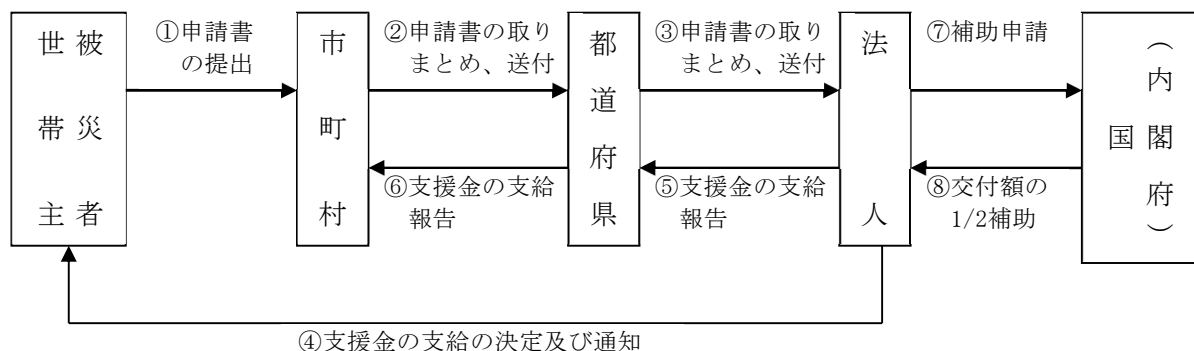
6－2 被災者生活再建支援金支給に係る事務の流れ

生活再建支援金支給に係る事務の流れ

◎ 支援金の申請

- ① 被災者生活再建支援法の適用が決定された場合、支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者）は、申請書を作成し、必要書類を添えて、地元市町村（被災時の市町村）に提出。
- ② 市町村は、受け付けた申請書類を取りまとめ、速やかに都道府県に送付。
なお、市町村は、被災者（世帯主等）からの申請書類について、世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付された必要書類を十分確認した上で受付を行う。
- ③ 都道府県は、市町村から送られてきた申請書類を取りまとめ、速やかに支援法人（財団法人 都道府県会館被災者生活再建支援基金部）に送付。
- ④ 支援法人は、申請書類の内容審査を行い、支給金額を決定し、速やかに支援金支給通知書を交付するとともに支援金を支給。

【参考】支援金支給事務の基本的な流れ



6-3 能代市災害弔慰金の支給等に関する条例

能代市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年3月21日

条例第174号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)

第5章 補則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の規定によるものとし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にか

かわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条の規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及びその程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についてその被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

（3） 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、これらの規定中「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年能代市条例第26号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年二ツ井町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6-4 能代市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

能代市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月21日

規則第152号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、能代市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年能代市条例第174号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

(2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1) 障害者の氏名、性別及び生年月日

(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3) 障害の種類及び程度に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、療養見込期間及び療養概算額を記載し

た医師の診断書

(2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年能代市規則第30号）又は災害弔慰金の支給等に関する規則（昭和61年二ツ井町規則第32号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

6－5 能代市災害救助基金条例

能代市災害救助基金条例

平成18年 3 月21日
条例第49号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、能代市災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。

(目的)

第2条 基金は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の規定に基づく救助の適用を受けない災害及び能代市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年能代市条例第174号）の適用を受けない罹災者を救助することを目的とする。

(積立て)

第3条 基金は、毎会計年度10万円を下らない額を積み立てなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(救助)

第5条 救助の要件、種類及び程度は、別に規則で定める。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、能代市一般会計歳入歳出予算に計上してこれを基金に繰り入れるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 3 月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の能代市災害救助基金設置及び管理条例（昭和39年能代市条例第15号）の規定により積み立てられた現金、有価証券その他の財産は、この条例の相当規定により積み立てられた基金とみなす。

附 則(令和3年6月24日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年5月20日から適用する。

6－6 能代市災害救助基金条例施行規則

能代市災害救助基金条例施行規則

平成18年3月21日
規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、能代市災害救助基金条例（平成18年能代市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害報告)

第2条 条例第2条に定める災害が発生したときは、遅滞なくその被害程度等を調査し、救助の要否及び災害状況を直ちに市長に報告しなければならない。

(救助の要件等)

第3条 条例第5条の規則で定める救助の要件、種類及び程度は、別表のとおりとし、金銭をもって支給するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月21日から施行する。

別表（第3条関係）

救助の要件	救助の種類・程度				
	死者・行方不明者支給額 (1人につき)	生活必需品支給額(1世帯につき)		学用品支給額(1人につき)	
		持家・借家等の場合	借間の場合	小学生	中学生
死者・行方不明者の場合	100,000円				
全焼・全壊等の場合		30,000円	15,000円	2,000円	4,000円
半焼・半壊等の場合		20,000円	10,000円		
床上浸水の場合		15,000円	7,500円		

第 7 医療機関に関する資料

7-1 医療機関一覧表

<病院>

	施 設 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	医療法人弘仁会 島田病院	016-0837	能代市字西赤沼 14-4	0185-52-5363
2	能代山本医師会病院	016-0151	能代市檜山字新田沢 105 番地の 11	0185-58-3311
3	能代厚生医療センター	016-0014	能代市落合字上前田地内	0185-52-3111
4	能代病院	016-0805	能代市大手町 4 番 1 号	0185-52-6331
5	独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院	016-0851	能代市緑町 5 番 22 号	0185-52-3271

(計 5 施設)

<診療所>

	施 設 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	菅原眼科医院	016-0825	能代市柳町 4 番 3 号	0185-52-5101
2	西塚医院	016-0892	能代市景林町 1 0 番地の 6	0185-54-1670
3	平野医院	016-0811	能代市日吉町 6 番 3 1 号	0185-54-3181
4	医療法人白生会 白坂内科胃腸科医院	016-0822	能代市東町 1 4 番 3 号	0185-54-6624
5	工藤泌尿器科医院	016-0852	能代市出戸本町 2 2 番 2 8 号	0185-54-9055
6	木村医院	016-0861	能代市字彩霞長根 2 2 番地 9	0185-52-2500
7	医療法人三田医院	016-0116	能代市機織轄ノ目 7 2 番 2 9 号	0185-58-3858
8	能代南内科視鏡クリニック	016-0862	能代市字寿域長根 5 5 番地 3 0	0185-54-9011
9	さいとう医院	016-0842	能代市追分町 2 番 3 6 号	0185-52-5131
10	藤原こども医院	016-0844	能代市花園町 8 番 1 1 号	0185-52-7241
11	医療法人秋田医仁会 瀬川医院	016-0804	能代市万町 7 番 2 3 号	0185-54-3322
12	小西整形外科医院	016-0804	能代市万町 3-1 1	0185-52-3944
13	医療法人英会 工藤眼科医院	016-0816	能代市富町 1 0 番 8 号	0185-52-0105
14	山須田医院	016-0844	能代市花園町 1 0 番 1 号	0185-54-3120
15	加賀医院	016-0802	能代市川反町 1 番 2 6 号	0185-54-8080
16	能代皮ふ科クリニック	016-0825	能代市柳町 1 3 番 6 8 号	0185-53-5012
17	淡路医院	016-0805	能代市大手町 7 番 4 号	0185-52-5015
18	わたなべ耳鼻咽喉科	016-0843	能代市中和一丁目 1 7 番 2 2 号	0185-55-2352
19	たなか耳鼻咽喉科医院	016-0861	能代市字彩霞長根 3 3 番地 1	0185-53-3341
20	医療法人 ねもとクリニック	016-0884	能代市花園町 2 7-4 1	0185-52-8777
21	医療法人孝真会 石川こどもクリニック	016-0185	能代市字下瀬 3 2 番地 1	0185-52-8558
22	まついレディースクリニック	016-0185	能代市字下瀬 3 0 番地 4	0185-74-5851
23	たかはしレディースクリニック	016-0864	能代市字鳥小屋 5 9 番地 2 3	0185-55-0033
24	能代循環器科・呼吸器内科	016-0845	能代市通町 1 番 2 3 号	0185-52-7890
25	のしろ眼科クリニック	016-0823	能代市若松町 3 番 8 号	0185-89-1116
26	さとう眼科	016-0804	能代市万町 3 番 1 0 号	0185-54-1854
27	後藤内科医院	016-0181	能代市字大瀬儘下 6 番地 5 2	0185-55-0500
28	医療法人京回会 わたなべ整形外科	018-2813	能代市落合字上悪土 2 0 7 番地	0185-52-8881
29	富町クリニック	016-0816	能代市富町 8 番 1 7 号	0185-52-9870
30	楊整形外科医院	016-0846	能代市栄町 1 6 番 8 号	0185-89-7771
31	小泉医院	016-0816	能代市富町 8 番 1 2 号	0185-52-2427
32	能代市常盤診療所	018-2801	能代市常盤字上本郷 1 5 8 番地	0185-59-2006
33	能代市養護老人ホーム松頼荘 医務室	016-0851	能代市緑町 9 番 4 1 号	0185-52-6149

	施 設 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
34	能代市保健センター	016-0157	能代市字鞆の沢 1 9 番地 3	0185-58-2838
35	特別養護老人ホーム長寿園診療所	016-0157	能代市字鞆の沢 1 9 番地 1	0185-58-3377
36	秋田県能代保健所	016-0815	能代市御指南町 1 番 1 0 号	0185-52-4333
37	医療法人関医院	018-3103	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口102番地	0185-73-2811
38	金田医院	018-3155	能代市二ツ井町字比井野 9 4 番地	0185-73-2511
39	能代市富根診療所	018-3122	能代市二ツ井町飛根字前田 3 3 - 3	0185-75-2222
40	特別養護老人ホームよねしろ	018-3152	二ツ井町字下野上後 1 4 5 番地	0185-73-6666
41	特別養護老人ホームあおば医務室	016-0865	能代市青葉町 5 番 1 6 号	0185-88-8835
42	特別養護老人ホームしのめ医務室	016-0013	能代市向能代字上野越 1 番地 3	0185-74-7720
43	信クリニック 皮ふ科・形成外科	016-0014	秋田県能代市落合字上悪土 1 6 0	0185-88-8006
44	わたなべ内科医院	016-0856	秋田県能代市字藤山 1 1 2 番地 1	0185-74-7333
45	京内科クリニック	016-0803	能代市大町 1 番 8 号	0185-52-1315
46	さらさ能代診療所	016-0831	能代市元町 1 4 番 1 2 6 号	0185-74-6755
47	能代市鶴形診療所	016-0131	能代市字鶴形 7 0 番地	0185-58-4100

(計47施設)

< 歯科診療所 >

	施 設 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	松野歯科医院	016-0805	能代市大手町 1 番 7 号	0185-52-5544
2	医療法人能代歯科医療会 鈴木歯科医院	016-0817	能代市上町 1 0 番 2 3 号	0185-54-6630
3	平沢歯科医院	016-0803	秋田県能代市大町 1 番 2 5 号	0185-54-8148
4	織田歯科医院	016-0821	秋田県能代市島町 8 - 8	0185-55-1238
5	医療法人能登歯科医院	016-0817	能代市上町 8 番 2 2 号	0185-52-4617
6	医療法人さとう歯科医院	016-0013	能代市向能代字上野 1 3 8 番地	0185-55-2636
7	医療法人南小林歯科	016-0837	能代市字西赤沼 3 6 番地 5	0185-55-0666
8	医療法人梅田歯科医院	016-0844	能代市花園町 2 7 番 1 7 号	0185-54-2807
9	医療法人恵徳会 森田歯科医院	016-0014	能代市落合字上前田 1 4 1 番地	0185-54-8880
10	医療法人中和歯科医院	016-0854	能代市字豊祥岱 1 番地 4 3	0185-55-0255
11	よつじ歯科医院	016-0871	能代市字昇平岱24番地1 能代オフィスビル2F	0185-55-0061
12	みなみ歯科	016-0171	能代市河戸川字大須賀 5 2 番地 3	0185-52-8117
13	医療法人ももデンタルクリニック	016-0856	能代市字藤山 3 4 番地 1	0185-89-5515
14	医療法人宏明会 大山歯科クリニック	016-0185	能代市字下瀬 3 3 番地 4	0185-52-8088
15	横山歯科医院	016-0816	能代市富町 8 番 2 4 号	0185-52-2935
16	みどり歯科医院	016-0851	能代市緑町 2 番 3 5 号	0185-55-3221
17	五十嵐歯科医院	018-3141	能代市二ツ井町字五千刈 3 7 番地 9	0185-73-4151
18	わかオーラルヘルスケアクリニック	016-0856	秋田県能代市字藤山 1 1 0 番地	0185-88-8257
19	まもる歯科クリニック	016-0891	秋田県能代市西通町 2 番 4 4 号	0185-88-8989
20	むらおか歯科医院	016-0824	能代市住吉町 1 1 番 1 6 号	0185-54-2851
21	タキヤ歯科医院	016-0862	能代市字寿域長根 5 4 番地 1 1	0185-54-6622

(計21施設)

第8 交通輸送に関する資料
8-1 市保有車両一覧表

No.	ナンバー	自動車の種別	用途	車名	所管課
1	秋田301す2720	普通	乗用	トヨタ アルファード	総務課 秘書係
2	秋田200さ1231	普通	乗合	トヨタ コースター	総務課 行政係
3	秋田501と3565	小型	乗用	ダイハツ ビーゴ	総務課 防災危機管理室
4	秋田480そ3104	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	総務課 防災危機管理室
5	秋田400そ3945	小型	貨物	ニッサン ADバン	財政課 市有財産活用室
6	秋田400そ4038	小型	貨物	ニッサン ADバン	財政課 市有財産活用室
7	秋田400そ4044	小型	貨物	ニッサン ADバン	財政課 市有財産活用室
8	秋田400そ4039	小型	貨物	ニッサン ADバン	財政課 市有財産活用室
9	秋田501の2530	小型	乗用	スズキ スイフト	財政課 市有財産活用室
10	秋田580む1185	軽	乗用	ダイハツ ムーブ	財政課 市有財産活用室
11	秋田501ひ1454	小型	乗用	ダイハツ ブーン	財政課 市有財産活用室
12	秋田501ひ1707	小型	乗用	トヨタ カローラアクシオ	財政課 市有財産活用室
13	秋田501ひ1708	小型	乗用	トヨタ カローラアクシオ	財政課 市有財産活用室
14	秋田480た2487	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	財政課 市有財産活用室
15	秋田501ふ5747	小型	乗用	ダイハツ ブーン	財政課 市有財産活用室
16	秋田480ち2871	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	財政課 市有財産活用室
17	秋田400つ2817	小型	貨物	トヨタ ハイエース	財政課 市有財産活用室
18	秋田501は9211	小型	乗用	ホンダ フリード	財政課 私有財産活用室
19	秋田580ま5798	軽	乗用	ダイハツ ミライース	財政課 私有財産活用室
20	秋田581え7297	軽	乗用	ダイハツ ミライース	総合政策課
21	秋田501と4484	小型	乗用	スズキ スイフト	市民活力推進課（防犯指導車）
22	秋田501ぬ6617	小型	乗用	マツダ デミオ	市民活力推進課（交通指導車）
23	秋田580の5580	軽	乗用	ニッサン デイズ	福祉課
24	秋田800す1684	普通	特種	ニッサン シビリアン	福祉課
25	秋田580ぬ7977	軽	乗用	ダイハツ ミライース	福祉課
26	秋田580は8679	軽	乗用	スズキ アルトエコ	福祉課
27	秋田480せ8311	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	子育て支援課 こども家庭センター
28	秋田400そ8843	小型	貨物	ニッサン ADバン	子育て支援課 こども家庭センター
29	秋田400そ8851	小型	貨物	ニッサン ADバン	子育て支援課 こども家庭センター
30	秋田480せ3196	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	子育て支援課 子育て支援センター
31	秋田580ぬ9620	軽	乗用	スズキ アルトエコ	長寿いきがい課 長寿社会係
32	秋田580た1518	軽	乗用	スズキ アルト	長寿いきがい課 介護認定調査係
33	秋田580た1519	軽	乗用	スズキ アルト	長寿いきがい課 介護認定調査係
34	秋田580と8408	軽	乗用	ダイハツ ミラ	長寿いきがい課 介護認定調査係
35	秋田580と8409	軽	乗用	ダイハツ ミラ	長寿いきがい課 介護認定調査係
36	秋田580は4685	軽	乗用	ダイハツ ミライース	長寿いきがい課 介護認定調査係
37	秋田480そ2880	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	長寿いきがい課 地域ケア推進係
38	秋田580む2372	軽	乗用	ダイハツ ミライース	長寿いきがい課 地域ケア推進係
39	秋田580は6163	軽	乗用	ダイハツ ミライース	長寿いきがい課（能代市社会福祉協議会）
40	秋田580は6164	軽	乗用	ダイハツ ミライース	長寿いきがい課（能代市社会福祉協議会）
41	秋田480こ3240	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	健康づくり課
42	秋田580ぬ6922	軽	乗用	ダイハツ ミライース	健康づくり課

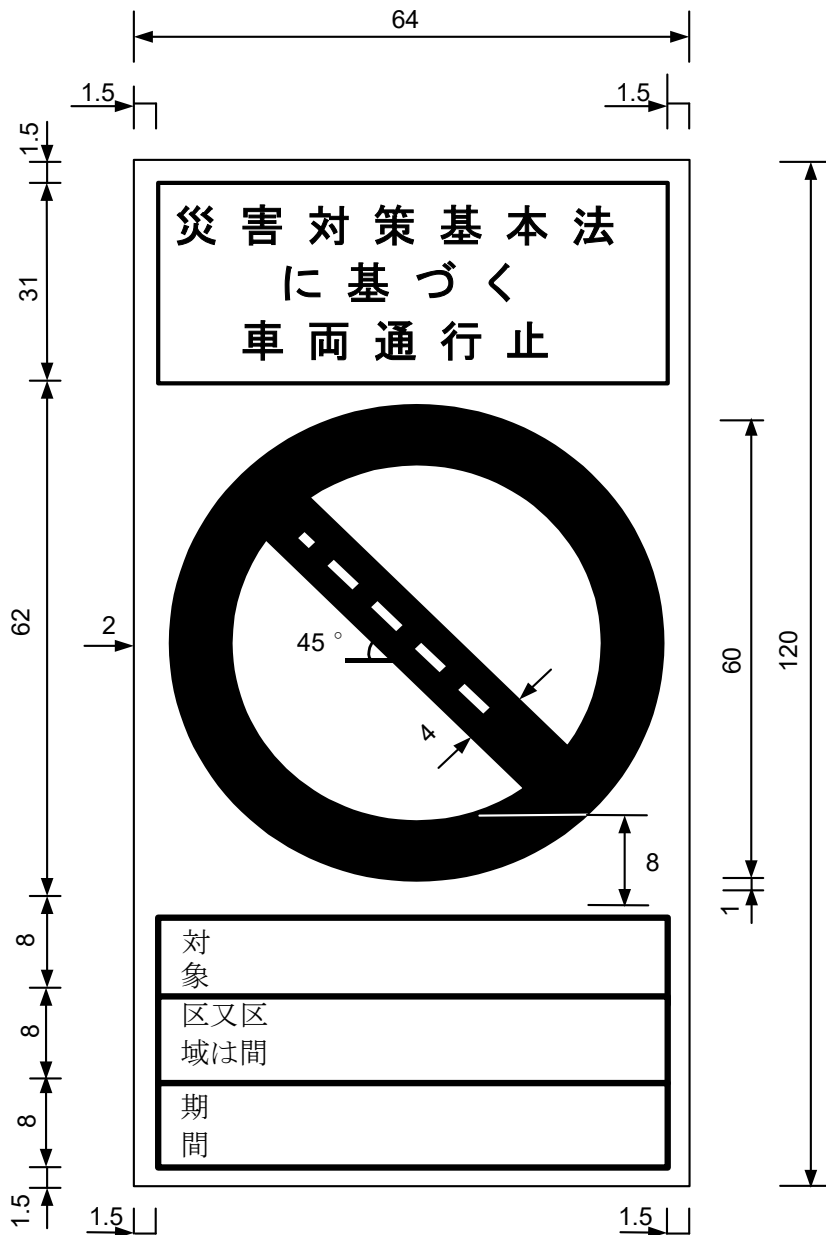
No.	ナンバー	自動車の種別	用途	車名	所管課
43	秋田300る8455	普通	乗用	トヨタ ハイエースワゴン	健康づくり課
44	秋田480に6378	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	健康づくり課
45	秋田581す1836	軽	乗用	ダイハツ ミライース	市民保険課
46	秋田300ひ7746	普通	乗用	スバル フォレスター	環境衛生課
47	秋田480ち2870	軽	貨物	ダイハツ ハイゼット	環境衛生課
48	秋田580む1189	軽	乗用	スズキ ジムニー	林業木材振興課
49	秋田41く756	軽	貨物	スズキ キャリィ	農業振興課 農業技術センター
50	秋田580は6577	軽	乗用	スズキ アルト	農業振興課 農業技術センター
51	能代市7485	小型特殊		トラクタ	農業振興課
52	秋田400た8291	小型	貨物	ニッサン ADバン	農業振興課 農業技術センター
53	秋田480た2838	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	農業振興課 農業技術センター
54	能代市7921	小型特殊		クボタ トラクター	農業振興課
55	秋田480ち2872	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	農業振興課
56	秋田480つ2991	軽	貨物	スズキ エブリィ	農業振興課
57	秋田502さ9264	小型	乗用	ニッサン ノート	都市整備課
58	秋田400つ5146	小型	貨物	トヨタ プロボックス	都市整備課
59	秋田400す2536	小型	貨物	ニッサン アトラス	都市整備課
60	秋田400た374	小型	貨物	三菱 キャンター	都市整備課
61	秋田480せ3774	軽	貨物	ダイハツ ハイゼット	都市整備課
62	秋田480た2369	軽	貨物	ダイハツ ハイゼット	都市整備課
63	秋田900さ131	大型特殊		小型ロータリー除雪車	道路河川課
64	秋田100す4143	普通	貨物	いすゞ ダンプ	道路河川課
65	秋田900る1804	大型特殊		ロータリー	道路河川課
66	秋田00ま6165	大型特殊		コマツ グレーダー	道路河川課
67	秋田000る1638	大型特殊		コマツ ショベルローダー	道路河川課
68	能代市6638	小型特殊		ニッセキ 小型ロータリー	道路河川課
69	秋田000る2051	大型特殊		コマツ ショベルローダー	道路河川課
70	秋田000る2501	大型特殊		三菱 グレーダー	道路河川課
71	秋田800す1618	普通	特種	ニッサン エクストレイル	道路河川課
72	秋田000る2684	大型特殊		コマツ ショベルローダ	道路河川課
73	秋田800す2290	普通	特種	日野 ダンプ	道路河川課
74	秋田000る3102	大型特殊		日立 ショベルローダ	道路河川課
75	秋田99ま5324	大型特殊		ニッセキ ロータリー除雪車	道路河川課
76	秋田800す2998	普通	特種	ニッサン エクストレイル	道路河川課
77	秋田800す3072	普通	特種	日野 凍結防止剤散布車	道路河川課
78	秋田300も499	普通	乗用	ホンダ ヴェゼル	道路河川課
79	秋田000る3872	大型特殊		キャタピラー 除雪グレーダー	道路河川課
80	秋田900る1399	大型特殊		ロータリー	道路河川課
81	秋田400そ3969	小型	貨物	トヨタ プロボックス	水道課
82	秋田480す6704	軽	貨物	スズキ エブリィバン	水道課
83	秋田480そ3808	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	水道課
84	秋田800す4243	普通	特種	いすゞ エルフ（給水車1.6t）	水道課
85	秋田400ち9519	小型	貨物	トヨタ ダイナ	水道課
86	秋田480つ3951	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	水道課

No.	ナンバー	自動車の種別	用途	車名	所管課
87	秋田400て407	小型	貨物	ニッサン ADバン	下水道課
88	秋田480ぬ1210	軽	貨物	スズキ エブリイ	下水道課
89	秋田480な9788	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	下水道課
90	秋田480な9789	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	下水道課
91	秋田501と2619	小型	乗用	トヨタ ラッシュ	二ツ井地域局 総務企画課
92	秋田501ち1831	小型	乗用	三菱 コルト	二ツ井地域局 総務企画課
93	秋田480こ9648	軽	貨物	スズキ キャリイ	二ツ井地域局 総務企画課
94	秋田501と1804	小型	乗用	ニッサン セレナ	二ツ井地域局 総務企画課
95	秋田580な5995	軽	乗用	ダイハツ ミラ	二ツ井地域局 総務企画課
96	秋田480こ4612	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	二ツ井地域局 総務企画課
97	秋田501に3793	小型	乗用	マツダ デミオ	二ツ井地域局 総務企画課
98	秋田480せ4481	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	二ツ井地域局 総務企画課
99	秋田300む9035	普通	乗用	日産 リーフ	二ツ井地域局 総務企画課
100	秋田580そ3521	軽	乗用	ホンダ ライフ	二ツ井地域局 総務企画課
101	秋田480さ2359	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットトラック	二ツ井地域局 市民福祉課
102	秋田200さ1492	普通	乗合	日野 リエッセ	二ツ井地域局 市民福祉課
103	秋田800す5310	普通	特種	ニッサン キャラバン	二ツ井地域局 市民福祉課
104	秋田480あ7134	軽	貨物	スズキ エブリー	二ツ井地域局 市民福祉課
105	秋田501た2653	小型	乗用	ダイハツ ビーゴ	二ツ井地域局 環境産業課
106	秋田000る2718	大特		日立ショベルローダ	二ツ井地域局 建設課
107	秋田400た340	小型	貨物	トヨタ ダイナ	二ツ井地域局 建設課
108	秋田900る1679	大型特殊		ロータリー除雪車 エッチケー	二ツ井地域局 建設課
109	秋田00ま5990	大型特殊		コマツメック ショベルローダ	二ツ井地域局 建設課
110	秋田00ま4372	大型特殊		三菱 グレーダー	二ツ井地域局 建設課
111	秋田800す968	普通	特種	トヨタ ランドクルーザープラド	二ツ井地域局 建設課
112	秋田900る1574	大型特殊		タイヤローダ 日立	二ツ井地域局 建設課
113	秋田900る1784	大型特殊		日立 タイヤドーザ	二ツ井地域局 建設課
114	秋田00ま4656	大型特殊		コマツメック タイヤローダ	二ツ井地域局 建設課
115	二ツ井町ろ871	小型特殊		ニイガタ ロータリー除雪車	二ツ井地域局 建設課
116	秋田00ま6175	大型特殊		T C M タイヤローダ	二ツ井地域局 建設課
117	秋田000る1652	大型特殊		カワサキ ショベルローダ	二ツ井地域局 建設課
118	秋田900る763	大型特殊		日立 ホイールローダ	二ツ井地域局 建設課
119	秋田000る2182	大型特殊		日立 ホイールローダ	二ツ井地域局 建設課
120	秋田900る1179	大型特殊		コマツ タイヤドーザー	二ツ井地域局 建設課
121	秋田900る1320	大型特殊		ニッセキ ロータリー除雪車	二ツ井地域局 建設課
122	秋田480て1924	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットトラック	二ツ井地域局 建設課
123	秋田480て1925	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットトラック	二ツ井地域局 建設課
124	秋田480て1826	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットトラック	二ツ井地域局 建設課
125	秋田900る1501	大型特殊		ロータリー除雪自動車	二ツ井地域局 建設課
126	秋田200は244	普通	乗合	日野 メルファ	二ツ井地域局 市民福祉部
127	秋田300は9372	普通	乗用	トヨタ エスティマ	議会事務局
128	秋田480こ2147	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	教育総務課
129	秋田501ふ7060	小型	乗用	トヨタ アクシオ	教育総務課
130	秋田480さ2358	軽	貨物	ダイハツ ハイゼット	能代教育事務所

No.	ナンバー	自動車の種別	用途	車名	所管課
131	秋田200さ1409	普通	乗合	三菱 ローザ	学校教育課
132	秋田200さ883	普通	乗合	日産 キャラバン	学校教育課
133	秋田200さ1158	普通	乗合	三菱 ローザ	学校教育課
134	秋田200さ1385	普通	乗合	日野 リエッセ	学校教育課
135	秋田200さ1486	普通	乗合	日野 リエッセⅡ	学校教育課
136	秋田200さ1552	普通	乗合	三菱 ローザ	学校教育課
137	秋田200さ1774	普通	乗合	日野 リエッセⅡ	学校教育課
138	秋田200さ1775	普通	乗合	日野 リエッセⅡ	学校教育課
139	秋田200さ1843	普通	乗合	三菱 ローザ	学校教育課
140	秋田200さ1840	普通	乗合	日野 リエッセⅡ	学校教育課
141	秋田200は423	普通	乗合	日野 メルファ	学校教育課
142	秋田200さ1773	普通	乗合	日野 リエッセⅡ	学校教育課
143	秋田200さ1899	普通	乗合	日野 リエッセⅡ	学校教育課
144	秋田501も6959	小型	乗用	日産 セレナ	学校教育課
145	秋田100す1369	普通	貨物	三菱 キャンター	学校教育課 給食センター
146	秋田100す1370	普通	貨物	三菱 キャンター	学校教育課 給食センター
147	秋田100す1371	普通	貨物	三菱 キャンター	学校教育課 給食センター
148	秋田100す4124	普通	貨物	いすゞ エルフ	学校教育課 給食センター
149	秋田100す5086	普通	貨物	いすゞ エルフ	学校教育課 給食センター
150	秋田400ち3089	小型	貨物	トヨタ サクシードバン	生涯学習スポーツ振興課
151	秋田480た2787	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	生涯学習スポーツ振興課
152	秋田480こ2143	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	生涯学習・スポーツ振興課（図書館）
153	秋田480こ2519	軽	貨物	日産 クリッパー	生涯学習・スポーツ振興課（中央公民館・文化会館）
154	秋田480け1014	軽	貨物	スズキ エブリイ	生涯学習・スポーツ振興課（中央公民館・文化会館）
155	秋田100す6991	普通	貨物	いすゞ エルフ	生涯学習・スポーツ振興課（能代市総合体育館）
156	秋田480こ2146	軽	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	生涯学習・スポーツ振興課（二ツ井公民館）

8-2 通行禁止又は制限に関する標示

災害対策基本法施行規則別記様式第2（第5条関係）



【備考】

- 1 色彩は、文字、縁線および区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

8－3 緊急通行車両に関する様式

災害対策基本法施行規則別記様式第3（第6条関係）



【備考】

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式 第4（第6条関係）

第 号 年 月 日 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟		
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5列番とする。

別記様式 第4（第6条関係）

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受付（交付） 番 号	番 号 標 に 標 示 されている番号	使 用 者 氏 名	交 付 年 月 日	備 考
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

別記様式第 1

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 (印)		第 号 災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 (印)	
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所		() 局 番
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 3

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 (印)		第 号 災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 (印)	
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所		() 局 番
	氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式 第5

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 秋 田 県 公安委員会 印		
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5列番とする。

別記様式 第6

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊 急 通 行 車 両 等 届 出 書 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 (印)	
番号標に標示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住 所 () 局 番 氏 名
通 行 日 時	
出 発 地	
(注) この届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、出発地を管轄する警察署に提出してください。	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第9 災害応援、派遣に関する資料

9-1 自衛隊の災害派遣要請の要求及び撤収要請の要求に関する様式

(市長から知事への派遣要請の要求)

		文書番号		年	月	日
秋田県知事 様		能代市長				
自衛隊の災害派遣要請について (依頼)						
このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。						
1 災害の状況および派遣要請の理由						
(1) 災害の種類						
(2) 災害発生日時 年 月 日 時 分						
(3) 災害発生場所						
(4) 派遣要請の事由						
2 要請の日時 年 月 日 時 分						
3 派遣を希望とする期間						
年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間						
4 派遣を希望する区域および活動内容						
(1) 派遣希望区域						
(2) 活動内容						
5 その他参考事項 (判明している事項で良い)						
(1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況						
(2) 派遣部隊の宿営 (宿泊) 地または宿泊施設の状況						
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法						
・連絡責任者 機関名 職・氏名 電話/FAX番号						
・現地対策本部 機関名 職・氏名 電話/FAX番号						
(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数 (明らかにできる場合に記載)						
(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること						

(市長から知事への撤収要請の要求)

文書番号

年 月 日

秋田県知事 様

能代市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

秋田県能代市の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、令和 年 月 日
時 分をもって撤収するようお願いします。

9-2 能代市協定締結状況一覧

■自治体との連携強化

N o	名 称	締結年月日	協定市町村名	協定書
1	災害時における相互援助に関する協定	平成18年4月26日	秋田県内13市	資料9-3
2	災害時における相互援助に関する協定	平成18年8月29日	能代市山本郡4市町 能代山本広域市町村圏組合	資料9-4
3	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書	平成24年1月20日	秋田県及び県内25市町村	資料9-5
4	非常災害時における相互応援に関する協定	平成25年4月4日	豊島区	資料9-6
5	災害時における相互援助に関する協定	平成8年2月1日	大船渡市、相模原市、佐久市、 肝付町	
	(協定締結変更)	(平成22年4月1日)	大船渡市、相模原市、佐久市、 肝付町、大樹町	
	(協定締結変更)	(平成28年4月1日)	大船渡市、相模原市、佐久市、 肝付町、大樹町、角田市	資料9-7

■国土交通省能代河川国道事務所との連携強化

N o	名 称	締結年月日	協定団体名	協定書
1	能代河川国道事務所情報カメラの画像提供（能代地区）に関する覚書	平成19年3月30日	国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長	資料9-8
2	災害時の情報交換に関する協定	平成22年11月5日	国土交通省東北地方整備局長	資料9-9
3	道の駅「ふたつ」における災害時の相互応援に関する協定	令和3年10月5日	国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長 株式会社道の駅ふたつ	資料9-10

■能代警察署との連携強化

N o	名 称	締結年月日	協定団体名	協定書
1	能代市警察情報の住民提供等に関する協定書	平成28年10月4日	能代警察署	資料9-11
2	災害時における協力に関する協定書	平成30年11月29日	能代警察署	資料9-12

■民間団体との連携強化

N o	名 称	締結年月日	協定団体名	協定書
1	長時間停電時における大型発動発電機設置等に関する協定	平成19年3月26日	能代市内大型発動発電機リース業者 能代山本電気工事協同組合 秋田県石油商業協同組合能代山本支部	資料9-13
2	大規模災害時の支援体制に関する協定書	平成19年3月26日	秋田県石油商業協同組合能代山本支部	資料9-14
3	災害医療救護活動に関する協定	平成19年12月25日	一般社団法人 能代市山本郡医師会	資料9-15

N o	名 称	締結年月日	協定団体名	協定書
4	災害時における食料の供給に関する協定	平成20年8月6日	能代食堂組合 能代飲食業組合 秋田県鮎商生活衛生組合能代支部	資料9-16
5	災害時における物資の供給に関する協定	平成20年11月19日	能代市商店会連合	資料9-17
6	災害復旧時の協力に関する協定書	平成21年9月1日	東日本電信電話株式会社秋田支店	資料9-18
7	災害時における物資の供給協力等に関する協定書	平成21年12月1日	NPO法人コメリ災害対策センター	資料9-19
8	災害時における物資の供給協力等に関する協定書	平成21年12月3日	株式会社伊徳	資料9-20
9	災害時における物資の供給協力等に関する協定書	平成22年1月19日	イオンリテール株式会社東北カンパニー秋田・山形事業部	資料9-21
10	災害時における物資の供給に関する協定	平成22年2月9日	二ツ井町商工会	資料9-22
11	大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定	平成22年4月1日	能代山本水道管工事業協同組合 (旧名称：能代市指定水道工事店協同組合)	資料9-23
12	災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定	平成23年9月22日	株式会社 能代清掃センター	資料9-24
13	災害時の協力に関する協定書	平成24年2月28日	東北電力株式会社 能代営業所	資料9-25
14	災害協力に関する協定書	平成25年5月20日	株式会社 秋田銀行	資料9-26
15	災害協力に関する協定書	平成25年5月20日	株式会社 北都銀行	資料9-27
16	災害時における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定書	平成25年7月3日	ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店	資料9-28
17	災害時における救援物資の供給に関する協定書	平成26年11月4日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	資料9-29
18	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	平成26年12月3日	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合能代支部	資料9-30
19	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成27年7月14日	一般社団法人秋田県LPガス協会	資料9-31
20	災害時における支援協力に関する協定書	平成27年7月30日	秋田県行政書士会	資料9-32
21	災害時における応援協力に関する協定書	平成28年10月19日	一般社団法人秋田県建造物解体業協会	資料9-33
22	災害時における応援協力に関する協定書	平成30年2月13日	六産会	資料9-34
23	災害時における応援対策業務に関する協定書	平成30年3月27日	能建会	資料9-35
24	災害時における応援対策業務に関する協定書	平成30年3月27日	能代貢建会	資料9-36
25	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	平成30年8月31日	能代山本生コンクリート共同組合	資料9-37
26	能代市と能代市内郵便局との包括連携協定	平成31年2月12日	能代市内郵便局	資料9-38

N o	名 称	締結年月日	協定団体名	協定書
27	災害に係る情報発信等に関する協定	平成31年3月26日	LINEヤフー株式会社	資料9-39
28	災害等による停電時における電力提供に関する協定	令和3年6月21日	風の松原自然エネルギー株式会社 大森建設株式会社	資料9-40
29	災害等における電動車両等に関する協定	令和3年11月9日	秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	資料9-41
30	災害時における施設の提供に関する協定	令和5年2月7日	株式会社ダイナム	資料9-42
31	能代市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	令和5年3月1日	能代市社会福祉協議会	資料9-43
32	地域防災パートナーシップ協定書	令和5年11月22日	株式会社秋田放送	資料9-44
33	災害時における入浴施設提供の協力に関する協定書	令和6年2月6日	株式会社 今野興業 (船沢温泉)	資料9-45
34	災害時における入浴施設提供の協力に関する協定書	令和6年2月6日	きみまち阪 壱ノ座	資料9-46
35	災害時における炊き出しの実施に関する協定書	令和7年4月13日	協同組合秋田県キッチンカー協会	資料9-47

■津波避難ビル

N o	名 称	締結年月日	協定団体名	協定書
1	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成25年11月21日	能代厚生医療センター (旧名称：山本組合総合病院)	資料9-48
2	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	平成25年11月21日	学校法人のしろ文化学園（しら かみ看護学院）	資料9-49
3	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書	平成27年1月30日	社会福祉法人 能代ふくし会	資料9-50

■福祉避難所

N o	名 称	締結年月日	協定団体名	協定書
1	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	平成30年11月5日	秋田県立能代支援学校	資料9-51
2	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	令和2年4月3日	社会福祉法人 能代ふくし会 (ねむの木苑)	資料9-52

※協定書は締結当時のものであり、組織・企業名や代表者が変更になっている場合があります。

9-3 災害時における相互援助に関する協定（県内13市）

災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助の種類）

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材および物資の提供
- （2）救助および救助必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （4）被災者を一時入所させるための施設の提供
- （5）救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認められるもの

（援助要請の手続き）

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）援助を受ける場所およびその経路
- （3）援助を受ける期間
- （4）前条第1号から第4号に掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- （5）前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別および人員
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（調整都市）

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

（経費の負担）

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して決めるものとする。

（賠償責任）

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障害者となった場合においては、本人又はその家族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に傷害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当課（室）を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発するものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年 4月26日

秋田市山王1丁目1番1号

秋田市

秋田市長 佐 竹 敬 久

能代市上町1番3号

能代市

能代市長 齊 藤 滋 宣

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市

横手市長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城20番地

大館市

大館市長 小 畑 元

由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市

由利本荘市長 柳 田 弘

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市

男鹿市長 佐 藤 一 誠

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市

湯沢市長 鈴 木 俊 夫

大仙市大曲花園町1番1号

大仙市

大仙市長 栗 林 次 美

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

鹿角市

鹿角市長 児 玉 一

潟上市天王字上江川 4 7 番地 1 0 0

潟上市

潟上市長 石 川 光 男

北秋田市花園町 1 9 番 1 号

北秋田市

北秋田市長 岸 部 陞

仙北市田沢湖生保内字宮の後 3 0 番地

仙北市

仙北市長 石 黒 直 次

にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

にかほ市

にかほ市長 横 山 忠 長

援 助 調 整 都 市

被災した都市	援 助 調 整 都 市	
	正	副
秋 田 市	湯 沢 市	大 仙 市
能 代 市	北 秋 田 市	仙 北 市
横 手 市	秋 田 市	男 鹿 市
大 館 市	大 仙 市	横 手 市
由利本荘市	鹿 角 市	大 館 市
男 鹿 市	大 館 市	鹿 角 市
湯 沢 市	能 代 市	に か ほ 市
大 仙 市	男 鹿 市	秋 田 市
鹿 角 市	由利本荘市	潟 上 市
北 秋 田 市	に か ほ 市	由利本荘市
潟 上 市	仙 北 市	湯 沢 市
仙 北 市	潟 上 市	能 代 市
に か ほ 市	横 手 市	北 秋 田 市

(様式省略)

9-4 災害時における相互援助に関する協定書（能代山本広域市町村圏組合構成市町）

災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定の趣旨にのっとり、能代市、藤里町、三種町、八峰町及び能代山本広域市町村圏組合（以下「市町等」という。）において、大規模な災害が発生し、被災市町等のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に市町等間の相互援助協力について必要な事項を定めるものとする。

（援助の種類）

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- （1） 災害時における人的及び物的被害を最小限度に防止するための消防力の提供
- （2） 食糧及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （3） 救護及び救助活動に必要な車輛等の提供
- （4） 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （5） 被災者を一時入所させるための施設の提供
- （6） 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （7） 前各号に定めるもののほか、被災市町等が特に必要があると認めるもの

（援助要請の手続き）

第3条 援助を受けようとする市町等は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等により要請を行ない、後日、速やかに別記様式第1号を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 援助を受ける場所及びその経路
- （3） 援助を受ける期間
- （4） 前条第2号から第5号までに掲げるものを要請する場合は品名、規格、数量等
- （5） 前条第6号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職、技能職の職種別及び人員
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第4条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市町等において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、その他の市町等が自主的判断により緊急援助活動を実施するものとする。

（援助経費の負担）

第5条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた市町等の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、関係市町等が協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 第2条に定める援助活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは重度障害者となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助した市町等が負うものとする。

2 援助した市町等の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町等への往復途上に生じたものを除き、被災した市町等がその賠償の責めを負うものとする。

（連絡体制等）

第7条 市町等は、別記様式第2号のとおり相互援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 市町等は、この協定の実効性を高めるため、能代山本広域市町村圏災害時相互援助協定連絡会議を設置する。

3 能代山本広域市町村圏災害時相互援助協定連絡会議は、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定め

るものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成18年9月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町の長及び能代山本広域市町村圏組合理事会代表理事が記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成18年 8月29日

能代市上町1番3号

能代市長 齊 藤 滋 宣

藤里町藤琴字藤琴8番地

藤里町長 石 岡 鍊一郎

三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町長 佐 藤 亮 一

八峰町八森字中浜63番地

八峰町長 加 藤 和 夫

能代市字海詠坂3番地2

能代山本広域市町村圏組合

理事会代表理事 齊 藤 滋 宣

(様式省略)

9-5 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書 (秋田県及び県内25市町村)

災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2号の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月20日

秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

秋田市山王一丁目1番1号

秋 田 市 長 穂 積 志

能代市上町1番3号

能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

横手市条里一丁目1番1号

横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城20番地

大 館 市 長 小 畑 元

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男 鹿 市 長 渡 部 幸 男

湯沢市佐竹町1番1号

湯 沢 市 長 齊 藤 光 喜

鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿 角 市 長 児 玉 一

由利本荘市尾崎 1 7 番地
由利本荘市長 長谷部 誠

潟上市天王字上江川 4 7 番地 1 0 0
潟 上 市 長 石 川 光 男

大仙市大曲花園町 1 番 1 号
大 仙 市 長 栗 林 次 美

北秋田市花園町 1 9 番 1 号
北 秋 田 市 長 津 谷 永 光

にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地
に か ほ 市 長 横 山 忠 長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 3 0 番地
仙 北 市 長 門 脇 光 浩

小坂町小坂鉾山字尾樽部 3 7 番地 2
小 坂 町 長 細 越 満

上小阿仁村小沢田字向川原 1 1 8 番地
上小阿仁村長 中 田 吉 穂

藤里町藤琴字藤琴 8 番地
藤 里 町 長 佐々木 文 明

三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三 種 町 長 三 浦 正 隆

八峰町峰浜目名潟字目長田 1 1 8 番地
八 峰 町 長 加 藤 和 夫

五城目町西磯ノ目 1 丁目 1 番地 1
五 城 目 町 長 渡 邊 彦兵衛

八郎潟町字大道 8 0 番地
八 郎 潟 町 長 畠 山 菊 夫

井川町北川尻字海老沢樋ノ口 7 8 番地 1
井 川 町 長 齋 藤 正 寧

大潟村字中央 1 番地 1
大 潟 村 長 高 橋 浩 人

美郷町土崎字上野乙 1 7 0 番地 1 0
美 郷 町 長 松 田 知 己

羽後町西馬音内字中野 1 7 7 番地

羽 後 町 長 大 江 尚 征

東成瀬村田子内字仙人下 3 0 番地 1

東 成 瀬 村 長 佐々木 哲 男

(様式省略)

9-6 非常災害時における相互応援に関する協定（豊島区）

能代市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

（趣 旨）

第1条 能代市及び豊島区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- （2）医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- （3）医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供
- （5）被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- （6）住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- （7）その他、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- （1）災害の内容及び被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- （3）前条第3号に掲げるものの職種別人員
- （4）前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- （5）応援の場所及び応援場所への経路
- （6）応援の期間
- （7）その他必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第4条 能代市及び豊島区のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けなくても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（連絡の窓口）

第5条 能代市及び豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（物資の輸送等）

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体の実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

- （1）応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病に

かかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 能代市及び豊島区は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 4日

秋田県能代市

能代市長 齊 藤 滋 宣

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

9-7 災害時における相互応援に関する協定（銀河連邦構成市町）

銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定

銀河連邦を構成する、秋田県能代市、岩手県大船渡市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町及び宮城県角田市（以下「銀河連邦市町」という。）は、相互の行政域において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項に規定する災害が発生した場合において、被災自治体の要請にこたえ、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）児童生徒の受入
- （7）被災者に対する住宅の斡旋
- （8）地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
- （9）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する銀河連邦市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された銀河連邦市町は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した銀河連邦市町の負担とする。ただし、銀河連邦市町間の協議によっては、この限りではない。

- 2 応援を要請した銀河連邦市町が、前項に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、応援を要請した銀河連邦市町から申出があった場合は、応援を要請された銀河連邦市町は、一時、立替支出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 銀河連邦市町は、第2条の規定による要請を確実かつ円滑に行うため、防災担当課長等をもって、連絡責任者に充てるものとする。

（体制の整備）

第6条 銀河連邦市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、銀河連邦市町相互で協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成28年4月1日から発効する。

この協定の成立を証するため、この本書7通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 4月 1日

秋田県能代市長

齊 藤 滋 宣

岩手県大船渡市長

戸 田 公 明

神奈川県相模原市長

加 山 俊 夫

長野県佐久市長

柳 田 清 二

鹿児島県肝付町長

永 野 和 行

北海道大樹町長

酒 森 正 人

宮城県角田市長

大 友 喜 助

9-8 能代河川国道事務所情報カメラの画像提供（能代地区）に関する覚書 （国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長）

能代河川国道事務所情報カメラの画像提供（能代地区）に関する覚書

国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長（以下「甲」という。）と能代市長（以下「乙」という。）は、情報カメラの画像提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲が所有する情報カメラ画像を流域及び沿線住民に提供し、広く周知することによって、迅速で的確な防災対応を可能とすることを目的とする。

（情報カメラ提供装置の維持管理）

第2条 甲は情報カメラ提供装置の点検整備を行い、それにかかる費用を負担するものとする。

2 乙は、甲が提供する情報カメラの設置場所を無償提供し、維持管理（甲が行う点検整備を除く。）にかかる費用を負担するものとする。

（情報カメラ提供装置損傷時の取扱い）

第3条 災害その他の理由により情報カメラ提供装置設備が損傷したときは、乙は甲に遅滞なく通知しなければならない。

2 情報カメラ提供装置等の復旧等については、甲、乙が適宜協議するものとする。

（協議）

第4条 この覚書に定めた事項を変更しようとするとき、またはこの覚書に定めのない事項を定めようとするときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第5条 この覚書は締結の日から施行し、その有効期間は平成20年3月31日とする。ただし、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃についての申し出がない場合は、この覚書の期間をさらに1年継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

以上覚書の証として本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年 3月30日

甲 国土交通省東北地方整備局
能代河川国道事務所長 林 崎 吉 克

乙 能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

能代市役所への情報カメラ画像提供一覧

番号	系	カメラ名称
1	河川	能代大橋
2	河川	米代新橋
3	河川	富根橋
4	河川	米白橋
5	河川	琴音橋
6	道路	鶴形（つるがた）
7	道路	富根（とみね）
8	道路	切石（きりいし）
9	道路	種（たね）
10	道路	小繋（こつなぎ）

二ツ井地域局への情報カメラ画像提供一覧

番号	系	カメラ名称
1	河川	富根橋
2	河川	米白橋
3	河川	比井野川排水機場（堤外）
4	河川	二ツ井観測所
5	河川	翔鷹大橋
6	河川	鷹巣橋
7	河川	きみまち無線中継所
8	道路	富根（とみね）
9	道路	切石（きりいし）
10	道路	小繋（こつなぎ）

9-9 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省東北地方整備局長）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と能代市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 能代市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 能代市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合に、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年11月 5日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行

乙 能代市上町1番3号
能 代 市 長 齊藤 滋宣

9-10 道の駅「ふたつ」における災害時の相互応援に関する協定

(国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長、株式会社道の駅ふたつ)

道の駅「ふたつ」における災害時の相互応援に関する協定書

国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長 高橋 秀典（以下「甲」という。）、能代市長 齊藤 滋宣（以下「乙」という。）及び道の駅「ふたつ」の指定管理者 株式会社道の駅ふたつ 代表取締役社長 高橋 剛（以下「丙」という。）は、大規模な災害が発生し又は発生のおそれがある場合、道の駅「ふたつ」における相互応援・連携・協力をより円滑に行うために、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、能代市内もしくは近隣市町村において大規模な災害が発生し又は発生のおそれがある場合の道の駅「ふたつ」における相互応援の内容を定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容で可能な範囲とする。

- 一 甲又は乙による情報の収集、提供（災害時の情報交換に関する協定によるリエゾンの派遣を含む）
- 二 乙の派遣要請によるTEC-FORCE の派遣、又は甲によるTEC-FORCE の派遣
- 三 甲による車両、建設機械、通信設備、応急復旧資材等の貸し付け
- 四 甲による通行規制等の措置
- 五 災害復旧に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所（以下「防災拠点」という。）の開設と利用
- 六 道路利用者が避難・休憩するための施設（以下「避難施設」という。）の開設と利用
- 七 その他、甲乙丙協議により必要とされる事項

（応援要請の手続き）

第3条 第1条の目的を達成するため、甲又は乙は第2条に定める応援内容を明らかにし要請する。

（応援の実施）

第4条 応援要請を受けた場合は速やかに応援活動を行うものとする。

- 2 応援要請がないが特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、甲及び乙は独自の判断により応援できるものとする。

（応援の終了）

第5条 第4条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、相互に協議のうえ終了するものとする。

（費用負担）

第6条 応援に要した費用は、甲又は乙において負担するものとし、原則、応援を要請した側の負担とする。ただし、甲乙協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

（覚書）

第7条 この協定に関する詳細な取り決めについては、別途覚書を取り交わすものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙又は丙から書面による申出がないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和3年10月5日から実施する。

この協議の証として本書 3 通を作成し、押印のうえ各自 1 通を保管する。

令和 3 年 1 0 月 5 日

甲 能代市鰯渕字一本柳 9 7 - 1
国土交通省 東北地方整備局
能代河川国道事務所長

乙 能代市上町 1 - 3
能代市長

丙 能代市二ツ井町小繋字泉 5 1
株式会社道の駅ふたつい
代表取締役社長

」

9-11 能代市警察情報の住民提供等に関する協定書（能代警察署）

能代市警察情報の住民提供等に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と能代警察署（以下「乙」という。）は、能代市防災行政無線（以下「防災無線」という。）を活用した、警察情報の住民提供及び犯罪の注意喚起について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は相互協力の下、防災無線を利用した警察情報の住民提供等について、必要な事項を定めるとともに、警察情報を住民に伝達することにより、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（推進事項）

第2条 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、迅速、的確に地域住民に対する警察情報の提供及び注意喚起を行うものとする。

2 甲は、提供を受けた警察情報について、地域住民への注意喚起に協力するものとする。

（対象事案）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる警察情報の住民提供等について、防災無線の活用を図るものとする。

（1）事件事故等重要突発事案が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体及び財産に重大な危害が生じるおそれがある場合。

（2）上記1のほか、地域安全活動を推進するために必要と認められる場合。

（3）交通死亡事故多発警報等が発令された場合。

（4）その他、全国的な交通安全運動、地域安全運動が行われる場合。

（情報取扱責任者）

第4条 この防災無線を利用して伝達する警察情報の取扱責任者は、能代市市民活力推進課長とし、情報提供責任者は、能代警察署生活安全課長及び交通課長とする。

（相互の連携）

第5条 甲と乙は、平素から緊密な連携を保つように努める。

（防災無線の活用）

第6条 甲及び乙は、警察情報の住民提供等について、積極的に防災無線の活用を図るものとする。

2 乙は、防災無線による放送を依頼する場合は、昼夜間・休日とも甲の連絡責任者に行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭により依頼するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は運用上問題が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名の上、各1通を保有する。

平成28年10月 4日

甲 能代市上町1番3号
能代市長 齋藤 滋 宣

乙 能代市日吉町1番24号
能代警察署長 湊 信

9-12 災害時における協力に関する協定書（能代警察署）

災害時における協力に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と秋田県能代警察署（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波等の災害が発生し、乙が自らの庁舎での業務の遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合において、乙が甲の所有する施設の一部を災害警備活動の拠点として使用することへの協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 前条の場合において、乙は必要に応じ、甲に対して以下の協力を求めるものとする。この際、甲は、地震、津波等の災害警備活動の重要性を理解の上、可能な限り乙の求めに応ずるものとする。

- （1）使用対象となる施設は、秋田県能代市二ツ井町字上台1番地1所在の能代市二ツ井町庁舎の管理者が指定する場所とし、同所に乙が管理する通信機器等の災害警備活動に必要な資機材等を搬入し、乙の臨時の活動拠点を設置すること。
- （2）同所の駐車場の一部を、乙が管理する自動車等の臨時の駐車場として借用すること。
- （3）その他、甲が管理する資機材等のうち、地震、津波等の災害警備活動に必要なものについて借用すること。

（情報共有）

第3条 甲及び乙は、地震、津波等の災害発生時において、相互の情報の共有を図る。

（経費の負担）

第4条 乙は、法令その他特別な定めがある場合を除くほか、甲が適正な方法により協力に要した経費として算出した額を負担するものとする。

- 2 前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

（効力の発生）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印お上、各自1通を保有する。

平成30年11月29日

甲 能代市上町1番3号
能代市長 齋藤 滋 宣

乙 能代市日吉町1番24号
能代警察署長 荻原 勲

9-13 長時間停電時における大型発動発電機設置等に関する協定

(能代市内大型発動発電機リース業者、能代山本電気工事協同組合、秋田県石油商業協同組合能代山本支部)

長時間停電時における大型発動発電機設置等に関する協定

能代市の所管に係る諸施設に於いて、継続的運転が必要な設備を安定的に稼動し、市民生活に支障を来すことのないようにするため、能代市長（以下「甲」という。）、能代市内大型発動発電機リース業者代表（以下「乙」という。）、能代山本電気工事協同組合理事長（以下「丙」という。）、秋田県石油商業協同組合能代山本支部長（以下「丁」という。）において、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）に対し、甲の所管する施設（別表1）の長時間停電時における大型発動発電機の設置及びそれに伴う各種業務に関して協力を求め、乙等がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、長時間停電が発生し本条第3項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙等に対し、協力を要請するものとする。ただし、やむを得ない事情により、甲が乙等と連絡を取ることが出来ない場合は、甲は、直接乙等の加入組合員等（別表2）に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙等は、甲の要請を受けたときは、可能な限り、速やかに甲に協力するものとする。

3 甲が乙等に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- 一 別表1に掲げる施設への大型発動発電機及び接続用ケーブルの運搬及び設置業務
- 二 別表1に掲げる施設へ搬入された大型発動発電機の配線及び接続業務
- 三 自家発電装置及び大型発動発電機の運転に必要な燃料の確保及び充填業務
- 四 その他甲が必要とする業務

(対象施設)

第3条 甲の要請により、乙等が行う業務の対象箇所及び施設規模については、別表1のとおりとし、甲の指示に従い、乙等が相互に連携して対応するものとする。

(費用負担)

第4条 甲の要請により、乙等が第2条第3項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第5条 乙等は、業務の終了後、甲の確認を受けて第2条第3項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し、定めのない事項及び運用について疑義が生じた場合は、別に協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、甲乙丙丁から別段の意思表示がない場合は、本協定が更新されたものとみなし、さらに1年間延長するものとする。以後においても同様とする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年3月26日

甲 能代市長

齊 藤 滋 宣

乙 能代市内大型発動発電機リース業者

代 表 福 田 幸 夫

丙 能代山本電気工事協同組合

理事長 小 野 義 光

丁 秋田県石油商業協同組合能代山本支部

支部長 塚 本 真 木 夫

(別表省略)

9-14 大規模災害時の支援体制に関する協定書（秋田県石油商業協同組合能代山本支部）

大規模災害時の支援体制に関する協定書

（目的）

第1条 能代市長 齊藤滋宣（以下「甲」という。）と秋田県石油商業協同組合能代山本支部 支部長 塚本真木夫（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合の燃料供給、自動車整備用工具類の提供及びその他の協力体制について、次のとおり協定を締結する。

（燃料の供給）

第2条 乙は、大規模災害が発生し、救援活動に必要とする燃料に不足を来す場合、甲の申し出により、甲の所管する施設等に燃料を可能な範囲で優先して提供するものとする。また、救援活動継続中の状況によっては、災害現場、避難場所等へ燃料を搬送し、供給を行うものとする。

（簡易救助器具の提供）

第3条 甲は、大規模災害が発生し、人命救助活動に必要とする資器材に不足を来した場合、乙に対して簡易救助器具（ハンマー、バール、金てこ、ジャッキ等人命救助活動に使用できると認められる工具類）の貸与を求めることができるものとする。

2 乙は、甲から前項の貸与の求めがあった場合は、可能な範囲で優先して貸与するものとする。

（その他の協力体制）

第4条 乙は、甲の救援活動と連携し、被災者に対して、災害時のラジオ・テレビ等による情報提供、高齢者・児童等の避難場所の提供、応急手当の実施、緊急応急井戸による飲料水又は生活用水の提供、トイレの提供など、可能な範囲で支援を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 燃料の供給に伴う経費は、後日、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

2 第3条の規定による簡易救助器具の貸与は無償とする。ただし、甲の責めにより破損、紛失等した場合の修繕費又は損害額は、甲の負担とする。なお、これによりがたいと認められるときは、別に協議するものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、甲乙から別段の意思表示がない場合は、本協定が更新されたものとみなし、さらに1年間延長するものとする。以後においても同様とする。

（協議）

第7条 この協定に関し、定めのない事項及び運用等について疑義が生じた場合は、別に協議するものとする。

（協定書の保管）

第8条 この協定を証するため本書2通作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年 3月26日

甲 能代市上町1番3号

能代市長 齊藤 滋 宣

乙 能代市落合字上谷地28番地

秋田県石油商業協同組合能代山本支部

支部長 塚本 真木夫

9-15 災害医療救護活動に関する協定（一般社団法人 能代市山本郡医師会）

災害医療救護活動に関する協定

能代市（以下「甲」という。）と社団法人能代市山本郡医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、能代市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師及び看護師等の医療救護活動に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定による要請をする場合は、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び被害の概況
- （3）出動を要する人員（班）及び必要な資器材等
- （4）出動の期間
- （5）その他必要な事項

3 乙は、第1項の規定により甲の要請があった場合、医療従事者の派遣又は待機等に必要な措置を講ずるものとする。

4 乙は、緊急かつやむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に前項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

5 前項の規定により、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づきなされたものとみなす。

（救護所の設置）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（医療従事者の業務）

第4条 医療従事者は、前条の救護所、防災計画に定める避難所、その他能代市災害対策本部長が指定する場所において、次の業務を行う。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者等に対する医療及び助産
- （3）医療機関への搬送の指示
- （4）その他医療救護活動に必要な事項

2 医療従事者は、前項に規定する業務を遂行するうえで必要な医薬品、食料品及び宿泊等の準備については、原則として、自らこれを行うものとする。

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 医療従事者に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、能代市災害対策本部がこれを行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び医療用具の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑にできるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第7条 医療救護活動に係る医療費等については、以下の取扱いをする。

- （1）救護所等における患者（被災者）の医療・助産費は、無料とする。

(2) 医療機関に転送収容された場合の医療・助産費は、医療保険の適用の例による。
(費用弁償等)

第8条 医療従事者に係る次の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び同法施行細則（昭和39年秋田県規則第38号）の規定を準用する。

- (1) 医療従事者の派遣又は待機に要した費用
 - (2) 医療従事者が必要に応じて使用した医薬品及び医療資機材等の費用
 - (3) 医療救護活動により生じた設備等の損傷の復旧等に係る費用
 - (4) 医療従事者が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
 - (5) 前各号に該当しないもので、この協定を実施するために必要とした費用
- (細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目については、別に定める。

(協議)

第10号 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成19年12月25日から平成20年3月31日までとする。
ただし、この協定の期間満了の日の1月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期限終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後 同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年12月25日

甲 能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

乙 (社) 能代市山本郡医師会
会 長 三 田 重 人

災害医療救護活動に関する協定細目

災害医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定を実施するための細目を次のように定める。

（連絡調整事項）

第1条 甲及び乙は、次の事項に係る連絡調整を防災計画に基づいて行うものとする。

- （1）医療救護班に関すること。
- （2）救護所に関すること。
- （3）死亡の確認に関すること。
- （4）患者等の搬送に関すること。
- （5）医薬品及び医療資器材等の備蓄に関すること。
- （6）緊急連絡網の整備に関すること。
- （7）医療救護活動に関すること。
- （8）その他指揮系統、医療確保等に関すること。

（紛争の処理）

第2条 協定に係る医療救護活動について紛争が生じた場合は、甲及び乙は、関係者と協議を行い、協力して処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、甲が損害賠償を行ったときは、甲は、医療従事者に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者に対して求償しないものとする。

（報告書等の提出）

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づき、医療従事者の派遣又は待機の要請を講じた場合には、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）医療救護班名簿（様式第1号）
- （2）医療救護活動実施報告書（様式第2号）
- （3）医薬品・医療資器材等使用報告書（様式第3号）

（費用弁償等の請求）

第4条 協定第8条第1号から第3号まで及び第5号に規定する費用については、乙が費用弁償請求書（様式第4号）により、甲に請求するものとする。

2 協定第8条第4号に規定する扶助金については、当該支給を受けようとする者が乙を経由して扶助金支給申請書（様式第5号）を甲に提出するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定第8条第1号から第3号まで及び第5号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和39年秋田県規則第38号）の規定を準用する。

2 前項に規定する額の改定があった場合には、改訂後の額に基づくものとする。

（協議）

第6条 この協定細目に定めのない事項又はこの協定細目に関し疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本細目2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年12月25日

甲 能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

乙 （社）能代市山本郡医師会
会 長 三 田 重 人

（様式省略）

9-16 災害時における食料の供給に関する協定

(能代食堂組合、能代飲食業組合、秋田県鮎商生活衛生組合能代支部)

災害時における食料の供給に関する協定

能代市（以下「甲」という。）と能代食堂組合（以下「乙」という。）、能代飲食業組合（以下「丙」という。）、能代市旅館ホテル組合（以下「丁」という。）及び秋田県鮎商生活衛生組合能代支部（以下「戊」という。）は、能代市域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料の供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が能代市地域防災計画に定めるところにより災害対策本部を設置し、乙、丙、丁及び戊（以下「乙等」という。）に対して食料の供給の協力を要請したときに発動するものとする。

(協力の要請)

第3条 災害時において、甲が乙等に対し食料の供給の協力を受けようとするときは、食料供給協力依頼書（別紙様式）により、要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は口頭により協力を要請し、後日食料供給協力依頼書をもって処理することができる。

(要請への協力)

第4条 乙等は、前条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

(食料の種類)

第5条 災害時において、甲が乙等に対し供給の協力を要請する食料の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) おにぎり、弁当等

(2) 炊き出し

(費用負担)

第6条 この協定に基づき乙等が供給した食料の代金及びその他必要経費は、甲が負担するものとする。

(支払い)

第7条 甲は、乙等が物資の納入を完了したときは、請求に基づきその代金を支払うものとする。

(組合員名簿及び組合員別供給可能食料表の提出)

第8条 乙等は、甲に対し、組合員の名簿及び組合員別の供給可能食料表を毎年度4月20日までに甲に提出するものとする。

2 乙等は、前項の規定による名簿等に変更が生じたときは、速やかに甲に通知するものとする。

(情報交換)

第9条 甲、乙、丙、丁及び戊は、平常時から相互の連絡体制及び食料の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書5通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年 8月 6日

甲 能代市長 齊藤 滋 宣

乙 能代食堂組合
組 合 長 山 谷 久 信

丙 能代飲食業組合
会 長 佐 藤 隆 治

戊 秋田県鮭商生活衛生組能代支部
支 部 長 袴 田 幹 雄

(様式省略)

9-17 災害時における物資の供給に関する協定（能代市商店会連合）

災害時における物資の供給に関する協定

能代市（以下「甲」という。）と能代市商店会連合（以下「乙」という。）は、能代市域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料品及び生活物資（以下「物資」という。）の供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が能代市地域防災計画に定めるところにより災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の協力を要請したときに発動するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害時において、甲が乙に対し物資の供給の協力を受けようとするときは、物資供給協力依頼書（別紙様式）により、乙の会員に対し直接要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は口頭により協力を要請し、後日物資供給協力依頼書をもって処理することができる。

（要請への協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（物資の種類）

第5条 災害時において、甲が乙に対し供給の協力を要請する食料品及び生活物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 調理済み食品（おにぎり、弁当等）
- （2） 食料品（米穀類、麺類、乾パン及び食パン等、肉類、乾加工品類、缶詰類、そ菜類、漬物、味噌、しょう油、食塩、粉ミルク等）
- （3） 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- （4） 衣料品（作業着、靴下、洋服、作業服、子供服等、運動靴等）
- （5） 肌着（シャツ、パンツ等）
- （6） 日用品雑貨（石鹸、タオル、手拭、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、サンダル、傘、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、紙おむつ等）
- （7） 炊事用具（鍋、釜、やかん、缶切、包丁等）
- （8） 食器（茶碗、皿、箸、スプーン、紙コップ、ほ乳ビン等）
- （9） 光熱材料（マッチ、ローソク、木炭等）
- （10） その他（上敷きゴザ、ビニールシート、懐中電灯、乾電池、携帯ラジオ、炊飯器、家電製品、ガスコンロ等）

2 甲は、災害により前項各号に掲げる物資以外のものが必要になったときは、乙との協議により、協力を要請することができるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき乙の会員が供給した物資の代金及びその他必要経費は、甲が負担するものとする。この場合において費用の請求にあたっては、乙の会員は、災害発生前における物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、乙の会員が物資の納入を完了したときは、乙の会員の請求に基づきその代金を支払うものとする。

（会員名簿及び会員別供給可能生活物資表等の提出）

第8条 乙は、甲に対し、乙の役員名簿及び構成する商店会等の会員名簿並びに会員別の供給可能物

資表を毎年度4月20日までに甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による名簿等に変更が生じたときは、速やかに甲に通知するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年11月19日

甲 能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市商店会連合
理 事 長 安 岡 明 雄

(様式省略)

9-18 災害復旧時の協力に関する協定書（東日本電信電話株式会社秋田支店）

災害復旧時の協力に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「乙」という。）は、秋田県地域防災計画ならびに能代市地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震および台風・雪害等の災害発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間および復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 大規模地震および台風・雪害等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら国家機関、公共機関等重要機関に対する緊急通信の確保、ならびに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の復旧にあたり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（準用）

第7条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行なう場合は、必要に応じ本協定を準用することができるものとする。

（連絡責任者）

第8条 本協定書に関する連絡責任者は、甲においては能代市総務部総務課長、乙においては東日本電信電話株式会社秋田支店設備部設備運営担当課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第9条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項、又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、締結日より平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から内容の変更または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本

協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年 9月 1日

甲 能代市上町1番3号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田市中通四丁目4番4号
東日本電信電話株式会社秋田支店
支店長 小 野 寺 仁

9-19 災害時における物資の供給協力等に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)

災害時における物資の供給協力等に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、豪雨・洪水等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害において、甲が実施する被災者の救援物資を、迅速かつ円滑に確保する等の災害応急対策及び平常時の防災活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として災害時において、甲が能代市地域防災計画に定めるところにより災害対策本部等を設置し、乙に対して物資の供給協力を要請したときに発動するものとする。

（物資の範囲）

第3条 災害時において、甲が乙に対し供給協力を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

2 甲は、災害により前項各号に掲げる物資以外の物が必要になったときは、乙との協議により、協力を要請することができるものとする。

（協力の要請）

第4条 災害時において、甲が乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、物資供給協力要請書（様式第1号）により、乙に対し要請することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又は口頭で要請し、後日物資供給協力要請書により処理することができる。

（物資の供給協力）

第5条 乙は前条の規定により、甲から要請を受けたときは物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後すみやかに、その実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、別に甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（物資等の費用負担）

第7条 この協定に基づき乙が供給した物資の代金及びその他必要経費は、甲が負担するものとする。この場合において費用の請求にあたっては、乙は災害発生前における物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、乙が物資の納入を完了したときは、乙の請求に基づき、その代金を支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第10条 乙は、平常時においても、甲が実施する防災啓発事業の推進や防災訓練等への参加について、可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては能代市総務課長の職にある者、乙においてはNPO法人コメリ災害対策センター事務局長の職にある者とし、様式第2号により報告するものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から内容の変更並びに協定を継続しない旨の文書による申し出がない場合は、本協定は当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間同一の条件で継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定の実施について定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年12月 1日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市長 齊藤 滋 宣

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

(様式省略)

〈別表〉

災害時の主な必要物資一覧表

区 分	災害発生直後に必要な物資類			その後に必要な物資類		
生活必需品	毛布 生理用品 ラジオ トイレトイレットペーパー 使い捨て食器類 固形燃料 練炭コンロ マッチ マスク ごみ袋 飲料水	タオルケット 哺乳瓶 乾電池 割箸 ラップ 木炭 ライター ウェットティッシュ 水モップ 蚊取線香 その他	紙おむつ 洗面用具 懐中電灯 スプーンホルダー 練炭 ローソク ガムテープ 雑巾 使い捨てカイロ	タオル シューズ 洗剤 バケツ カセットコンロ 蛍光灯 救急セット その他	肌着 作業服 石鹸 炊飯用具 カセットボンベ ティッシュペーパー 水缶	履物 軍手 鍋 簡易コンロ 電球 常備薬 救急ミニトイレ
作業用品	作業シート ヘルメット 皮手袋 その他	標識ロープ 長靴 雨具	誘導灯 ゴム手袋 ポケットコート	防塵マスク ガラ袋 散水ノズル 大型石油ストーブ	簡易マスク スコップ デッキブラシ その他	土のう袋 ホースリール 強力ライト

9-20 災害時における物資の供給協力等に関する協定書（株式会社伊徳）

災害時における物資の供給協力等に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と株式会社伊徳（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、豪雨・洪水等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害において、甲が実施する被災者の救援物資を、迅速かつ円滑に確保する等の災害応急対策及び平常時の防災活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として災害時において、甲が能代市地域防災計画に定めるところにより災害対策本部等を設置し、乙に対して物資の供給協力を要請したときに発動するものとする。

（物資の範囲）

第3条 災害時において、甲が乙に対し供給協力を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

2 甲は、災害により前項各号に掲げる物資以外の物が必要になったときは、乙との協議により、協力を要請することができるものとする。

（協力の要請）

第4条 災害時において、甲が乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、物資供給協力要請書（様式第1号）により、乙に対し要請することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又は口頭で要請し、後日文書で依頼することができる。

（物資の供給協力）

第5条 乙は前条の規定により、甲から要請を受けたときは物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後すみやかに、その実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、別に甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（物資等の費用負担）

第7条 この協定に基づき乙が供給した物資の代金及びその他必要経費は、甲が負担するものとする。この場合において費用の請求にあたっては、乙は災害発生前における物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、乙が物資の納入を完了したときは、乙の請求に基づき、その代金を支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第10条 乙は、平常時においても、甲が実施する防災啓発事業の推進や防災訓練等への参加について、可能な限り協力するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては能代市総務課長の職にある者、乙において

は株式会社伊徳総務部長の職にある者とし、様式第2号により報告するものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から内容の変更並びに協定を継続しない旨の文書による申し出がない場合は、本協定は当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間同一の条件で継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定の実施について定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年12月 3日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市長 齊藤 滋 宣

乙 秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社 伊 徳
代表取締役 伊 藤 碩 彦

(様式省略)

災害時の主な必要物資一覧表

区 分	災害発生直後に必要な物資類			その後に必要な物資類		
食 料 品	おにぎり カップ麺 牛乳 惣菜 その他	弁当 飲料水 粉ミルク ハム・ソーセージ	パン類 ジュース 缶詰	精米 食パン 梅干 肉類 果物 その他	即席麺 レトルト食品 野菜 魚類 お茶	インスタント食品 漬物 調味料 菓子類
生活必需品	毛布 生理用品 ラジオ トイレペーパー 使い捨て食器類 固形燃料 練炭コンロ マッチ マスク ごみ袋 その他	タオルケット 哺乳瓶 乾電池 箸 ラップ 木炭 ライター ウエットティッシュ 水モップ 蚊取線香	紙おむつ 洗面用具 懐中電灯 スプーン ホイル 練炭 ローソク ガムテープ 雑巾 使い捨てカイロ	タオル シューズ洗剤 バケツ カセットコンロ 蛍光灯 救急セット その他	肌着 作業服 石鹸 炊飯用具 カセットボンバー ティッシュペーパー 水缶	履物 軍手 鍋 簡易コンロ 電球 常備薬 救急ミニトイレ
作業用品	作業シート ヘルメット 皮手袋 その他	標識ロープ 長靴 雨具	誘導灯 ゴム手袋 ポケットコート	防塵マスク ガラ袋 散水ノズル 大型石油ストーブ	簡易マスク スコップ デッキブラシ その他	土のう袋 ホースリール 強力ライト

9-21 災害時における物資の供給協力等に関する協定書
(イオンリテール株式会社東北カンパニー秋田・山形事業部)

災害時における物資の供給協力等に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、豪雨・洪水等、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害において、甲が実施する被災者の救援物資を、迅速かつ円滑に確保する等の災害応急対策及び平常時の防災活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として災害時において、甲が能代市地域防災計画に定めるところにより災害対策本部等を設置し、乙に対して物資の供給協力を要請したときに発動するものとする。

（物資の範囲）

第3条 災害時において、甲が乙に対し供給協力を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

2 甲は、災害により前項各号に掲げる物資以外の物が必要になったときは、乙との協議により、協力を要請することができるものとする。

（協力の要請）

第4条 災害時において、甲が乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、物資供給協力要請書（様式第1号）により、乙に対し要請することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又は口頭で要請し、後日文書で依頼することができる。

（物資の供給協力）

第5条 乙は前条の規定により、甲から要請を受けたときは物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後すみやかに、その実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、別に甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（物資等の費用負担）

第7条 この協定に基づき乙が供給した物資の代金及びその他必要経費は、甲が負担するものとする。この場合において費用の請求にあたっては、乙は災害発生前における物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、乙が物資の納入を完了したときは、乙の請求に基づき、その代金を支払うものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第10条 乙は、平常時においても、甲が実施する防災啓発事業の推進や防災訓練等への参加につい

て、可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者)

第 1 1 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては能代市総務課長の職にある者、乙においてはイオンリテール株式会社東北カンパニー総務部マネージャーの職にある者とし、様式第 2 号により報告するものとする。

(情報交換)

第 1 2 条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第 1 3 条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲または乙から内容の変更並びに協定を継続しない旨の文書による申し出がない場合は、本協定は当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間同一の条件で継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第 1 4 条 この協定の実施について定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 2 年 1 月 1 9 日

甲 秋田県能代市上町 1 番 3 号
能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田県秋田市御所野地藏田 1 丁目 1 番 1 号
イオンリテール株式会社
東北カンパニー秋田・山形事業部
事 業 部 長 三 浦 辰 夫

(様式省略)

災害時の主な必要物資一覧表

区 分	災害発生直後に必要な物資類			その後に必要な物資類		
食 料 品	おにぎり カップ麺 牛乳 惣菜 その他	弁当 飲料水 粉ミルク ハム・ソーセージ	パン類 ジュース 缶詰	精米 食パン 梅干 肉類 果物 その他	即席麺 レトルト食品 野菜 魚類 お茶	インスタント食品 漬物 調味料 菓子類
生活必需品	毛布 生理用品 ラジオ トイレットペーパー 使い捨て食器類 固形燃料 練炭コンロ マッチ マスク ごみ袋 その他	タオルケット 哺乳瓶 乾電池 箸 ラップ 木炭 ライター ウェットティッシュ 水モップ 蚊取線香	紙おむつ 洗面用具 懐中電灯 スプーン ホイル 練炭 ローソク ガムテープ 雑巾 使い捨てカイロ	タオル シューズ 洗剤 バケツ カセットコンロ 蛍光灯 救急セット その他	肌着 作業服 石鹸 炊飯用具 カセットボンベ ティッシュペーパー 水缶	履物 軍手 鍋 簡易コンロ 電球 常備薬 救急ミニトイレ
作業用品	作業シート ヘルメット 皮手袋 その他	標識ロープ 長靴 雨具	誘導灯 ゴム手袋 ポケットコート	防塵マスク ガラ袋 散水ノズル 大型石油ストーブ	簡易マスク スコップ デッキブラシ その他	土のう袋 ホースリール 強力ライト

9-22 災害時における物資の供給に関する協定（二ツ井町商工会）

災害時における物資の供給に関する協定

能代市（以下「甲」という。）と二ツ井町商工会（以下「乙」という。）は、能代市域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料品及び生活物資（以下「物資」という。）の供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が能代市地域防災計画に定めるところにより災害対策本部を設置し、乙に対して物資の供給の協力を要請したときに発動するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害時において、甲が乙に対し物資の供給の協力を受けようとするときは、物資供給協力依頼書（様式第1号）により、乙の会員等に対し直接要請するものとする。

ただし緊急の場合は、電話又は口頭により協力を要請し、後日、物資供給協力依頼書をもって処理することができる。

（要請への協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（物資の種類）

第5条 災害時において、甲が乙に対し供給の協力を要請する食料品及び生活物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 調理済み食品（おにぎり、弁当等）
- （2） 食料品（米穀類、麺類、乾パン及び食パン等、肉類、乾加工品類、缶詰類、そ菜類、漬物、味噌、しょう油、食塩、粉ミルク等）
- （3） 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- （4） 衣料品（作業着、靴下、洋服、作業服、子供服等、運動靴等）
- （5） 肌着（シャツ、パンツ等）
- （6） 日用品雑貨（石鹸、タオル、手拭、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、サンダル、傘、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、紙おむつ等）
- （7） 炊事用具（鍋、釜、やかん、缶切、包丁等）
- （8） 食器（茶碗、皿、箸、スプーン、紙コップ、ほ乳ビン等）
- （9） 光熱材料（マッチ、ローソク、木炭等）
- （10） その他（上敷きゴザ、ビニールシート、懐中電灯、乾電池、携帯ラジオ、炊飯器、家電製品、ガスコンロ等）

2 甲は、災害により前項各号に掲げる物資以外のものが必要になったときは、乙との協議により、協力を要請することができるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき乙の会員等が供給した物資の代金及びその他必要経費は、甲が負担するものとする。この場合において費用の請求にあたっては、乙の会員等は、災害発生前における物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、乙の会員等が物資の納入を完了したときは、乙の会員等の請求に基づきその代金を支払うものとする。

(会員名簿及び会員別供給可能生活物資表等の提出)

第8条 乙は、甲に対し、乙の役員名簿及び構成する会員名簿、商店会等の会員名簿並びに会員別の供給可能物資表及び災害時の連絡責任者等(様式第2号)を毎年度4月20日までに甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による名簿等に変更が生じたときは、速やかに甲に通知するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年 2月 9日

甲 能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

乙 二ツ井町商工会会長 菊 地 豊

(様式省略)

9-23 大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定
(能代山本水道管工事業協同組合)

大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定

(目 的)

第1条 能代市長 齊藤滋宣（以下「甲」という。）と能代市指定水道工事店協同組合理事長 川間政男（以下「乙」という。）は、能代市における大規模災害及び大規模な事故（以下「災害等」という。）の発生に伴う水道の復旧作業の応援、簡易救急器具の貸与及びその他の協力体制について、次のとおり協定を締結する。

(水道の復旧作業の応援)

第2条 乙は、災害等が発生し、水道の復旧作業が必要となった場合、甲の応援要請により、緊密な協力のもとに緊急修繕及び応急給水を行い、早期の復旧を図るものとする。

(簡易救助器具等の貸与)

第3条 甲は、災害等が発生し、人命救助活動及び応急飲料水の供給のため、必要とする資機材に不足を来した場合、乙に対して簡易救助器具（ハンマー、バール、金てこ、ジャッキ等人命救助活動に使用できると認められる工具類）及び応急飲料水供給のための容器（ポリタンク等）の貸与を求めることができるものとする。

(その他の協力体制)

第4条 乙は、甲の救援活動と連携し、被災者等に対して、災害時のラジオ・テレビ等による情報提供、高齢者・児童等の避難場所の提供、応急手当の実施、緊急応急井戸による飲料水又は生活用水の提供、トイレの提供など、可能な範囲で支援を行うものとする。

(応援要請等)

第5条 災害等が発生した場合において、第2条による甲の応援要請があったときは、乙は速やかに応援活動が可能な加盟店（以下「応援隊」という。）を出動させるものとする。また、第3条による甲の貸与要請があったときは、乙は可能な範囲で優先して貸与するものとする。

2 前項の応援要請及び貸与要請は、応援又は貸与の内容及び期間を明確にして行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、甲が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動のために要する費用の負担については、実働日数、時間及び人員等を勘案し、その都度協議により決定するものとする。

2 第3条の規定による簡易救助器具等の貸与は無償とする。ただし、甲の責めにより破損、紛失した場合の修繕又は損害額は、甲の負担とする。なお、これによりがたいと認められるときは、別に協議するものとする。

(細目)

第8条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、協定細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に関し、定めのない事項及び運営等について疑義が生じた場合は、別に協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、甲乙から別段の意思表示がない場合は、本協定が更新されたものとみなし、さらに1年間延長するものとし、以後において同様とする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を定めた証として、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 2 2 年 4 月 1 日

甲 能代市上町 1 番 3 号

能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市御指南町 1 - 4 5

能代市指定水道工事店協同組合

理 事 長 川 間 政 男

大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定細目

(目的)

第1条 この協定細目は、大規模災害時等における応援体制に関する協定第8条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援隊等のリストの提出)

第2条 乙は、要請に備えて、加盟店及び機材等のリストをあらかじめ、甲に提出するものとする。

(要請手続)

第3条 協定第5条に定める要請にあたって、甲は、乙に対して水道復旧作業応援等要請書（別記第1号様式）により行なうものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請をし、後日要請書を送付するものとする。

2 甲が乙に対して要請するいとまがないときは、乙の加盟店に直接、口頭で要請することができるものとする。

3 前項に基づき、甲が直接乙の加盟店に要請したときは、後日要請書をもって報告するものとする。

(応援活動の実施報告書)

第4条 乙は、協定第5条に定める応援の要請により、水道の復旧作業等の応援活動を実施するため応援隊が出動したときは、出動報告書（別記第2号様式）により、すみやかに甲に報告しなければならないものとする。

(協定細目書の保管)

第5条 この細目を定めた証として、本協定細目書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 4月 1日

甲 能代市上町1番3号

能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市御指南町1-45

能代市指定水道工事店協同組合

理 事 長 川 間 政 男

(様式省略)

9-24 災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定
（株式会社 能代清掃センター）

災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と株式会社能代清掃センター（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、能代市内において災害により緊急事態が発生した場合において、乙が甲に対して実施する一般廃棄物（し尿）の収集運搬等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項）

第2条 能代市内において災害により緊急事態が発生した場合において、乙が甲に協力する事項（以下「協力事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）一般廃棄物（し尿）の収集及び運搬に関すること
- （2）前1号に定めるもののほか、甲の要請により乙が協力を実施できる事項（要請）

第3条 甲は、能代市内において災害により緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

- （1）災害による緊急事態の状況
- （2）協力事項の実施を要請する理由
- （3）協力事項の実施を要請する施設名
- （4）協力事項の内容
- （5）前各号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は前条の規定により、協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- （1）実施した協力事項の内容
- （2）協力事項の実施に要した資機材等の品名及び数量、作業員の人数等
- （3）前2号で定めるもののほか、甲が協力事項の内容を確認するために必要な事項（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては能代市総務部総務課防災危機管理室、乙においては株式会社能代市清掃センター事務局とする。

（経費の負担）

第7条 乙は、初期活動期間（災害等緊急事態が発生した日から起算して1週間をいう。以下同じ。）においては、協力事項を無償で実施するものとする。

2 初期活動期間以外の期間における乙の協力事項の実施に要する経費については、甲がこれを負担する。

3 前項の経費の算出に当たっては、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

4 甲は、第2項の規定により甲が負担すべき経費に相当する金額の支払いについて乙から適正な請求があった場合は、30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 9月22日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市長 齊藤 滋 宣

乙 能代市河戸川字西山下1番6号
株式会社 能代清掃センター
代表取締役 大塚 勝 栄

9-25 災害時の協力に関する協定書（東北電力株式会社 能代営業所）

災害時の協力に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社能代営業所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害（以下「災害」という。）発生に伴い、大規模な停電が生じた場合において、双方が緊密な連携を保ち、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることにより、住民の生活と安全を確保することを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電などが発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電の発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（市災害対策本部との連携）

第3条 乙は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、甲と連携し、必要に応じ当該災害対策本部に社員を派遣できるものとする。

2 派遣された乙の社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）や災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に関する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（準用）

第7条 乙は、災害時に電力設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため防災訓練を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができる。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理室長、乙においては総務課長とする。

2 連絡先などに変更が生じた場合は、甲、乙それぞれ、速やかに報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。なお、期間満了の1か月前まで

に、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、この協定はさらに1年延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 2月28日

甲 能代市上町1番3号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市富町4番36号
東北電力株式会社能代営業所
所 長 新 田 盛 久

9-26 災害協力に関する協定書（株式会社 秋田銀行）

能代市における災害協力に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と株式会社秋田銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり、能代市の被災時及び平常時の防災活動における相互の協力について、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、能代市内で発生した地震その他の災害時又は甲及び乙が必要と認めた災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災活動において、連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために次の事項について連携・協力する。なお、具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- （1）災害発生時における乙の店舗網等のインフラ及び人的資源等の活用による援護及び復旧支援
- （2）災害発生時の被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- （3）乙が所有又は管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供
- （4）甲が行う防災活動の啓蒙
- （5）甲の要請による災害対策資金の融資対応及び災害発生後の復旧融資制度の検討
- （6）地域住民及び事業所に対する防災・減災意識向上の機会提供
- （7）地域安全に関する情報の相互提供

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 甲と乙は、相互の防災計画の状況、協力事項に関し、必要に応じ情報交換を行うものとする。

- （1）この協定に関する連絡責任者は、甲においては、能代市総務部総務課長、乙においては、秋田銀行能代支店長とする。
- （2）連絡体制の強化を図るため、毎年度はじめに、緊急時の連絡先電話番号などの情報の交換をする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかからも異議の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、本協定書に基づき提供された情報については、第1条の目的のために使用することとし、他の目的には使用しない。ただし、ここでいう情報には以下のものは含まれないものとする。

- （1）相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの並びに相手方による開示後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2）相手方から開示されたときに既に保有していたもの又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- （3）相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの
- （4）法令による開示を求められたもの

(5) 法令上守秘義務を負うもの（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に開示を求められたもの
(協議)

第6条 協力の形態その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各々1通を保有する

平成25年 5月20日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田県秋田市山王三丁目2番1号
株式会社秋田銀行
取締役頭取 藤 原 清 悦

9-27 災害協力に関する協定書（株式会社 北都銀行）

能代市における災害協力に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と株式会社北都銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり、能代市の被災時及び平常時の防災活動における相互の協力について、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、能代市内で発生した地震その他の災害時又は甲及び乙が必要と認めた災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災活動において、連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために次の事項について連携・協力する。なお、具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- （1）災害発生時における乙の店舗網等のインフラ及び人的資源等の活用による援護及び復旧支援
- （2）災害発生時の被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- （3）乙が所有又は管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供
- （4）甲が行う防災活動の啓蒙
- （5）甲の要請による災害対策資金の融資対応及び災害発生後の復旧融資制度の検討
- （6）地域住民及び事業所に対する防災・減災意識向上の機会提供
- （7）地域安全に関する情報の相互提供

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 甲と乙は、相互の防災計画の状況、協力事項に関し、必要に応じ情報交換を行うものとする。

- （1）この協定に関する連絡責任者は、甲においては、能代市総務部総務課長、乙においては、北都銀行能代駅前支店長とする。
- （2）連絡体制の強化を図るため、毎年度はじめに、緊急時の連絡先電話番号などの情報の交換をする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかからも異議の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、本協定書に基づき提供された情報については、第1条の目的のために使用することとし、他の目的には使用しない。ただし、ここでいう情報には以下のものは含まれないものとする。

- （1）相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの並びに相手方による開示後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2）相手方から開示されたときに既に保有していたもの又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- （3）相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの
- （4）法令による開示を求められたもの

(5) 法令上守秘義務を負うもの（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に開示を求められたもの
(協議)

第6条 協力の形態その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各々1通を保有する

平成25年 5月20日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田県秋田市中通三丁目1番41号
株式会社北都銀行
取締役頭取 齊 藤 永 吉

9-28 災害時における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定書
(ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店)

能代市とヤマト運輸株式会社秋田主管支店との災害時における
物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社秋田主管支店（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関し、甲が乙に対して協力を求める際に必要な事項を定め、災害応急対策及び復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力並びに物資拠点施設の運営を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、第1号様式により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な敷材等の輸送業務
- (3) 支援物資等の保管施設の運営業務
- (4) 乙が管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- (5) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該手配ができない場合については、乙から甲に対して速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに第2号様式により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

のとする。

(連絡先等確認)

第8条 物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先および連絡責任者・担当者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成25年7月3日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 7月 3日

甲 能代市上町1番3号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田市御所野湯本2丁目1番1号
ヤマト運輸株式会社秋田主管支店
主管支店長 末 次 龍 一

(様式省略)

9-29 災害時における救援物資の供給に関する協定書 (みちのくコカ・コーラボトリング株式会社)

災害時における救援物資の供給に関する協定書

能代市（以下「甲」という）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という）は、能代市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という）において飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「救援物資供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬および引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認の上、飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金および運搬等に要した費用等、必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求および支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書および別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（負傷等の補償）

第7条 第4条に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡、負傷、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報交換および提供）

第8条 甲及び乙とともに、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、能代市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先および物資の保有数量等について「調査票」(様式第3号)を提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年11月 4日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷 村 広 和

(様式省略)

9-30 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書
(秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合能代支部)

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合能代支部（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という）が能代市内で発生した際に甲が宿泊施設を調達する必要がある場合、及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において、本市へ避難した被災者、又は避難所での避難生活が困難な者の一時的な避難場所を確保する必要がある場合に、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の施設（以下「宿泊施設」という。）を活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、災害が能代市内で発生した場合及び災害救助法の適用を受ける大規模災害発生時において、避難場所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。
（被災者等の範囲）

第2条 この協定において、被災者とは、次に掲げる者とする。

- （1）能代市内の被災者
- （2）被災地等から本市へ避難した被災者
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 乙の組合員が所有する宿泊施設は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護、医療が必要な者については対象としないものとする。

（提供されるサービス）

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴および食事とする。

（要請の方法等）

第4条 甲が乙に対して第1条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書（様式第1号）により行うものとする。

- （1）受け入れ要請の人数
- （2）給食要請数
- （3）前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は口頭によりこれを行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書（様式第1号）を提出するものとする。

4 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（受入対象期間）

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から、宿泊施設を避難場所として利用する必要がなくなるまで等、甲の指示する期間とする。

（報告）

第6条 乙は、第1条第2項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書（様式第2号）により、次の事項を報告するものとする。

- （1）受入人数

(2) 給食提供数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項の規定にかかわらず緊急の場合は、乙は口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し速やかに第1項の報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(経費の支払い)

第7条 乙の組合員が所有する宿泊施設の提供に要した経費(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)は、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(取消料)

第8条 乙は、甲が申込後に当該申込の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき、実施した宿泊施設の提供に従事した者が、当該宿泊施設の提供に従事したことにより死亡、負傷し、疾病にかかり、または障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第10条 甲および乙は、宿泊施設の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者等について次の各号に定めるものとする。

(1) この協定に関する連絡責任者等は、別に定める責任者連絡票(様式第3号)のとおりとする。

(2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および連絡責任者等の交替時に連絡責任者等の職名及び連絡先の電話番号を確認するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は締結の日から、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対し書面によりこの協定を更新しない旨の通知がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年12月 3日

甲 能代市上町1番3号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市青葉町3番5号
秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合能代支部

支部長 塚 本 民 雄

(様式省略)

9-31 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書 (一般社団法人秋田県LPガス協会)

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書

能代市（以下、「甲」という。）と一般社団法人秋田県LPガス協会（以下、「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、能代市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名及びその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙は乙の会員から事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材等の輸送に係る緊急通行車両を把握し、当該届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格（運賃含む。）とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめのうえ速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

（1）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

（2）調達を実施した日時及び場所

（3）その他必要な事項

（事故報告）

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集、報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課、乙においては、秋田県L P ガス協会事務局とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 7月14日

甲 能代市上町1番3号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田市山王三丁目1番7号東カン秋田ビル
一般社団法人秋田県L P ガス協会
会 長 木 村 繁

9-32 災害時における支援協力に関する協定書（秋田県行政書士会）

災害時における支援協力に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と秋田県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協定について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域で地震、津波等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲が災害時に災害対策本部を設置し、かつ、甲に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務が生じた時は、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（要請の手続等）

第4条 第2条に定める要請は、別紙様式の要請書によるものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定の要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努める。

（相談者の負担）

第5条 第3条に規定する行政書士業務において必要となる人件費は無償とする。ただし、印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者の負担とする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務の件数、相談者、相談内容について、随時甲に書面で報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、甲は負担を負わない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成27年7月30日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヵ月前までに甲乙いずれからもこの協定の解除に関する意思表示がないときは、更に期間満了日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後もまた、同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保持するものとする。

平成 27 年 7 月 30 日

甲 秋田県能代市上町 1 番 3 号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田県秋田市山王四丁目 4 番 14 号
秋田県行政書士会
会長 千 葉 一 明

9-33 災害時における応援協力に関する協定書（一般社団法人秋田県建造物解体業協会）

災害時における応援協力に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県建造物解体業協会（以下「乙」という。）は、能代市内において大規模な災害または事故が発生した場合の応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害その他の災害または事故が能代市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う災害対策活動に乙が応援協力を行うことにより、能代市内における被害の拡大防止と市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援協力の内容）

第2条 乙が行う応援協力は、次に掲げるとおりとする。

- （1）人命救助及び被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- （2）建設機械等の操作及び災害対策活動に必要な技術員の派遣
- （3）前2号に掲げるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる応援協力で甲から特に要請のあった事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し前条の応援協力を要請する場合は、次の事項を明らかにした応援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭で要請し、後日文書で依頼することができる。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）応援協力の内容
- （3）応援協力の場所
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援協力に必要な事項

（応援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請を受けた場合は、可能な限り速やかに応援協力を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応援協力を実施した場合は、次に掲げる事項について応援協力実施報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭で報告し、後日文書で報告することができる。

- （1）応援協力を実施した会員名、実施場所及び実施内容
- （2）応援協力を実施した会員別人数及び実施時間
- （3）応援協力に使用した建設機械、車両等の数量及び使用時間
- （4）その他応援協力の報告に必要な事項

（費用負担）

第6条 この協定に基づき実施した応援協力に要する費用の負担については、実働日数、時間、人員及び資機材等を勘案し、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（災害補償）

第7条 応援協力に従事した者が当該応援協力に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第8条 甲と乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互の情報交換を行うと

ともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

2 乙は、平常時から災害時の連絡体制を把握し、必要に応じ甲に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定書の実施に関し、必要な事項及び協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年10月19日

甲 秋田県能代市上町1番3号

能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田県秋田市仁井田本町三丁目12番6号

一般社団法人秋田県建造物解体業協会

代表理事 田 村 典 美

(様式省略)

9-34 災害時における応援協力に関する協定書（六産会）

災害時における応援協力に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と六産会（以下「乙」という。）は、能代市内において大規模な災害が発生した場合の応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害その他の災害が能代市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に甲が行う災害対策活動に乙が応援協力を行うことにより、能代市内における被害の拡大防止と市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援協力の内容）

第2条 乙が行う応援協力は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災情報の収集及び連絡
- （2）応急資機材の提供
- （3）その他必要な業務

（応援協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し前条の応援協力を要請する場合は、次の事項を明らかにした応援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭で要請し、後日文書で依頼することができる。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）応援協力の内容
- （3）応援協力の場所
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援協力に必要な事項

（応援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請を受けた場合は、可能な限り速やかに応援協力を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、応援協力を実施した場合は、次に掲げる事項について応援協力実施報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭で報告し、後日文書で報告することができる。

- （1）応援協力を実施した会員名、実施場所及び実施内容
- （2）応援協力に使用した応急資機材等の数量及び使用時間
- （3）その他応援協力の報告に必要な事項

（費用負担）

第6条 第2条（1）に掲げる応援協力の実施に要する乙の費用は無償とする。

2 第2条（2）～（3）に掲げる応援協力の実施に関する費用は甲が負担する。

3 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害補償）

第7条 応援協力に従事した者が当該応援協力に従事したことにより負傷し、もしくは疾病に

かかり、または死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲と乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

2 乙は、平常時から災害時の連絡体制を把握し、必要に応じ甲に報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定書の実施に関し、必要な事項及び協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 2月13日

甲 能代市上町1番3号

能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市落合字古悪土150番地

六産会

代表幹事 日 沼 友 明

(様式省略)

9-35 災害時における応援対策業務に関する協定書（能建会）

災害時における応援対策業務に関する協定書

（趣旨）

第1条 能代市（以下「甲」という。）と能建会（以下「乙」という。）は、能代市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急対策の実施について、次のとおり協定を締結する。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等によるものであって、市が能建会に対し応急対策業務の実施について協力を要請する必要があると認めたものをいう。

（応援協力の内容）

第3条 乙が行う応援協力は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災情報の収集及び連絡
- （2）被災状況の調査
- （3）重機・資機材等の調達
- （4）応急対策工事の実施
- （5）その他特に必要な業務

（応援協力の要請）

第4条 甲は、乙に対し前条の応援協力を要請する場合は、次の事項を明らかにした応援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭で要請し、後日文書で依頼することができる。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）応援協力の内容
- （3）応援協力の場所
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援協力に必要な事項

（応援の実施）

第5条 乙は、甲からの要請を受けた場合は、可能な限り速やかに応援協力を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、応援協力を実施した場合は、次に掲げる事項について応援協力実施報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭で報告し、後日文書で報告することができる。

- （1）応援協力を実施した会員名、実施場所及び実施内容
- （2）応援協力を実施した会員別人数及び実施時間
- （3）応援協力に使用した重機・資機材等の数量及び使用時間
- （4）その他応援協力の報告に必要な事項

（費用負担）

第7条 第3条（1）に掲げる応援協力の実施に要する乙の費用は無償とする。

2 第3条（2）～（5）に掲げる応援協力の実施に関する費用は甲が負担する。

3 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第8条 応援協力に従事した者が当該応援協力に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

2 乙は、平常時から災害時の連絡体制を把握し、必要に応じ甲に報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書の実施に関し、必要な事項及び協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 3月27日

甲 能代市上町1番3号

能代市長 齊藤 滋 宣

乙 能代市扇田字四ツ屋32番6号

能建会

代表幹事 佐々木 栄 一

(様式省略)

9-36 災害時における応援対策業務に関する協定書（能代貢建会）

災害時における応援対策業務に関する協定書

（趣旨）

第1条 能代市（以下「甲」という。）と能代貢建会（以下「乙」という。）は、能代市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急対策の実施について、次のとおり協定を締結する。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等によるものであって、市が能代貢建会に対し応急対策業務の実施について協力を要請する必要があると認めたものをいう。

（応援協力の内容）

第3条 乙が行う応援協力は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災情報の収集及び連絡
- （2）被災状況の調査
- （3）重機・資機材等の調達
- （4）応急対策工事の実施
- （5）その他特に必要な業務

（応援協力の要請）

第4条 甲は、乙に対し前条の応援協力を要請する場合は、次の事項を明らかにした応援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭で要請し、後日文書で依頼することができる。

- （1）被害の種類及び状況
- （2）応援協力の内容
- （3）応援協力の場所
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援協力に必要な事項

（応援の実施）

第5条 乙は、甲からの要請を受けた場合は、可能な限り速やかに応援協力を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、応援協力を実施した場合は、次に掲げる事項について応援協力実施報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭で報告し、後日文書で報告することができる。

- （1）応援協力を実施した会員名、実施場所及び実施内容
- （2）応援協力を実施した会員別人数及び実施時間
- （3）応援協力に使用した重機・資機材等の数量及び使用時間
- （4）その他応援協力の報告に必要な事項

（費用負担）

第7条 第3条（1）に掲げる応援協力の実施に要する乙の費用は無償とする。

2 第3条（2）～（5）に掲げる応援協力の実施に関する費用は甲が負担する。

3 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第8条 応援協力に従事した者が当該応援協力に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

2 乙は、平常時から災害時の連絡体制を把握し、必要に応じ甲に報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書の実施に関し、必要な事項及び協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 3月27日

甲 能代市上町1番3号

能代市長 齊藤 滋 宣

乙 能代市御指南町1番40号

能代貢建会

会 長 大 森 三四郎

(様式省略)

9-37 災害時における消防用水等の確保に関する協定書 (能代山本生コンクリート共同組合)

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

「能代市長 齊藤 滋宣」(以下「甲」という。)と「能代山本生コンクリート協同組合 代表理事 佐々木 鉄美」(以下「乙」という。)は、災害時に必要な消防用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に行う飲料水を除く消防用水及び生活用水(以下「用水」という。)の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行う事ができる。

2 乙は、要請があったときは、指定された場所に出動し、甲の指示する用水の給水を行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、乙は甲の要請を拒むことができるものとする。

(協力要請手続き、報告)

第3条 甲の要請は、指定場所など必要な事項を明らかにし、応急対策活動要請書(様式第1号)により行うものとする。

2 乙の出動と完了報告は、甲に対して応急対策活動報告書(様式第2号)により行うものとする。

3 前2項は、緊急でやむを得ない場合は、電話、ファクシミリ及び電子メール等で行うことができるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲の要請により乙の組合員が協力の実施に要した費用については、甲が負担する。負担金額は、当該年度の能代山本生コンクリート協同組合機械借上げ単価(燃料含む)及び労働賃金表を基準に、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(第三者への損害)

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議のうえ処理解決に当たるものとする

(危険回避)

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができるものとする。

(連絡責任者)

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を、正確かつ円滑に行うため、甲においては能代市総務部総務課防災危機管理室長、乙においては、能代山本生コンクリート協同組合事務局長を連絡責任者とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第10条 この協定の内容は、甲と乙が協議のうえ、随時変更することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 8月 31日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田県能代市字悪戸115番地9
能代山本生コンクリート協同組合
代表理事 佐々木 鉄 美

(様式省略)

9-38 能代市と能代市内郵便局との包括連携協定（能代市内郵便局）

能代市と能代市内郵便局との包括連携協定

能代市（以下「甲」という。）と能代市内郵便局（以下「乙」という。なお、郵便局一覧は別紙１のとおり。）は、災害時における対応や地域の活性化に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、地域の活性化及び住民サービスの向上等に資することを目的とする。

（対象地域）

第２条 本協定により相互協力を行う対象地域は、乙が能代市内で日常業務を遂行する範囲とする。

（連携事項等）

第３条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（詳細は別紙２に定める。）について、業務に支障のない範囲で、連携して取り組むものとする。

（１）日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること。

（２）高齢者や子ども等の見守り活動に関すること。

（３）道路損傷等の情報提供に関すること。

（４）不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること。

（５）地域・暮らしの安全・安心に関すること。

（６）地域の経済活性化に関すること。

（７）前各号に定めるもののほか、住民サービスの向上に関すること。

２ 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

３ 乙は、第３条第１項の規定による連携事項を行った場合及び行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第４条 甲及び乙は、第３条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

２ 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（個人情報の保護）

第５条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（協定期間）

第６条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の３０日前までに甲又は乙からの文書による解除の申出がない場合には、その有効期間をさらに１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第７条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日

甲 秋田県能代市上町 1 番 3 号
能代市長

齊藤 滋宣

乙 秋田県能代市上町 9 番 1 号
能代郵便局長

大沼 優人

秋田県能代市常盤字上本郷 1 9 7 番地 1
常盤郵便局長

高橋 茂典

(様式省略)

郵便局名	郵便番号	住所
能代郵便局	016-8799	能代市上町 9 - 1
東能代郵便局	016-0199	能代市字一本木 5 4 - 1
常盤郵便局	016-2899	能代市常盤字上本郷 1 9 7 - 3
二ツ井郵便局	018-3199	能代市二ツ井町字山根 3 - 3
向能代郵便局	016-0013	能代市向能代字上野越 8 4 - 5
鶴形郵便局	016-0131	能代市字鶴形 2 0 4 - 1
浅内郵便局	016-0179	能代市浅内字浅内 1 8
能代住吉町郵便局	016-0824	能代市住吉町 9 - 2 8
能代駅前郵便局	016-0831	能代市元町 7 - 1 9
能代大瀬郵便局	016-0839	能代市字東大瀬 5 4 - 6
能代風の松原郵便局	016-0864	能代市字鳥小屋 5 - 4 8
響郵便局	018-3113	能代市二ツ井町仁鮎字大川反 1 6 4 - 2
富根郵便局	018-3122	能代市二ツ井町飛根字町頭 1 4 - 3
種梅郵便局	018-3131	能代市二ツ井町梅内字前田 1 5 7

9-39 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

災害に係る情報発信等に関する協定

能代市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、能代市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、能代市が能代市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ能代市の行政機能の低下を軽減させるため、能代市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、能代市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、能代市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、能代市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 能代市が、能代市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 能代市が、能代市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 能代市が、災害発生時の能代市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 能代市が、能代市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 能代市が、能代市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 能代市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、能代市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく能代市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、能代市から提供を受ける情報について、能代市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサー

ビス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、能代市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、能代市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、能代市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年 3月26日

能代市：秋田県能代市上町1番3号
能代市長 齊藤 滋 宣

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

9-40 災害等による停電時における電力提供に関する協定書
(風の松原自然エネルギー株式会社、大森建設株式会社)

災害等による停電時における電力提供に関する協定書

能代市（以下、「甲」という。）、風の松原自然エネルギー株式会社（以下、「乙」という。）及び大森建設株式会社（以下、「丙」という。）は、相互に連携の強化を図り、能代市民の安全・安心な生活に資するため、次のとおり、災害等による停電時における電力提供に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、能代市内で停電が発生し、甲が電力を必要として乙に要請した場合に、本協定の定めに従い、乙が所有する風の松原風力発電所において発電した電力を甲に提供すること（以下、「連携協力」という。）を目的とする。

(要請条件)

第2条 本協定において、甲が乙に連携協力を要請する条件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 能代市内の全部又は一部における停電（次号に該当する場合を除き、以下、「一部停電」といい、乙が発電した電力を東北電力ネットワーク株式会社へ売電できる状態を含む。）

(2) 能代市内の全部又は一部における停電が発生し、その範囲や原因などにおいて、すべての復旧までに、比較的時間を要することが見込まれること（ただし、乙と東北電力ネットワーク株式会社との系統連系が遮断され、売電できない場合に限る。以下、「大規模停電」という。）

2 前項各号に関わらず、市民生活に対する甚大な影響、被害を避けるために、甲が必要であると認めるときは、甲乙協議の上、甲乙が合意した場合に限り、当該合意した内容で連携協力を行うものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、乙に対し連携協力を要請する場合、別途、通知する乙の連絡先に対し、前条各項各号のいずれの場合であるかを明らかにした上で、書面（電子メールを含む。）で要請を行うものとする。但し、緊急やむを得ない場合には、電話又はその他の連絡可能な方法で要請を行うことができるが、その場合には事後速やかに書面（電子メールを含む。）にて要請内容を通知する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、丙と連携し、実務上可能な範囲で連携協力することの可否を判断し、受諾の是非を甲に回答し、連携協力を行うものとする。ただし、災害によって乙の発電所が被害を受けた場合、及び供給する電力が不足した場合はこの限りでない。

3 甲、乙及び丙は、協力要請時に相互協力が円滑に行えるよう、平常時において、定期的に予行訓練を行うなどして、災害等による停電時における相互協力体制の積極的な維持に努める。

(連携協力内容)

第4条 甲、乙及び丙の連携協力の内容については、別紙のとおりとし、その他必要となる事項については、別途、協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から、令和4年6月20日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対し書面により本協定を更新しな

い旨の通知がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に関連して知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、(1)三者間での合意がある場合、(2)乙が乙又は乙の運営するに事業に対する融資又は出資をした金融機関又は投資家（かかる融資又は出資を検討する金融機関又は投資家を含む。）及びこれらの者の役職員、弁護士、公認会計士、税理士、技術コンサルタントその他のアドバイザーに対して開示する場合、並びに(3)法令上の義務に基づき裁判所若しくは官公庁から開示の命令を受けて開示する場合を除く。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項、または本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙にて協議のうえ定めるものとする。

2 甲、乙又は丙が本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議 のうえ、その内容を書面により合意するものとする。

(以下余白)

以上、本協定締結の証として本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 6月 21日

甲 能代市上町1番3号
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市河戸川字北西山48番地1大森建設株式会社内
風の松原自然エネルギー株式会社
代表取締役 大 森 三 四 郎

丙 能代市河戸川字北西山48番地1
大森建設株式会社
代表取締役 大 森 三 四 郎

連携協力内容

1. 電力供給の方法

- (1) 電気自動車用充電器から電気自動車への電力提供
- (2) 蓄電池建屋コンセントに接続する携帯情報端末用充電器から、携帯情報端末等への電力提供

2. 役割分担

(1) 共通事項

	一部停電 の場合	大規模停電 の場合	備 考
連携協力の要請	甲から乙へ連絡し、乙は丙と情報を共有する。		
連携協力の受諾	乙は発電所を点検し、甲へ電力提供が実務上可能かを判定し、甲及び丙に協力可否の連絡を行う。		
連携協力の終了	甲又は乙が相手に連絡し、乙は丙と情報を共有する。		甲：停電復旧時 乙：連携協力が実務上不可能となった時
要請連絡先の通知	甲、乙及び丙		変更の際は速やかに通知
連携協力時の人員提供	甲、乙及び丙		無償
電力提供の費用負担	乙	なし	逸失利益として想定される費用
定めのない費用負担	甲及び丙		協議
電力提供時における乙施設他への損害	損害を与えた者の所属により、甲又は丙が乙に対し補償する。		協議

(2) 電気自動車への電力提供

	一部停電 の場合	大規模停電 の場合	備 考
電気自動車用充電器の提供、設置費用、点検、管理	丙		場所：風の松原蓄電池施設敷地内
電気自動車用充電器の設置場所の提供	乙		無償（乙を貸主とし、丙を借主とする土地使用貸借）
電気自動車の提供及び運転	甲		
充電可能とする電気自動車の登録	甲	甲の登録車両の他、乙が認める電気自動車	

登録車両の通知	甲が乙に通知し、乙は丙と情報を共有する。	
登録された電気自動車への充電作業及び監視	丙	充電によって発生した電気自動車の不具合について、乙及び丙は責任を負わない。

(3) 携帯情報端末等への電力提供

	一部停電 の場合	大規模停電 の場合	備 考
携帯情報端末用充電器の購入、点検、管理	丙		
携帯情報端末等の搬入及び搬出	甲	甲及び丙	
携帯情報端末等への充電作業及び充電中の管理	丙		充電によって発生した携帯情報端末等の不具合について、乙及び丙は責任を負わない。

以上

9-41 災害時における電動車両等に関する協定書
(秋田三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社)

災害時における電動車両等に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と秋田三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、能代市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時に甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に周知し、その理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリット車
- (3) その他自動車から外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、丙は乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、甲に結果を連絡するものとする。

2 甲は、前項に規定する連絡を受けた後、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等の貸与が困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲にその旨を連絡するとともに、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づく電動車両等の貸与の対価については無償とする。ただし、貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、その損害の責めに帰すべき事由のある者が補償責任を負うものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(自動車保険の取り扱い)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は貸与を受けた電動車両等を第1条の趣旨を遵守し、かつ次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、能代市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う

防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間終了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 3年11月 9日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市長

乙 秋田県秋田市川元開和町4番17号
秋田三菱自動車販売株式会社
代表取締役

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者

(様式省略)

9-42 災害時における施設の提供に関する協定（株式会社ダイナム）

災害時における施設の提供に関する協定

能代市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、能代市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第222号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）の提供に関して必要事項を定めることを目的とする。

（使用施設及び協力内容）

第2条 乙が甲に対して提供する施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム能代店
所 在 地	秋田県能代市字下悪戸1-4

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、一般車両の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（2）乙の施設が使用可能な場合、営業時間内におけるトイレの貸し出し等を可能な範囲で提供すること。

3 乙は、乙の施設の増改築により、施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（協力要請等）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。

3 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条の規定による協力を要した費用は、無料とする。

2 原状回復及び原状回復に要する費用負担の方法その他については、原状回復に先立ち、甲乙協議の上、定めるものとする。

（利用期間）

第5条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第6条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第7条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 3月 1日

甲 秋田県能代市上町1番3号

能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社 ダイナム

代表取締役 保 坂 明

(様式省略)

9-43 能代市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (能代市社会福祉協議会)

能代市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

能代市（以下、「甲」という。）と能代市社会福祉協議会（以下、「乙」という。）は、災害時における、能代市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、能代市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のため情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

(センターの設置等)

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

(センターの設置場所)

第4条 センターの本部事務所は、能代ふれあいプラザ内に設置するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、その設置場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 能代市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

- ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
(11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 費用負担は、第7条に定める業務に関し、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、センターの設置・運営に要する経費のうち、災害救助法の国庫負担の対象となる経費を負担するものとする。

3 前項以外の費用負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成に努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5年 3月 1日

甲 能代市上町1番3号

能代市長 齊藤 滋宣

乙 能代市上町12番32号

能代市社会福祉協議会会長 鎌田 耕次

9-44 地域防災パートナーシップ協定書（株式会社秋田放送）

地域防災パートナーシップ協定書

能代市（以下、「甲」という。）と株式会社秋田放送（以下「乙」という。）は、能代市や周辺地域において災害が発生した場合、または発生が予想される場合における各種情報（以下、「災害情報」という。）の迅速な放送、及び平時の協力に関する地域防災パートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害情報の放送を円滑に行うことで、住民の生命や財産を守り被害の軽減や不安の解消、生活の安全確保に寄与するとともに、平時から相互の協力により、地域の防災力を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂災害、その他の異常な自然現象、または大規模な火災、事故など、住民の生命や財産、日常の生活に大きな影響を与える事態とする。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害情報に関する放送（以下、「放送」という。）を行う必要があると認められるときは、放送の実施を要請することができる。

2 前項の放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げる事項とする。

- （1）避難情報に関する事項
- （2）被害及び復旧状況に関する事項
- （3）避難所、救護所等の開設状況に関する事項
- （4）学校、幼稚園及び保育所の児童等の保護状況に関する事項
- （5）帰宅困難者への対応に関する事項
- （6）水、物資等の支給に関する事項
- （7）公共インフラ及び公共交通機関の情報に関する事項
- （8）広く住民に提供することが必要な被災者支援情報や生活関連情報に関する事項
- （9）その他甲が特に必要と認める事項

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に放送を要請する場合、別に定める災害情報放送要請書をファクシミリで送信する。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から第3条に基づいた放送要請を受けたときは、直ちに放送の形式等を決定し放送するよう努める。

2 乙は、災害放送を行うときは情報発源が甲である旨を明確にしたうえで伝達された災害情報を放送する。

3 乙は、甲からの要請内容や災害の規模、またはその地域以外からの放送要請も含め、優先すべき情報を判断して放送することができる。

（運用の確認）

第6条 甲、乙は、要請手続きの円滑化、及び性正確かつ迅速な放送のため、次の事項を記載した別に定める運用確認書（以下、「確認書」という。）を作成する。

- （1）連絡責任者
- （2）連絡先
- （3）通信方法

(4) その他甲、乙が必要と認める事項

2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し確認書を更新する。

(通信途絶等の場合における措置)

第7条 乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、または著しく困難となったときは、甲との連絡手段の確保、及び災害情報の収集に努める。

2 前項の場合において、乙は第5条の規定による放送を行うため甲に対し災害情報の提供を求めることができるものとし、甲は可能な限り協力する。

(放送に係る費用の負担)

第8条 乙は、第3条の規定による放送を無償で行い、費用を甲に請求しない。

(平時の協力)

第9条 甲、乙は、平時から住民の防災意識を高めるための活動や情報交換に関して、相互に協力し災害に備える。

(1) 過去の災害映像を使用した番組等の上映、展示に関する事項

(2) 防災の講演会、教室等の開催に関する事項

(3) その他、甲、乙が必要と認める事項

(守秘義務)

第10条 甲、乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり、知り得た相手方の事業上、技術上の事項について相手方の同意を得ず第三者に開示してはならない。ただし、甲、乙が第三者に開示することに事前に合意した事項についてはこの限りでない。

(有効期間)

第11条 本協定は締結の日から効力を生ずる。甲または乙が相手方に対し文書により本協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(質疑の決定)

第12条 本協定に定めのない事項及び質疑が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結に証するため本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

令和 5年11月22日

甲 秋田県能代市上町1番3号
能代市
市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田県秋田市中通7丁目1番1-2号
株式会社秋田放送
代表取締役社長 立 田 聡

(様式省略)

9-45 災害時における入浴施設提供の協力に関する協定書

(株式会社今野興業(船沢温泉))

9-46 災害時における入浴施設提供の協力に関する協定書

(きみまち阪 壱ノ座)

災害時における入浴施設提供の協力に関する協定書

能代市(以下「甲」という。)と株式会社今野興業(船沢温泉) 代表取締役 今野良孝(9-46においては、きみまち阪壱ノ座 代表 荒谷武寿)(以下「乙」という。)とは、市内で災害が発生した場合における入浴施設提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内で災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、乙が、甲に対して必要な協力を行うことにより、甲による円滑な救助の遂行に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 災害により被災した市民及び市内で災害ボランティア活動に従事したものとする。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時に災害対策本部を設置した場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、災害対策本部を設置していない場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、前項の規定に準じて協力を要請することができる。

(協力の内容)

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、入浴施設の提供について協力するものとする。ただし、当該協力は、乙の業務に支障を来さない範囲で行うものとする。

2 乙は、第2条に定めるものに対する入浴施設提供の際、利用者の住所及び氏名を記載した名簿を作成し、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 前条の規定による協力に要する経費は、甲の負担とする。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、甲乙から別段の意思表示がない場合は、本協定が更新されたものとみなし、さらに1年間延長するものとする。以後においても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に関し、定めのない事項及び運用等について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のするものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各自その1通を保有する。

令和 6 年 2 月 6 日

甲 能代市上町 1 番 3 号
能代市
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市浅内字成合 2 0 番地 8
株式会社 今野興業
(船沢温泉 能代市浅内字船沢73-125)
代表取締役 今 野 良 孝

乙 能代市二ツ井町小繋字泉 2 0 番
きみまち阪 壺ノ座
代 表 荒 谷 武 寿

9-47 災害時における炊き出しの実施に関する協定書（協同組合秋田県キッチンカー協会）

災害時における炊き出しの実施に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と秋田県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時における炊き出しの実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害その他の災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲と乙が相互に協力して行う市民生活の安定を図るための炊き出しの実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が開設した避難所又は甲が指定する避難場所（以下「避難所等」という。）において炊き出しを必要とするときは、乙に対し、キッチンカーによる当該避難所等における炊き出しの実施について協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、災害時における炊き出しの実施に関する協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、乙に加盟するキッチンカーにより、避難所等において優先的に炊き出しを実施するよう努めるものとする。

2 乙が炊き出しを実施する場合の品目は、原則として別表に定める品目のうちから災害に応じて甲が指定するものとする。

3 乙が炊き出しを実施する場合に要する物資は、乙が輸送するものとする。

（物資の提供）

第5条 甲は、乙が第2条の規定による要請に応じて炊き出しを実施する場合において、必要な物資が不足するときは、甲が締結している応援協定等により調達した物資を乙に提供することができる。

（報告）

第6条 乙は、第2条の規定による要請に応じて炊き出しを実施したときは、甲に対し、速やかに災害時における炊き出しの実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が第2条の規定による要請に応じて実施した炊き出しに要した費用は、全額を甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、炊き出しの終了後、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲については能代市総務部総合防災課長、乙については協同組合秋田県キッチンカー協会理事長とする。

3 甲および乙は、連絡責任者の氏名、連絡先その他必要な事項をあらかじめ相手方に通知するものとする。

4 甲および乙は、前項の規定により通知した事項に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1箇月前までに甲は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がないときは、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これに定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

甲 能代市上町1番3号

能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 秋田県秋田市大町5丁目2-32
大町パッションビル1階
協同組合秋田県キッチンカー協会

理 事 長 石 田 隆 一

別表（第4条関係）

炊き出し品目

分類	品目名
米飯類	カレーライス、牛丼、おにぎりその他これらに類するもの
麺類	そば、うどん、ラーメン、焼きそばその他これらに類するもの
汁物	豚汁、みそ汁、コンソメスープ、コーンスープその他これらに類するもの
軽食	クレープ、たこ焼きその他これらに類するもの

(様式省略)

9-48 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (能代厚生医療センター)

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と山本組合総合病院（以下「乙」という。）とは、市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の一時避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として乙が管理する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用する施設)

第1条 乙は、乙が使用する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビルとして使用させるものとする。

- (1) 位 置 能代市落合字上前田地内
- (2) 施 設 名 秋田県厚生農業協同組合連合会 山本組合総合病院
- (3) 管 理 者 山本組合総合病院院長 近田 龍一郎
- (4) 構 造 等 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- (5) 使用場所 3階以上のエレベーターホール及び続き廊下（約500㎡）

ただし病室前廊下は立ち入り禁止とする。

2 甲は、地域住民が対象施設に避難した際に使用する用具等を設置しようとする場合は、乙の承認を得るものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、津波警報が発表されたとき又は市長が特に必要があると認めるときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 対象施設は、津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分については、この限りでない。

(利用者責任)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(津波避難ビルの表示および周知)

第7条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、およびインターネットの利用その他の方法により市民に周知するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日

甲 能代市上町 1 番 3 号
能代市
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市落合字上前田地内
山本組合総合病院
院長 近 田 龍 一 郎

9-49 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書
(学校法人のしろ文化学園(しらかみ看護学院))

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

能代市(以下「甲」という。)と学校法人のしろ文化学園(以下「乙」という)とは、市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の一時避難施設(以下「津波避難ビル」という。)として乙が所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用する施設)

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設(以下「対象施設」という。)を津波避難ビルとして使用させるものとする。

- (1) 位 置 能代市落合字下悪土120番地
- (2) 施 設 名 専門学校秋田しらかみ看護学院
- (3) 所 有 者 学校法人のしろ文化学園理事長 丹波 望
- (4) 構 造 等 鉄骨鉄筋コンクリート造(陸屋根・アルミニウム3板葺3階建)
- (5) 使用場所 3階以上(廊下、屋上、講堂、教室)約700㎡

2 甲は、地域住民が対象施設に避難した際に使用する用具等を設置しようとする場合は、乙の承認を得るものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、津波警報が発表されたとき又は市長が特に必要があると認めるときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 対象施設は、津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分については、この限りでない。

(利用者責任)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(津波避難ビルの表示および周知)

第7条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、およびインターネットの利用その他の方法により市民に周知するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日

甲 能代市上町 1 番 3 号
能代市
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市東町 8 番 2 0 号
学校法人のしろ文化学園
理事長 丹 波 望

9-50 津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書
(社会福祉法人能代ふくし会(ねむの木苑))

津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定書

能代市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 能代ふくし会(以下「乙」という)とは、市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の一時避難場所(以下「津波避難場所」という。)として乙が所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

(使用する施設)

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設(以下「対象施設」という。)を津波避難場所として使用させるものとする。

(1) 位 置 能代市落合字古釜谷地26番地

(2) 施設名 指定障害福祉サービス事業所 ねむの木苑

(3) 所有者 社会福祉法人 能代ふくし会 理事長 近藤 昭三

(4) 使用場所 屋外 約900㎡

2 甲は、地域住民が対象施設に避難した際に使用する用具等を設置しようとする場合は、乙の承認を得るものとする。

(使用期間)

第2条 対象施設の使用期間は、津波警報等が発表されたとき又は市長が特に必要があると認めるときから、津波警報等の解除により津波のおそれなくなったときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 対象施設は、津波避難場所以外の目的に使用しないものとする。

(費用負担)

第4条 対象施設の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分については、この限りでない。

(利用者責任)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(津波避難場所の表示および周知)

第7条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、およびインターネットの利用その他の方法により市民に周知するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 27 年 1 月 30 日

甲 能代市上町 1 番 3 号
能代市
能代市長 齊 藤 滋 宣

乙 能代市落合字古釜谷地 2 6 番地
社会福祉法人 能代ふくし会
理事長 近 藤 昭 三

9-51 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（秋田県立能代支援学校）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と秋田県立能代支援学校（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、能代市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の運営する施設を福祉避難所として開設及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

能代市真壁地字トトメキ135番地 秋田県立能代支援学校

（利用対象者）

第3条 この協定において、避難の対象となる者は次のとおりとする。

（1）避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な要支援者

（2）前号の要支援者を介助する家族等

（避難所の開設）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙の被害状況や受入可能人数を確認の上、乙に対して、福祉避難所の開設に関する協力を要請することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対し口頭により通知することにより、開設できるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し文書により通知するものとする。

（要支援者の移送）

第6条 福祉避難所への要支援者の移送については、原則として要支援者を介助する家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、このとおりではない。

（避難所の運営）

第7条 甲は、福祉避難所で必要な食料、日常生活品、医薬品等の物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、要支援者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介助支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担するものとする。

（1）施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用含む）

（2）施設にて管理している生活必需品等の物品の費用

（3）その他、甲、乙協議の上で必要と認められる経費

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲、乙協議の上、期間延長することができるものとする。

（受入可能人数の把握）

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。福祉避難所を閉鎖した後も同様とする。

(連絡調整)

第12条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡部署及び連絡担当者を定め、連絡調整を行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定める事項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から文書による協定解除の申し出がない場合は、協定は1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成30年11月 5日

能代市上町1番3号

(甲) 能代市長 齊 藤 滋 宣

能代市真壁地字トトメキ沢135番地

(乙) 秋田県立能代支援学校

校 長 佐 藤 淳

(様式省略)

9-52 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
(社会福祉法人能代ふくし会(ねむの木苑))

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

能代市(以下「甲」という。)と社会福祉法人能代ふくし会(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、能代市において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の運営する施設を福祉避難所として開設及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(福祉避難所)

第2条 福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

所在地 能代市落合字古釜谷地26番地

名称 指定障害福祉サービス事業所ねむの木苑

(対象者)

第3条 この協定において、避難の対象となる者は次のとおりとする。

(1) 避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮が必要な要支援者

(2) 前号の要支援者を介助する家族等

(避難所の開設)

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙の被害状況や受入可能人数を確認の上、乙に対して、福祉避難所の開設に関する協力を口頭により通知することにより、開設できるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し文書により通知するものとする。

2 乙は甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

(要支援者等の受け入れ)

第5条 甲は、乙に要支援者等の受け入れを求める場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要する場合、その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、性別、生年月日、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

2 乙は前項の受け入れ要請がない場合において、避難してきた者を乙の判断により第2条に掲げる施設に受け入れた場合は、遅滞なく甲に前項第1号及び第2号に掲げる事項を報告しなければならない。

3 甲は、第2条に掲げる施設に避難した者を前項の規定による乙の報告に基づき要支援者であると認めるときは、第1項の規定による甲の要請により乙に受け入れられたものとみなす。

(要支援者の移送)

第6条 福祉避難所への要支援者の移送については、原則として要支援者を介助する家族が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、この限りでない。

(避難所の運営)

第7条 甲は、福祉避難所で必要な食料、日常生活品、医薬品等の物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、要支援者を適切に介護できるよう、ボランティア等の介助支援者の確保に努めるものとする。

3 乙は、福祉避難所の管理運営に当たっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要支援者等からの相談等に応じる介助員等の配慮
- (2) 要支援者等に対する食事及び宿泊場所の提供その他の日常生活上の支援
- (3) 要支援者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) 福祉避難所の管理運営に係る甲に対する実績報告及び費用の請求
(運営支援)

第8条 甲の要請により乙が福祉避難所を開設したときは、甲は福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整を行い、福祉避難所が設置された施設の入所者の処遇に支障を生じたり、施設の管理運営体制を阻害することがないように、必要な支援を行う。

(支援内容の報告)

第9条 乙は、福祉避難所において、要支援者を含めた避難者（以下「対象者等」という）に対して必要な食料、被服、寝具及びその他の生活必需品を支給又は貸与した場合は、書面により甲に報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所において対象者等に対し、相談、日常生活上の支援及び対象者等に必要な福祉サービスや保健医療サービスを提供した場合は、書面により甲に報告するものとする。

(協力体制)

第10条 乙は、福祉避難所の職員等に不足を生じ、前条の業務を十分に履行することができないと判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、甲と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している他の法人等に対し協力要請を行うものとする。

(要支援者等の事故に対する措置)

第11条 この協定に基づく要支援者等の受け入れに伴い生じた事故については、甲が乙の協力を得て、その処理に当たるものとする。

(費用負担)

第12条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担するものとする。

- (1) 施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用含む）
- (2) 施設にて管理している生活必需品等の物品の費用
- (3) その他、甲、乙協議の上で必要と認められる経費

(開設期間)

第13条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲、乙協議の上、期間延長することができるものとする。

(閉鎖)

第14条 甲は、福祉避難所を閉鎖するときは、その施設を現状に復し、乙の確認を受けなければならない。

(受入可能人数の把握)

第15条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第16条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。福祉避難所を閉鎖した後も同様とする。

(連絡調整)

第17条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡部署

及び連絡担当者を定め、連絡調整を行うものとする。

(協議)

第18条 この協定に定める事項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定を締結した日からとする。協定は1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

令和 2年 4月 3日

能代市上町1番3号

(甲) 能代市長 齊 藤 滋 宣

能代市落合字古釜谷地26番地

(乙) 社会福祉法人 能代ふくし会
理 事 長 三 澤 弘 文

第10 消防に関する資料

10-1 消防機械器具現存量一覧表

令和6年12月31日現在

区分	名 称	消防本部	能代	出張所			二ツ井
				東能代	向能代	西	
一般救助用器具	かぎ付きはしご	2	2				
	三連はしご	13	3	1	1	1	2
	金属製折り畳みはしご	1	1				
	空気式救助マット	2	1				
	救命索発射銃	2	2				
	救助用縛帯	15	7				3
	平担架	3	1				1
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	3	1				
	油圧スプレッダー	1	1				
	可搬ウィンチ	7	3				1
	マット型空気ジャッキ	2	1				
	大型油圧スプレッダー	7	1				1
	マンホール救助器具	3	2				
	救助用支柱器具	1	1				
切断用器具	チェンブロック	1	1				
	油圧切断器具	2	2				
	エンジンカッター	13	3	1	1	1	1
	ガス溶断機	2	1				1
	チェンソー	14	3	1	1	1	1
	鉄線カッター	28	6	3	2	1	4
	空気鋸	2	1				
破壊用器具	大型油圧切断機	2	1				
	切断機	3	2				
	万能斧	28	10			1	5
	ハンマー	14	5				3
	携帯コンクリート破壊器具	3	1	1			
測定器具	削岩機	1	1				
	ハンマドリル	3	2				1
	可燃性ガス測定器	8	2	1	1	1	1
	有毒ガス測定器	8	2	1	1	1	1
	酸素濃度測定器	8	2	1	1	1	1
測定器具	測放定射器線	空間線量計	6	6			
		表面線量計	2	2			
		個人用線量計	28	28			
呼吸保護用器具	空気呼吸器	70	28	2	2	2	12
	空気呼吸器用ボンベ(8.6リットル)	56	10				13
	空気呼吸器用ボンベ(6.8リットル)	70	42				3
	簡易呼吸器	2	2				
	送排風機	3	2				1

区分	名 称		消防本部	能代	出張所			二ツ井
					東能代	向能代	西	
隊員保護用器具	耐電手袋		17	7	1	1	1	2
	耐電衣		7	5				
	耐電ズボン		7	5				
	耐電長靴		9	5				3
	耐熱服		2	2				
	化学防護服		8	8				
	防毒衣		71	71				
	防毒マスク		40	22	3	3		3
	放射線防護服		7	7				
水難救助用器具	潜水器具		9	9				
	潜水用ボンベ	14 ^{リットル}	2	2				
		10 ^{リットル}	17	17				
	救命胴衣		114	37	3	5	9	22
	スローバック		25	17				4
	水中投光器		10	7				
	救命浮環		23	5	1	3	3	3
	浮標		3	1				2
	救助艇		2	1			1	
	船外機		3	1			1	
	ラフティングボート		1	1				
	水中スクーター		4	4				
山岳救助器具	担架用浮環		1	1				
	登山器具		5	5				
	バスケット型担架		8	4				1
	山岳救助用ウインチ		1	1				
	スノーシュー		23	10				5
その他の救助用器具	プローブ（ゾンデ棒）		25	11				5
	投光器		25	10	1	2	1	2
	携帯投光器		67	28	6	6	2	12
	携帯拡声器		41	14	2	3	1	7
	携帯無線機		66	27	3	3	2	9
	簡易無線機		24	24				
	緩降機		2	2				
	ロープ登降機		4	2				2
	車両移動器具		3	1				
	救助用安全マット		6	3				1
	除染剤散布器		1	1				
	除染シャワー（テント含む）		1	1				
	熱画像直視装置		6	2		1		1

（資料：能代山本広域市町村圏組合「令和7年消防年報」）

第11 危険物等に関する資料

11-1 高圧ガス

1 一般高圧ガス第一種製造事業所

(令和6年12月末現在)

事業所名	電話番号	郵便番号	所在地	ガス種	貯蔵最大数量	貯蔵目的
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 能代ロケット実験場	52-7123	016-0179	能代市 浅内字下西山 1-1	水素 窒素 酸素 ヘリウム	3,415m ³ 、2.3t 1,622m ³ 、16.2t 364m ³ 、20.5t 1,611m ³ 、0.1t	ロケットエ ンジン試験
(株) 安藤鉄工建設	58-5211	016-0122	能代市 扇田字扇淵 12-5	炭酸ガス 酸素	5t 3t	溶接、溶断
秋木製鋼(株)	52-6311	016-0814	能代市 中川原26	炭酸ガス 酸素	9t 15t	鋳型製造 溶接、溶断
(株)市川スチールエン 지니어リング 扇田工場	74-7775	016-0813	能代市 扇田字扇淵 2-7・17-4	酸素 炭酸ガス	5t 8.9t	溶断

(資料：令和7年4月修正 秋田県地域防災計画 資料編)

2 高圧ガス第一種貯蔵所

(令和6年12月末現在)

事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
東北電力(株) 能代火力発電所 (2号アンモニア)	能代市字大森山 1-6	液化アンモニア	貯槽	40t
東北電力(株) 能代火力発電所 (2号ボンベ庫)	能代市字大森山 1-6	水素・炭酸ガス 窒素ガス・酸素	カードル	1,649m ³
(株)相場商店能代営業所	能代市浅内字赤沼 26-1	LPG・窒素 二酸化炭素・アルゴン ヘリウム・フロン 酸素・水素 アセチレン・滅菌ガス	容器	1,718m ³
太平熔材(株) 能代営業所容器置場	能代市扇田字扇淵 4-19	アセチレン・窒素・酸素 アルゴン・二酸化炭素 ヘリウム・亜酸化窒素 混合ガス・空気・LPG	容器	3,824m ³
東北電力(株) 能代火力発電所 (3号ガスボンベ室)	能代市字大森山 1-6	水素・二酸化炭素・窒素 ・酸素	カードル	3,051m ³
J A秋田厚生連 能代厚生医療センター	能代市落合字 上前田地内	酸素	貯蔵	10t

(資料：令和7年4月修正 秋田県地域防災計画 資料編)

11-2 都市ガス

(令和4年4月末現在)

事業所名	所在地	電話番号	供給区域	ガスの種類
のしろエネルギーサービス株式会社	能代市万町11-21	52-5030	能代市	13A

(資料：令和7年4月修正 秋田県地域防災計画 資料編)

11-3 LPガス

1 LPG第一種製造所、充てん所・輸送事業所

(令和6年12月末現在)

製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
(株) ホームエネルギー 東北 能代センター	58-3659	016-0113	能代市字下悪戸 120-1	20×1 9.6×1	充填

(資料：令和7年4月修正 秋田県地域防災計画 資料編)

11-4 火薬類

1 1級、3級火薬庫

(令和6年12月現在)

火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
			種 別	棟数	
(国研) 宇宙航空研 究開発機構 (能代ロケット実験場)	能代市浅内字下西山1	その他	地上1級	1	能代市浅内字下西山1

(資料：令和7年4月修正 秋田県地域防災計画 資料編)

2 火薬類販売店所有・占有火薬庫

(令和6年12月現在)

火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
			種 別	棟数	
(株)総合スポーツ店	能代市河戸川字下大須 賀43-3	販売	地上3級	1	能代市河戸川字 上相染下16
			実包	1	能代市浅内字 上西山37-3

(資料：令和7年4月修正 秋田県地域防災計画 資料編)

第12 公用負担に関する資料

12-1 市長等の応急公用負担一覧表

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
市町村長 (警察署長) (管区海上保安部の事務所の長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法 第59条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法 第64条第1項 第82条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（「工作物等」）の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法 第64条第2項
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第29条第1項
防 長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第29条第2項
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第29条第1項及び第2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。	消防法 第29条第3項

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水 防 管 理 者 水 防 団 長 消防機関の長	水防のため緊急の必要 があるとき	水防の現場において、必要 な土地を一時使用し、土 石、竹木その他の資材を使 用し、若しくは収用し、車 両その他の運搬用機器を使 用し、又は工作物その他の 障害物を処分することがで きる。	時価によりそ の損失を補償 しなければならない。	水防法 第28条

第13 生活必需物資に関する資料

13-1 能代市の生活必需物資の備蓄一覧表

(令和7年7月現在)

[illegible]

13-2 燃料調達先一覧表

秋田県石油商業協同組合能代・山本支部会員名簿（能代市所在分）

商 号	住 所	電話番号
(株)越前谷商店	能代市字下悪戸 120-3	58-2411
(株)越前谷商店	能代市昭南町 1-3	52-4766
(株)国際商事	能代市落合字下谷地 2-1	54-3233
(株)小山油店	能代市二ツ井町切石字館腰 84	73-4645
東雲石油（株）	能代市落合字上谷地 28	52-5266
(有)瀬川油店	能代市明治町 15-22	52-3712
(株)武田油店	能代市字悪戸 104	58-3755
(株)武田油店	能代市追分町 3-9	54-6468
武芳石油（株）	能代市字機織軒の目 2-4	58-2321
(株)塚本油店	能代市畠町 5-11	55-0351
(株)塚本油店	能代市出戸本町 14-32	55-0353
(株)塚本油店	能代市字南陽崎 31-9	54-9181
能代石油（株）	能代市西通町 7-13	52-5125
森沢石油（株）	能代市二ツ井町字道上中坪 17-2	73-3551
山一興業（株）	能代市二ツ井町字上野 87-2	73-2414
山一興業（株）	能代市常盤字田辺 195-2	70-2123
山一興業（株）	能代市扇田字山下 109-1	58-3001
山田商事（株）	能代市字臥竜山 36-35	55-0085
佐藤石油（株）	能代市字豊祥岱 1-43	54-9364
あきた白神農業協同組合	能代市二ツ井町字槻ノ木 30-1	73-5112
あきた白神農業協同組合	能代市中関 6	58-3940
(有)エスケイカンパニー	能代市下悪戸 83-2	58-5581

（資料：秋田県石油商業協同組合ホームページ）

第14 給水に関する資料

14-1 簡易水道、小規模水道一覧表

簡易水道（公営）

	施設名	代表者	住 所	電話番号
1	富根	能代市	能代市二ツ井町字上台 1 - 1	73 - 5300
2	仁鮎	能代市	能代市二ツ井町字上台 1 - 1	73 - 5300

簡易水道（その他）

	施設名	代表者	住 所	電話番号
1	道地北部	藤原 正安	能代市扇田字伊勢堂前70	58 - 2522
2	麻生中通り	簾内 鉄太郎	能代市二ツ井町麻生字上ノ野41-2	73 - 5515
3	小繫	照井 勉	能代市二ツ井町小繫字神明社下25-4	73 - 4003
4	種	成田 義広	能代市二ツ井町種字熊野堂前106	73 - 5402
5	梅内下簡易	藤田 孝一	能代市二ツ井町梅内字前田165	73 - 6294
6	切石堂ヶ沢	松嶋 幸美	能代市二ツ井町切石字山根39-2	73 - 3686

小規模水道

	施設名	代表者	住 所	電話番号
1	大森	松山 重英	能代市大森字大森村21	58 - 5018
2	外割田	大倉 幸一	能代市外割田字宅地6-2	59 - 2231
3	棚木岱	桐越 茂	能代市常盤字棚木岱10	59 - 2856
4	下田平大堤下	工藤 博光	能代市二ツ井町麻生字下田平20 - 1	090-8650-8866
5	麻生下悪戸	工藤 学	能代市二ツ井町麻生字下悪戸33 - 1	73 - 3674
6	柳生	吉田 裕	能代市二ツ井町荷上場字柳生86	73 - 4210
7	荷上場下町第一	菊池 均	能代市二ツ井町荷上場字柳生169 - 27	73 - 5226
8	荷上場下町第二	伊藤 朝男	能代市二ツ井町荷上場字柳生113 - 2	73 - 2176
9	樋ノ口	児玉 賢志	能代市二ツ井町種字上樋ノ口10	090-4478-6314
10	梅内上	藤田 悟志	能代市二ツ井町梅内字前田78-1	73 - 6249
11	田ノ沢	安井 美千雄	能代市二ツ井町梅内字川端73	73 - 6212
12	外面第一	畠山 員範	能代市二ツ井町種字与作沢出口39-3	73 - 3460
13	外面水治会	畠山 学	能代市二ツ井町種字外面91	73 - 6564
14	本田代	高橋 昭夫	能代市二ツ井町田代字胡麻木岱93-1	74 - 2834
15	切石山根	佐藤 よしのり	能代市二ツ井町切石字大倉88	73 - 3575
16	仲良	櫻田 隆公	能代市二ツ井町切石字山根152	73 - 2462
17	切石米代	畑中 春勝	能代市二ツ井町切石字山根199 - 6	73 - 4474
18	切石親和	長内 秀英	能代市二ツ井町切石字大倉101	090-1064-7886
19	学校前	松嶋 俊一	能代市二ツ井町切石字大倉126 - 1	73 - 3871
20	切石大倉	大倉 勇治	能代市二ツ井町切石字大倉117 - 2	73 - 6145

飲用水共同給水施設

	施設名	代表者	住 所	電話番号
1	下田平第一	原田 正幸	能代市二ツ井町麻生字下田平 23-2	73 - 4164
2	赤坂	鶴木 幸男	能代市中沢字柏台 76	58 - 5132
3	天神	菊地 真理子	能代市二ツ井町小繫字天神道上 7 - 4	090-2608-5290
4	桜堤	成田 直也	能代市二ツ井町荷上場字柳生 123 - 13	73 - 3894
5	大渕	齊藤 壽雄	能代市二ツ井町梅内字梨岱 66	73 - 6169
6	常盤渡	安部 孝	能代市二ツ井町梅内字常盤渡 95 - 8	73 - 6099
7	馬子岱	齊藤 脩一	能代市二ツ井町梅内字馬子岱 34	73 - 6195
8	喜左エ門沢	茂内 貞雄	能代市二ツ井町種字鎌谷沢出口 19	73 - 3148
9	白岩悪戸	櫻庭 文行	能代市二ツ井町梅内字白岩新田 6 - 3	73 - 2693
10	揚石	松岡 幸一	能代市二ツ井町小掛字金光坊落 30	74 - 2195
11	弘泉	畑中 悟	能代市二ツ井町切石字山根 165	73 - 6153
12	切石土手町	松嶋 到	能代市二ツ井町切石字山根 225	73 - 3480
13	荻又石	伊藤 博邦	能代市二ツ井町荻又石字荻又石 8	73 - 6118
14	荻又石第二	伊藤 耕生	能代市二ツ井町荻又石字荻又石 98	73 - 6112
15	七村第一	清水 孝雄	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱 169 - 1	74 - 2752
16	中村	成田 保幸	能代市二ツ井町田代字日蔭 18 - 1	74 - 2721
17	向田八兵エ	七尾 辰美	能代市二ツ井町田代字水沢 92	74 - 2638
18	海道上	藤田 章子	能代市二ツ井町字海道上 47 - 7	73 - 4446

14－2 飲料水の採水施設一覧表

採 水 箇 所	給水能力(1日)	貯水量	摘 要
仁井田浄水場	25,600m ³		
相染森配水場		9,070m ³	
沢口浄水場・配水場	1,540m ³	894m ³	

14－3 災害応急用協力井戸一覧表

番号	氏 名	住 所	電話番号	小学校区分
1	大山 正雄	川反町4－15	52-4750	旧淳一小
2	近藤 ハマ子	日吉町22－18	52-4422	旧淳二小
3	村上 栄一	大町3－24	52-5034	
4	大山 正晴	花園町21－14	53-5441	旧淳三小
5	杉澤 昭男	中和二丁目8－1	52-9301	
6	戸嶋 富雄	若松町5－10	54-5075	
7	武田 道男	能代町字中川原26－572	53-2870	
8	佐藤 ユキコ	字沼ノ上14－13	52-0622	第四小
9	金子 敏勝	字寿域長根14－11	54-4578	
10	高杉 敬六	字大瀬儘下66－9	52-0042	
11	金子 光博	字大瀬儘下57－10	54-5338	
12	熊谷 真理子	鰯渚字下悪戸51－13	58-4931	第五小
13	武田 芳美	鰯渚字下悪戸113－6	58-2404	
14	(有)道和産業(大高道秀)	向能代字上野越85	52-7931	向能代小
15	原田 国雄	向能代字トトメキ99－1	53-4413	
16	佐藤 淳一	落合字中大野58	54-9872	
17	工藤 睦夫	落合字下大野70－50	55-1132	
18	石塚 俊典	落合字下大野台112－1	55-0900	
19	信太 和子	落合字中大野台1－43	52-2859	

第15 防疫・清掃に関する資料

15-1 ごみ処理施設一覧表

組合名	施設所在地	着工 年月	竣工 年月	処理能力 (k/日)	方式	関係市町村
能代山本広域市町村圏組合	三種町鶴川字上笠岡70-21	H5. 5	H7. 3	144	全連	能代市、三種町、八峰町、藤里町

15-2 最終処分場一覧表

施設名	施設所在地	処理能力	処理方法
能代市一般廃棄物最終処分場	能代市朴瀬字日影57番地175外	112, 310m ³	最終処分

15-3 し尿処理施設一覧表

組 合 名	施設所在地	着工 年月	竣工 年月	処理能力 (kl/日)	処理方式	関係市町村
能代山本広域市町村圏組合	能代市河戸川字西山下1-2	H8. 7	H11. 3	120	高負荷脱窒素	能代市、三種町、八峰町

15-4 市清掃用運搬車保有状況一覧表

車 種	台 数	積載量	摘 要
軽トラック	1	0.35t	

15-5 し尿許可業者運搬車保有状況一覧表

<能代地域>

業 者 名	所 在 地	電話番号	台 数	摘 要
(株)能代清掃センター	能代市河戸川字西山下1-6	52-2286	13	し尿、浄化槽清掃業 浄化槽汚泥
(株)能代広域清掃	能代市浅内字上西山97-1	52-9813	4	浄化槽清掃業、浄化槽 汚泥

<二ツ井地域>

業 者 名	所 在 地	電話番号	台 数	摘 要
(有)鷹阿二清掃興業	北秋田市脇神字三ツ屋岱1-11	0186-62-1550	17	し尿、浄化槽清掃業 浄化槽汚泥

15-6 ごみ委託業者運搬車保有状況一覧表

<能代地域>

業 者 名	所 在 地	電話番号	特殊車 台数	ダンプ 台数	トラック台数
能代白神リサイクル協同組合	能代市竹生字天神谷地131	54-1345	8	7	

<二ツ井地域>

業 者 名	所 在 地	電話番号	特殊車 台数	ダンプ 台数	トラック台数
(有)二ツ井清掃社	能代市二ツ井町字稗川原104-4	73-6048	4	3	

15-7 ごみ許可業者運搬車保有状況一覧表

<能代地域>

業 者 名	所 在 地	電話番号	特殊車 台数	ダンプ 台数	トラック台数
大館マテリアル(株)	大館市立花字山田渡1-77	0186-42-2199	3	0	0
(有)サイキュウ能代	能代市扇田字道地139-1	70-1193	2	0	2
(有)丸伸重機	能代市河戸川字南西山168-1	55-2200	5	1	0
(株)能代資源	能代市扇田字柑子畑1-1	70-1300	3	1	10
東北ビル管財(株)	能代市河戸川字下大須賀37-1	55-3226	1	0	1
マルチプライ(株)	能代市川反町3-39	55-3951	0	0	2
浅野 健	八峰町峰浜田中宇川向13-6	76-3856	0	1	1
(有)大塚産業	能代市字大瀬儘下43-7	74-5606	0	2	0
畑クリーンサービス(株)	能代市扇田字扇淵4-13	74-6203	1 0	1	2
(株)今野興業	能代市浅内字成合20-8	55-0506	1	1 5	5
佐藤組	能代市青葉町7-18	54-6396	0	1	2
(有)フジ住建	山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢2-9	79-2135	2	0	0
(株)タクト	能代市字長崎185-2	54-1110	7	1	6
(株)ダイニチ	能代市能代町字下浜1-2	52-1300	3	1	0
(株)能代清掃センター	能代市河戸川字西山下1-6	52-2286	2	0	0
(株)能代広域清掃	能代市浅内字上西山97-1	52-9813	3	0	2
(株)鈴光	能代市字大森山1-15	54-1948	1	0	1
(有)宮腰商事	能代市河戸川字南西山18-9	52-9542	6	1	4
(有)大館紙業	大館市釈迦内字台野道下30-2	0186-48-6009	5	0	1
(株)丸伸運送	能代市字扇田字扇淵3-5	58-2901	0	0	1

＜二ツ井地域＞

業 者 名	所 在 地	電話番号	特殊車 台数	ダンプ 台数	トラック台数
(有)宮腰商事	能代市河戸川字南西山18-9	52-9542	6	1	4
畑クリーンサービス㈱	能代市扇田字扇渕4-13	74-6203	9	1	2
山一興業㈱	能代市二ツ井町字上野87-2	73-2515	0	2	2
(有)フジ住建	山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢2-9	79-2135	2	0	0
(有)大館紙業	大館市釈迦内字台野道下30-2	0186-48-6009	6	0	1
フジタ環境	能代市二ツ井町字三千苺5-12	73-5106	1	0	1

15－8 ごみ処理許可業者一覧

業 者 名	所 在 地	電話番号	処理能力 (t/日)	内容
能代森林資源利用協同組合	能代市鰺渕字亥の台 2 番地 6	70-1255	240t/日	木質系可燃ごみ・木質 粗大ごみの処分業

第16 避難所予定施設等に関する資料

16-1 指定緊急避難場所一覧表

番号	地区	名 称	住 所	面積 (㎡)	収容 人員	管理者名	電話	洪水	土砂	津波	地震
1	本庁地区	淳城西小学校グラウンド	能代市 盤若町2-1	7,593	3,797	能代市教育委員会	52-2237	○	○	—	○
2	本庁地区	淳城南小学校グラウンド	能代市 若松町2-24	9,222	4,611	能代市教育委員会	52-5329	○	○	○	○
3	本庁地区	第四小学校グラウンド	能代市 字藤山3	15,217	7,609	能代市教育委員会	52-3239	○	○	○	○
4	本庁地区	能代第一中学校グラウンド	能代市 盤若町8-11	9,042	4,521	能代市教育委員会	52-2227	○	○	○	○
5	本庁地区	能代第二中学校グラウンド	能代市 字豊祥岱1-46	18,174	9,087	能代市教育委員会	52-5138	○	○	○	○
6	本庁地区	能代松陽高等学校グラウンド	能代市 緑町4-7	46,608	23,304	秋田県教育委員会	89-2021	—	○	○	○
7	本庁地区	能代高等学校グラウンド	能代市 字高塚2-1	57,299	28,650	秋田県教育委員会	54-2230	○	○	○	○
8	本庁地区	旧能代北高等学校	能代市 追分町1-36	18,713	9,357	能代市	89-2123	○	○	○	○
9	本庁地区	能代ふれあいプラザ	能代市 上町12-32	914	457	能代市	89-5530	○	○	○	○
10	本庁地区	中央公民館広場	能代市 追分町4-26	28,237	14,119	能代市教育委員会	54-8141	○	○	○	○
11	本庁地区	市営陸上競技場	能代市 末広町66-1	30,561	15,281	能代市教育委員会	54-3607	○	○	—	○
12	本庁地区	能代公園	能代市 清助町25外	49,000	24,500	能代市	89-2197	○	○	○	○
13	本庁地区	能代河畔公園	能代市 万町136外	105,000	52,500	能代市	89-2197	—	○	—	○
14	本庁地区	川端街区公園	能代市 万町213外	4,073	2,037	能代市	89-2197	—	○	—	○
15	本庁地区	大町街区公園	能代市 大町148-2外	2,386	1,193	能代市	89-2197	○	○	—	○
16	本庁地区	中央近隣公園	能代市 上町152	5,635	2,818	能代市	89-2197	○	○	—	○
17	本庁地区	富町街区公園	能代市 富町197	3,647	1,824	能代市	89-2197	○	○	—	○
18	本庁地区	富町小街区公園	能代市 富町193	1,792	896	能代市	89-2197	○	○	—	○
19	本庁地区	井坂街区公園	能代市 御指南町24外	6,013	3,007	能代市	89-2197	○	○	○	○
20	本庁地区	柳町街区公園	能代市 柳町167	2,337	1,169	能代市	89-2197	○	○	—	○
21	本庁地区	出戸町街区公園	能代市 西通町172	1,815	908	能代市	89-2197	○	○	—	○
22	本庁地区	大正町街区公園	能代市 末広町273	2,780	1,390	能代市	89-2197	○	○	○	○
23	本庁地区	萩の台街区公園	能代市 末広町298	2,865	1,433	能代市	89-2197	○	○	○	○
24	本庁地区	栄町街区公園	能代市 栄町274	2,482	1,241	能代市	89-2197	○	○	—	○
25	本庁地区	昭南町街区公園	能代市 昭南町113	2,123	1,062	能代市	89-2197	○	○	○	○
26	本庁地区	花園街区公園	能代市 花園町1	2,332	1,166	能代市	89-2197	○	○	○	○
27	本庁地区	出戸街区公園	能代市 出戸本町187	6,179	3,090	能代市	89-2197	○	○	○	○
28	本庁地区	出戸小街区公園	能代市 出戸本町248	1,696	848	能代市	89-2197	○	○	○	○
29	本庁地区	明治町街区公園	能代市 明治町126	565	283	能代市	89-2197	—	○	○	○
30	本庁地区	大瀬街区公園	能代市 字大瀬儘下21-7	3,600	1,800	能代市	89-2197	—	○	○	○
31	向能代地区	向能代小学校グラウンド	能代市 向能代字上野越25-1	19,400	9,700	能代市教育委員会	52-6249	○	○	○	○
32	向能代地区	東雲中学校グラウンド	能代市 向能代字トトメキ106-1	24,477	12,239	能代市教育委員会	52-5119	○	○	○	○
33	向能代地区	旧竹生小学校グラウンド	能代市 竹生字竹生18-1	11,351	5,676	能代市教育委員会	89-1343	○	○	○	○
34	向能代地区	旧朴瀬小学校グラウンド	能代市 朴瀬字二林台65-1	14,445	7,223	能代市教育委員会	52-2725	○	○	○	○
35	向能代地区	旧日影小学校グラウンド	能代市 朴瀬字日影71-2	2,813	1,407	能代市教育委員会		○	○	○	○
36	向能代地区	能代球場前	能代市 落合字下台3	50,426	25,213	能代市教育委員会	54-3607	○	○	—	○
37	向能代地区	向ヶ丘街区公園	能代市 落合字中大野台1-163	1,677	839	能代市	89-2197	○	○	○	○
38	向能代地区	落合1号街区公園	能代市 落合字落合150	1,543	772	能代市	89-2197	○	○	—	○
39	向能代地区	落合2号街区公園	能代市 落合字上前田198	2,470	1,235	能代市	89-2197	○	○	—	○
40	向能代地区	落合3号街区公園	能代市 落合字下前田204	1,870	935	能代市	89-2197	○	○	—	○
41	向能代地区	落合4号街区公園	能代市 落合字下悪戸150	2,222	1,111	能代市	89-2197	○	○	—	○

番号	地区	名 称	住 所		面積 (㎡)	収容 人員	管理者名	電話	洪水	土砂	津波	地震
42	向能代地区	落合 5 号街区公園	能代市	落合字上釜谷地280	3,196	1,598	能代市	89-2197	—	○	—	○
43	向能代地区	落合近隣公園	能代市	落合字古釜谷地72	15,027	7,514	能代市	89-2197	○	○	—	○
44	向能代地区	落合球技場	能代市	落合字古悪土1-1	6,174	3,087	能代市教育委員会	54-3607	—	○	—	○
45	向能代地区	落合第二球場	能代市	落合字古悪土1-1	12,006	6,003	能代市教育委員会	54-3607	—	○	—	○
46	向能代地区	ソフトボール場第一	能代市	落合字古悪土1-1	3,834	1,917	能代市教育委員会	54-3607	—	○	—	○
47	向能代地区	ソフトボール場第二	能代市	落合字古悪土1-1	3,834	1,917	能代市教育委員会	54-3607	—	○	—	○
48	南地区	浅内小学校グラウンド	能代市	浅内字上ノ山236	31,307	15,654	能代市教育委員会	52-4715	○	○	○	○
49	南地区	能代南中学校グラウンド	能代市	河戸川字中野241	30,502	15,251	能代市教育委員会	52-6452	○	○	○	○
50	扇田地区	第五小学校グラウンド	能代市	鹹測字中嶋古屋布25	8,330	4,165	能代市教育委員会	58-2178	—	○	○	○
51	扇田地区	能代東中学校グラウンド	能代市	扇田字東扇田251-1	28,243	14,122	能代市教育委員会	58-3050	○	○	○	○
52	桧山地区	旧崇徳小学校グラウンド	能代市	檜山字寺田4-9	8,757	4,379	能代市教育委員会	58-5004	○	—	○	○
53	鶴形地区	旧鶴形小学校グラウンド	能代市	字町後16	11,034	5,517	能代市教育委員会	58-3480	○	—	○	○
54	常盤地区	旧常盤小学校グラウンド	能代市	常盤字堂回90	7,248	3,624	能代市教育委員会	59-2004	—	○	○	○
55	常盤地区	旧常盤中学校グラウンド	能代市	常盤字堂回90	18,721	9,361	能代市教育委員会	59-2005	—	○	○	○
56	梅内地区	田ノ沢生活改善センター	能代市	ニツ井町梅内字篠の下96-3	134	67	田ノ沢町内会	73-6212	○	—	○	—
57	梅内地区	大畑公民館	能代市	ニツ井町梅内字大畑無番地	20	10	黒瀬町内会	73-6093	○	—	○	—
58	梅内地区	馬子岱集会所	能代市	ニツ井町梅内字馬子岱48-1	86	43	馬子岱町内会	73-6183	○	—	○	—
59	梅内地区	大淵泥ノ木部落公民館	能代市	ニツ井町梅内字来万無番地	30	15	大淵泥ノ木町内会	73-6169	×	—	○	—
60	梅内地区	梅内聚落会館	能代市	ニツ井町梅内字前田160	172	86	梅内聚落	73-6294	○	—	○	—
61	梅内地区	悪戸集落宮農センター	能代市	ニツ井町梅内字白岩新田無番地	99	50	梅内悪土町内会	73-3658	—	—	○	—
62	種地区	外面部落集会所(児童館)	能代市	ニツ井町種字外面29-1	116	58	外面町内会	73-4560	—	○	○	—
63	種地区	旧種梅小学校	能代市	ニツ井町種字下樋ノ口15-1	444	222	能代市教育委員会	73-2757	×	○	○	—
64	種地区	旧種梅小学校グラウンド	能代市	ニツ井町種15-1	1,240	620	能代市教育委員会	73-2757	×	○	○	○
65	種地区	種公民館	能代市	ニツ井町種字熊野堂前145-2	240	120	種部落	73-5603	×	○	○	—
66	種地区	鎌谷公民館	能代市	ニツ井町種字鎌谷沢出口無番地	29	15	鎌谷町内会	73-3148	—	—	○	—
67	天神地区	旧天神小学校	能代市	ニツ井町小繋字天神道上38-1	458	229	能代市教育委員会	73-2757	—	—	○	—
68	天神地区	旧天神小学校グラウンド	能代市	ニツ井町小繋字天神道上38-1	12,922	6,461	能代市教育委員会	73-2757	—	—	○	○
69	天神地区	道の駅ふたつい	能代市	ニツ井町小繋字51	20,643	10,332	ニツ井地域局総務企画課	73-2112	—	○	○	○
70	天神地区	麻生公民館	能代市	ニツ井町麻生字麻生46-1	152	76	麻生部落	73-4979	—	○	○	—
71	天神地区	下田平集会所	能代市	ニツ井町麻生字網前54	139	70	下田平部落	73-2366	○	○	○	—
72	切石地区	切石コミュニティセンター	能代市	ニツ井町切石字山根64-4	382	191	切石地区	73-4740	○	○	○	—
73	切石地区	切石老人集会所	能代市	ニツ井町切石字山根61-1	40	20	切石部落	73-4740	○	—	○	—
74	切石地区	旧切石小学校グラウンド	能代市	ニツ井町切石字大倉175	7,177	3,589	能代市教育委員会	73-2757	○	○	○	○
75	切石地区	荻又石地区集会所	能代市	ニツ井町荻又石字大沢掛112-1	64	32	荻又石部落	73-6118	○	○	○	—
76	富根地区	昭和新田部落集会所	能代市	ニツ井町飛根字中道下	36	18	昭和新田町内会	75-2335	—	○	○	—
77	富根地区	羽立新田部落集会所	能代市	ニツ井町飛根字羽立新田無番地	64	32	羽立新田町内会	75-2763	—	○	○	—
78	富根地区	旧富根小学校	能代市	ニツ井町飛根字高清水304	927	464	能代市教育委員会	73-2757	—	○	○	—
79	富根地区	旧富根小学校グラウンド	能代市	ニツ井町飛根字高清水304	14,649	7,325	能代市教育委員会	73-2757	—	○	○	○
80	富根地区	羽立部落会館	能代市	ニツ井町飛根字羽立169	79	40	羽立町内会	75-2113	—	○	○	—
81	富根地区	富田公民館	能代市	ニツ井町飛根字富田無番地	98	49	富田町内会	090-3123 -4735	—	○	○	—
82	富根地区	大林部落集会所	能代市	ニツ井町飛根字大林無番地	48	24	大林町内会	75-2417	—	○	○	—
83	富根地区	駒形部落集会所	能代市	ニツ井町駒形字出口115-2	87	44	駒形町内会	75-2856	○	○	○	—
84	富根地区	矢崎集会所	能代市	ニツ井町駒形字矢崎無番地	50	25	矢崎町内会	75-2460	○	○	○	—

番号	地区	名 称	住 所	面積 (㎡)	収容 人員	管理者名	電話	洪水	土砂	津波	地震
85	ニツ井地区	ニツ井中学校グラウンド	能代市 二ツ井町字下野76-2	30,201	15,101	能代市教育委員会	73-2711	—	○	○	○
86	ニツ井地区	能代高等学校定時課程グラウンド	能代市 二ツ井町字五千苅20-1	7,236	3,618	秋田県教育委員会	54-2230	—	○	○	○
87	ニツ井地区	ニツ井小学校グラウンド	能代市 二ツ井町字上台25-1	18,707	9,354	能代市教育委員会	73-2341	—	○	○	○
88	ニツ井地区	旧ニツ井小学校グラウンド	能代市 二ツ井町字清良子川端40-1	15,160	7,580	能代市教育委員会	73-2757	—	○	○	○
89	ニツ井地区	ニツ井児童館	能代市 二ツ井町字下野家後82-2	271	136	能代市	73-5500	—	○	○	—
90	ニツ井地区	ニツ井球場	能代市 二ツ井町字稗川原113	33,643	16,822	能代市教育委員会	73-6200	—	○	○	○
91	ニツ井地区	桜づつみ公園	能代市 二ツ井町荷上場米代右岸	62,000	31,000	能代市	73-5300	—	○	○	○
92	仁鮎地区	旧仁鮎小学校	能代市 二ツ井町仁鮎字後山52-1	552	276	能代市教育委員会	73-2757	○	—	○	—
93	仁鮎地区	旧仁鮎小学校グラウンド	能代市 二ツ井町仁鮎字後山52-1	14,121	7,061	能代市教育委員会	73-2757	○	—	○	○
94	仁鮎地区	仁鮎部落集会所	能代市 二ツ井町仁鮎字家後無番地	20	10	仁鮎部落	73-5176	○	○	○	—
95	仁鮎地区	中台自治会館	能代市 二ツ井町仁鮎字中台無番地	116	58	中台町内会	73-4503	○	—	○	—
96	仁鮎地区	鬼神公民館	能代市 二ツ井町小掛字堰根台23-1	247	124	鬼神部落	74-2527	○	—	○	—
97	仁鮎地区	小掛部落会館	能代市 二ツ井町小掛字下田表2	200	100	小掛町内会	74-2555	○	—	○	—
98	仁鮎地区	ニツ井公民館濁川分館	能代市 二ツ井町濁川字濁川145-1	206	103	能代市教育委員会	73-2590	○	—	○	—
99	田代地区	田代上部落集会所	能代市 二ツ井町田代字水沢無番地	20	10	田代五区町内会	74-2647	○	○	○	—
100	田代地区	旧田代小学校グラウンド	能代市 二ツ井町田代字泥ノ木岱212	749	375	能代市教育委員会	73-2757	○	○	○	○
101	田代地区	田代生活改善センター	能代市 二ツ井町田代字泥ノ木岱122-1	134	67	田代部落	74-2824	×	—	○	—
102	田代地区	本田代集会所	能代市 二ツ井町田代字胡麻木岱73-3	60	30	田代一区町内会	74-2839	○	○	○	—

「洪水・土砂・津波・地震」の欄の○は適、×は不適
「洪水」の欄の※は、原則として2階部分以上を避難場所として利用
収容人数は、一人当たり面積2㎡で算出

16-2 指定避難所一覧表

番号	地区	名 称	住 所	面積 (㎡)	収容 人員	管理者名	電話	洪水	土砂	津波	地震
1	本庁地区	淳城西小学校	能代市 盤若町2-1	1,186	395	能代市教育委員会	52-2237	○	○	○	○
2	本庁地区	淳城南小学校	能代市 若松町2-24	1,213	404	能代市教育委員会	52-5329	○	○	○	○
3	本庁地区	第四小学校	能代市 字藤山3	1,520	507	能代市教育委員会	52-3239	○	○	○	○
4	本庁地区	能代第一中学校	能代市 盤若町8-11	1,383	461	能代市教育委員会	52-2227	○	○	○	○
5	本庁地区	能代第二中学校	能代市 字豊祥岱1-46	1,371	457	能代市教育委員会	52-5138	○	○	○	○
6	本庁地区	能代松陽高等学校	能代市 緑町4-7	1,331	444	秋田県教育委員会	89-2021	※2	○	○	○
7	本庁地区	能代高等学校	能代市 字高塚2-1	1,011	337	秋田県教育委員会	54-2230	○	○	○	○
8	本庁地区	能代科学技術高等学校	能代市 盤若町3-1	2,126	708	秋田県教育委員会	74-5701	○	○	○	○
9	本庁地区	能代市総合体育館	能代市 大町9-53	6,998	2,333	能代市教育委員会	54-3607	—	○	—	○
10	本庁地区	能代ふれあいプラザ	能代市 上町12-32	300	100	能代市	89-5530	○	○	○	○
11	本庁地区	文化会館	能代市 追分町4-26	267	89	能代市教育委員会	54-8141	○	○	○	○
12	本庁地区	勤労青少年ホーム	能代市 追分町4-26	318	106	能代市教育委員会	55-1585	○	○	○	○
13	本庁地区	広域交流センター	能代市 字海詠坂3-2	2,221	740	能代山本広域市町村圏組合	54-5300	○	—	○	○
14	向能代地区	向能代小学校	能代市 向能代字上野越25-1	1,018	339	能代市教育委員会	52-6249	○	○	○	○
15	向能代地区	東雲中学校	能代市 向能代字トトメキ106-1	2,512	837	能代市教育委員会	52-5119	○	○	○	○
16	向能代地区	向能代地域センター	能代市 向能代字上野越83	191	63	能代市教育委員会	52-6318	●	●	●	●
17	向能代地区	土床体育館	能代市 落合字亀谷地1-65	1,350	450	能代市教育委員会	54-1661	○	○	—	○
18	向能代地区	アリナス	能代市 落合字下台2-1	8,921	2,974	能代山本広域市町村圏組合	54-9200	○	○	—	○

番号	地区	名 称	住 所	面積 (㎡)	収容 人員	管理者名	電話	洪水	土砂	津波	地震
19	向能代地区	旧竹生小学校	能代市 竹生字竹生18-1	803	268	能代市教育委員会	89-1343	○	○	○	○
20	南地区	浅内小学校	能代市 浅内字上ノ山236	1,371	457	能代市教育委員会	52-4715	○	○	○	○
21	南地区	能代南中学校	能代市 河戸川字中野241	1,132	377	能代市教育委員会	52-6452	○	○	○	○
22	南地区	南地域センター	能代市 河戸川字南後田134-1	146	49	能代市教育委員会	89-2324	○	○	○	○
23	扇形地区	第五小学校	能代市 鹹渚字中嶋古屋布25	1,328	443	能代市教育委員会	58-2178	○	○	○	○
24	扇形地区	能代東中学校	能代市 扇田字東扇田251-1	1,410	470	能代市教育委員会	58-3050	○	○	○	○
25	扇形地区	扇渚地域センター	能代市 扇田字道地155-1	162	54	能代市教育委員会	58-3100	○	○	○	○
26	扇形地区	おとも苑	能代市 字腹鞆ノ沢19-10	2,998	999	能代山本広域市町村圏組合	58-5295	○	○	○	○
27	桧山地区	旧崇徳小学校	能代市 檜山字寺田4-8	1,112	371	能代市教育委員会	58-5004	○	※1	○	○
28	桧山地区	檜山地区拠点施設	能代市 檜山字霧山下104	134	45	能代市	58-3101	○	○	○	○
29	桧山地区	母体会館	能代市 母体字樋ノ口6-5	150	50	母体共有林野管理組合	—	○	○	○	○
30	鶴形地区	鶴形地域拠点施設	能代市 字町後16	625	208	能代市教育委員会	58-3480	○	—	○	○
31	常盤地区	旧常盤小学校	能代市 常盤字堂回90	100	33	能代市教育委員会	59-2004	※2	○	○	○
32	常盤地区	旧常盤中学校	能代市 常盤字堂回90	1,338	446	能代市教育委員会	59-2005	※2	○	○	○
33	常盤地区	常盤地域センター	能代市 常盤字堂回90	348	116	能代市教育委員会	59-2111	※2	○	○	○
34	向能代地区	旧朴瀬小学校	能代市 朴瀬字二林台65-1	738	246	能代市教育委員会	52-2725	○	○	○	○
35	向能代地区	B&G海洋センター	能代市 落合字亀谷地1-65	1,627	542	能代市教育委員会	54-4419	○	○	—	○
36	種地区	種梅ふるさとの家	能代市 ニツ井町種字下樋ノ口167	159	53	能代市	73-4500	×	—	○	○
37	荷上場地区	きみまち子ども園	能代市 ニツ井町荷上場字鍋良子出口15-1	722	241	能代市	73-5455	○	○	○	○
38	荷上場地区	ニツ井公民館荷上場分館	能代市 ニツ井町荷上場字鍋良子出口1-1	206	69	能代市教育委員会	73-5052	—	○	○	○
39	荷上場地区	荷上場体育館	能代市 ニツ井町荷上場字鍋良子出口1-1	663	221	能代市教育委員会	73-3772	—	○	○	○
40	天神地区	小繋会館	能代市 ニツ井町小繋字神明社下22-1	188	63	小繋部落	73-3522	—	○	○	○
41	富根地区	ブナの森ふれあい伝承館	能代市 ニツ井町飛根字高清水391	477	159	能代市	75-2380	—	○	○	○
42	ニツ井地区	ニツ井中学校	能代市 ニツ井町字下野76-2	1,598	533	能代市教育委員会	73-2711	※2	○	○	○
43	ニツ井地区	ニツ井伝承ホール	能代市 ニツ井町字上台1-1	999	333	能代市教育委員会	74-6040	—	○	○	○
44	ニツ井地区	ニツ井町総合体育館	能代市 ニツ井町字上台60	7,177	2,392	能代市教育委員会	73-6111	※2	○	○	○
45	ニツ井地区	能代高等学校定時制課程	能代市 ニツ井町字五千苅20-1	1,352	451	秋田県教育委員会	54-2230	※2	○	○	○
46	ニツ井地区	ニツ井公民館ニツ井分館	能代市 ニツ井町字三千苅3-3	534	178	能代市教育委員会	73-4093	—	○	○	○
47	ニツ井地区	ニツ井小学校	能代市 ニツ井町字上台25-1	1,461	487	能代市教育委員会	73-2341	○	○	○	○
48	ニツ井地区	ニツ井公民館	能代市 ニツ井町字下野家後49	2,063	688	能代市教育委員会	73-2590	※2	○	○	○
49	ニツ井地区	ニツ井子ども園	能代市 ニツ井町字下野川端2-1	782	261	能代市	73-2620	—	○	○	○
50	ニツ井地区	能代市ニツ井庁舎	能代市 ニツ井町上台1-1	2,200	733	能代市	73-2112	○	○	○	○
51	仁鮎地区	杉ホールひびき	能代市 ニツ井町仁鮎字後山38-2	407	136	能代市教育委員会	73-4261	○	○	○	○

「洪水・土砂・津波・地震」の欄の○は適、—は不適

「土砂」の欄の※1は、土砂災害警戒時は体育館を避難所として利用

「洪水」の欄の※2は、原則として2階部分以上を避難所として利用

収容人数は、一人当たり面積3㎡で算出

16－3 津波避難場所・津波避難ビル一覧表

番号	名 称	住 所	海拔	収容可能面積等
1	秋田県厚生農業共同組合連合会 能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内	5 m	3 階以上のエレベーターホール及び続き 廊下約 500 m ² ただし病室前廊下は立ち入り禁止とする
2	学校法人のしろ文化学園 専門学校秋田しらかみ看護学院	能代市落合字下悪土 120	4 m	3 階以上（廊下、屋上、講堂、教室）約 700 m ²
3	社会福祉法人能代ふくし会 指定障害福祉サービス事業所ね むの木苑	能代市落合字古釜谷地 26	10m	屋外約 900 m ²

第17 要配慮者施設等に関する資料

17-1 米代川の浸水想定区域内に所在する要配慮者施設一覧表

施 設 名	種 別	住 所
のしろケアセンターそよ風	通所介護	能代市落合字古悪土1-228
能代市社会福祉協議会ニツ井デイサービスセンター	通所介護	能代市ニツ井町字三千茹44-34
能代市緑町デイサービスセンター	通所介護	能代市緑町7-17
デイサービスだんらん	通所介護	能代市落合字古悪土1-217
デイサービスセンターしらかみ	通所介護	能代市字下悪戸115-9
デイサービスセンターよねしろ通所介護事業所	通所介護	能代市ニツ井町字下野家後145
JCHO秋田病院付属介護老人保健施設	通所リハビリ 短期入所生活介護 介護老人保健施設	能代市緑町5-47
株式会社 しらかみ長寿の里 ショートステイしらかみ	短期入所生活介護	能代市落合字古悪土1-217
ショートステイゆかり能代	短期入所生活介護	能代市能代町字中川原25-8
ショートステイよねしろ短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	能代市ニツ井町字下野家後145
ショートステイ たかいわ荘	短期入所生活介護	能代市ニツ井町荷上場字鍋良子出口53
介護老人保健施設 ケアネットのしろ	短期入所療養介護 介護老人保健施設	能代市落合字上悪土207
小規模多機能型居宅介護事業所 わか杉の郷	小規模多機能型居宅介護	能代市ニツ井町仁鮎字家後34-3
グループホーム母恵夢	認知症対応型共同生活介護	能代市能代町字中川原26-984
グループホームまつ風	認知症対応型共同生活介護	能代市浜通町4-52
グループホームおちあい	認知症対応型共同生活介護	能代市落合字上釜谷地187-2
グループホーム和み	認知症対応型共同生活介護	能代市ニツ井町飛根字高清水265
能代市緑町グループホーム	認知症対応型共同生活介護	能代市緑町7-17
グループホームまつかさ園	認知症対応型共同生活介護	能代市ニツ井町字下野家後95-19
よねしろ	介護老人福祉施設	能代市ニツ井町字下野家後145
松籟荘	養護老人ホーム	能代市緑町9-41
能代市生活支援ハウス	生活支援ハウス	能代市ニツ井町字三千茹44-34
ケアハウスきみまち	軽費老人ホーム(ケアハウス)	能代市ニツ井町字下野家後145
あかつきの星	有料老人ホーム	能代市能代町字中川原33-5
ことりの郷	有料老人ホーム	能代市落合字亀谷地1-91
笑の樹	有料老人ホーム	能代市字西赤沼31
デイサービス彩べえ	有料老人ホーム	能代市落合字上釜谷地185
シニアパシオン・西大瀬	サービス付き高齢者向け住宅	能代市字西大瀬30-20
サービス付高齢者向け住宅シニアホームわがや	サービス付き高齢者向け住宅	能代市落合字古悪土1-217
サービス付高齢者向け住宅あかつきの芽	サービス付き高齢者向け住宅	能代市能代町中川原33-113
心愛の郷	サービス付き高齢者向け住宅	能代市字下瀬26-1
ホープハウス	共同生活援助	能代市字養蚕脇19-8

施 設 名	種 別	住 所
なかよし福寿草	共同生活援助	能代市落合字古悪土130
しおさい	共同生活援助	能代市浜通町3-21
在宅障害者支援施設とらいあんぐる	障害者支援施設	能代市万町10-4
高齢者ふれあい交流施設「ゆっちゃん」	高齢者交流施設	能代市二ツ井町下野家後97
第五小学校	小学校	能代市鰺渚字中嶋古屋布25
二ツ井中学校	中学校	能代市二ツ井町字下野76-2
能代高等学校定時制課程	高等学校	能代市二ツ井町字五千苅20-1
能代松陽高等学校	高等学校	能代市緑町4-7
留守家庭児童会「はくちょうクラブ」	児童厚生施設	能代市鰺渚字中嶋古屋布25
留守家庭児童会「白鳥」	児童厚生施設	能代市鰺渚字中嶋古屋布25
二ツ井児童館	児童厚生施設	能代市二ツ井町字下野家後82-2
二ツ井子ども園	保育所	能代市二ツ井町字下野川端2-1
轟保育園	保育所	能代市字轟73-2
関医院	診療所	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口102
金田医院	診療所	能代市二ツ井町字比井野94
富根診療所	診療所	能代市二ツ井町飛根前田33-3
わたなべ整形外科	診療所	能代市落合字上悪土207
瀬川医院	診療所	能代市万町7-23
後藤内科医院	診療所	能代市大瀬儘下6-52
島田病院	病院	能代市西赤沼14-4
JCHO秋田病院	病院	能代市緑町5-22

17-2 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者施設一覧表

施 設 名	種 別	住 所
二ツ井めぐみ園	障害者支援施設	能代市二ツ井町荷上場字グミノ木171
二ツ井めぐみホーム	障害者支援施設	能代市二ツ井町荷上場字グミノ木171

第18 土砂災害による被害のおそれのある地域

18-1 土砂災害警戒区域等一覧表

(令和6年12月現在 秋田県建設部 河川砂防課)

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
28	山根沢	能代市二ツ井町字山根及び同町字太田面	土石流	342-I-022	能代市	有	H17.2.15		
29	沢口沢	能代市二ツ井町字沢口及び同町種字宮ノ下	土石流	II-0225	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
30	沢口沢2	能代市二ツ井町字沢口及び同町種字宮ノ下	土石流	I-0363	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
31	梅内沢1	能代市二ツ井町梅内字前田及び後山	土石流	I-0354	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
32	梅内沢2	能代市二ツ井町梅内字前田及び後山	土石流	I-0355	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
33	滝の沢	能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田及び不動ヶ沢並びに同町小掛字堰根台	土石流	I-0375	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
34	山根1号	能代市二ツ井町字高関及び山根及び同町種字上山崎	急傾斜地の崩壊	I-296	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
35	山根2号	能代市二ツ井町字山根	急傾斜地の崩壊	I-1148	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
36	太田面	能代市二ツ井町字大田面、沢口及び山根並びに同町種字上山崎	急傾斜地の崩壊	I-1149	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
37	沢口	能代市二ツ井町種字上山崎及び宮ノ下並びに同町字沢口	急傾斜地の崩壊	I-295	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
38	高関	能代市二ツ井町字高関及び山崎	急傾斜地の崩壊	II-296	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
39	梅内	能代市二ツ井町梅内字前田	急傾斜地の崩壊	II-288	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
40	石田	能代市二ツ井町梅内字石田	急傾斜地の崩壊	II-287	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
41	鬼神	能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田	急傾斜地の崩壊	I-308	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
42	堰根台	能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田及び鬼神沢並びに同町小掛字堰根台	急傾斜地の崩壊	I-1154	能代市	有	H17.2.15 R3.6.22		
173	種1号	能代市二ツ井町種字熊野堂前	急傾斜地の崩壊	I-290	能代市	有	H17.12.13 R3.6.22		
174	鎌谷	能代市二ツ井町種字鎌谷沢出口及び喜左エ門沢出口	急傾斜地の崩壊	II-292	能代市	有	H17.12.13 R3.6.22		
175	鎌谷出口沢	能代市二ツ井町種字鎌谷沢出口	土石流	I-0359	能代市	有	H17.12.13 R3.6.22		

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
176	与作沢	能代市二ツ井町種字柳原及び与作沢出口	土石流	Ⅱ-0222	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
177	外面	能代市二ツ井町種字外面	急傾斜地の崩壊	I-1147	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
178	横沢	能代市二ツ井町種字外面	土石流	I-0361	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
179	外面沢	能代市二ツ井町種字外面	土石流	342-Ⅱ-018 Ⅱ-0224	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
180	竹原	能代市二ツ井町種字上山崎	急傾斜地の崩壊	I-299	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
181	竹原2号	能代市二ツ井町種字大沢及び上山崎	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-293	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
182	竹原3号	能代市二ツ井町種字上山崎	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-294	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
183	竹原4号	能代市二ツ井町種字上山崎	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-295	能代市	有	H17. 12. 1 R3. 6. 22		
184	上山崎1	能代市二ツ井町種字上山崎	土石流	I-0365	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
185	上山崎2	能代市二ツ井町字山崎及び同町種字上山崎	土石流	I-0366	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
186	上山崎1号	能代市二ツ井町字上山崎	急傾斜地の崩壊	I-1145	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
187	上山崎2号	能代市二ツ井町字上山崎及び同町種字宮ノ下	急傾斜地の崩壊	I-1146	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
188	町館沢1	能代市二ツ井町字上山崎及び同町種字宮ノ下	土石流	I-03621・2	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
189	中台沢2	能代市二ツ井町仁鮎字中台	土石流	342-I-031	能代市	有	H17. 12. 13		
190	鍛冶沢	能代市二ツ井町小掛字弘川、滝ノ沢、鍛冶沢及び鍛冶長根	土石流	Ⅱ-0229	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
191	茹又石	能代市二ツ井町茹又石字茹又石	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-311	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
192	茹又石沢	能代市二ツ井町茹又石字茹又石	土石流	Ⅱ-0230	能代市	有	H17. 12. 13 R3. 6. 22		
369	白岩悪戸	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根及び平成新田	急傾斜地の崩壊	I-289	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
370	家の前	能代市二ツ井町駒形字家前及び矢崎	急傾斜地の崩壊	I-301	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
371	家の前1号	能代市二ツ井町駒形字家前、家後、堤沢、関口及び本沢	急傾斜地の崩壊	I-302	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
372	白砂下1号	能代市二ツ井町切石字竜毛沢、館腰及び白砂下	急傾斜地の崩壊	I-1152	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
373	田ノ沢	能代市二ツ井町梅内字大面及び様ノ下	急傾斜地の崩壊	II-286	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
374	白岩悪戸2号	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根	急傾斜地の崩壊	II-289	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
375	白岩悪戸3号	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根及び同町種字烏帽子形	急傾斜地の崩壊	II-290	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
376	白岩悪戸1号	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根	急傾斜地の崩壊	II-291	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
377	清水2号	能代市二ツ井町飛根字高清水及び町頭並びに同町駒形字塚ノ岱	急傾斜地の崩壊	II-302	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
378	清水3号	能代市二ツ井町飛根字高清水及び町頭	急傾斜地の崩壊	II-303	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
379	小掛道	能代市二ツ井町仁鮎字小掛道	急傾斜地の崩壊	II-309	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
380	岩下	能代市二ツ井町仁鮎字岩下及び小掛道並びに同町小掛字後台	急傾斜地の崩壊	II-310	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
381	桜沢	能代市二ツ井町種字桜沢、上古、熊野堂前及び宮ノ下	土石流	I-0360	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
382	鎌谷沢2	能代市二ツ井町種字烏帽子形及び大正新田並びに同町梅内字白岩悪戸山根、平成新田及び白岩新田	土石流	II-0221	能代市	有	H18. 12. 26 R3. 6. 22		
2570	比八田	能代市比八田字八幡下及び五郎左エ門沢	急傾斜地の崩壊	I-243-1・2・3	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2571	新山林	能代市天内字新山林及び家回	急傾斜地の崩壊	I-246	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2572	天内	能代市天内字新山林、白岩新田、岩ノ下及び上悪土	急傾斜地の崩壊	I-247	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2573	久喜沢	能代市久喜沢字久喜沢及び大林	急傾斜地の崩壊	I-249	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2574	築法師1号	能代市朴瀬字築法師	急傾斜地の崩壊	I-250	能代市	有	H28. 3. 15 R4. 7. 12	有	
2575	築法師2号	能代市朴瀬字築法師	急傾斜地の崩壊	I-251	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2576	平影野	能代市向能代字平影野	急傾斜地の崩壊	I-252	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2577	向能代	能代市向能代字上野	急傾斜地の崩壊	I-253	能代市	有	H28. 3. 15	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
2578	清助町	能代市字清助町	急傾斜地の崩壊	I-254-1・2	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2579	鶴形	能代市鶴形、姥懐、後町及び外堤	急傾斜地の崩壊	I-256	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2580	鶴形 1 号	能代市鶴形及び上ノ山台	急傾斜地の崩壊	I-257	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2581	戸草沢	能代市字戸草沢及び鶴形	急傾斜地の崩壊	I-258	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2582	戸草沢 1 号	能代市字戸草沢及び町後	急傾斜地の崩壊	I-259	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2583	谷地	能代市字田中谷地及び冷清水	急傾斜地の崩壊	I-260	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2584	樋口	能代市扇田字樋口	急傾斜地の崩壊	I-261	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2585	瀬野	能代市扇田字瀬野	急傾斜地の崩壊	I-262	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2586	四ツ屋	能代市扇田字四ツ屋	急傾斜地の崩壊	I-263-1・2	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2587	檜山 1 号	能代市檜山字赤館及び檜山町	急傾斜地の崩壊	I-264	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2588	檜山	能代市檜山字赤館及び星場台	急傾斜地の崩壊	I-265	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2589	上母体家ノ下	能代市母体字上母体家ノ下及び横道下	急傾斜地の崩壊	I-266-1・2	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2590	羽立	能代市母体字高山下	急傾斜地の崩壊	I-267	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2591	檜山 3 号	能代市檜山字檜山町及び霧山下	急傾斜地の崩壊	I-269	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2592	檜山 2 号	能代市檜山字霧山下、檜山町及び赤館	急傾斜地の崩壊	I-270	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2593	山谷 1 号	能代市常盤字高森下、山谷及び森ノ越	急傾斜地の崩壊	I-1131	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2594	外荒巻 1 号	能代市外荒巻字北山ノ上	急傾斜地の崩壊	I-1132	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2595	二林台	能代市朴瀬字二林台、村上大川反及び家後	急傾斜地の崩壊	I-1133	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2596	川反	能代市能代町字日和山下及び同市字浜通町	急傾斜地の崩壊	I-1134	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2597	臥竜山	能代市字臥竜山	急傾斜地の崩壊	I-1135	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2598	沼ノ上	能代市字沼ノ上及び臥竜山	急傾斜地の崩壊	I-1136	能代市	有	H28. 3. 15	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
2599	海詠坂 1 号	能代市字海詠坂及び仙遊長根	急傾斜地の崩壊	I-1137	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2600	鶴形 2 号	能代市字鶴形及び半戸沢	急傾斜地の崩壊	I-1138	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2601	相染森 3 号	能代市字柏子所及び古屋布	急傾斜地の崩壊	I-1139	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2602	湯ノ沢 1 号	能代市母体字湯ノ沢	急傾斜地の崩壊	I-1141	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2603	館ノ下	能代市常盤字館ノ下	急傾斜地の崩壊	II-211	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2604	大柄	能代市常盤字西ノ沢口	急傾斜地の崩壊	II-212	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2605	西ノ沢口 1 号	能代市常盤字館ノ下	急傾斜地の崩壊	II-213	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2606	常盤 1 号	能代市常盤字熊野堂	急傾斜地の崩壊	II-215	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2607	常盤 2 号	能代市常盤字熊野堂	急傾斜地の崩壊	II-216	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2608	山谷 2 号	能代市常盤字高森下及び小宮田	急傾斜地の崩壊	II-217	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2609	山谷 3 号	能代市常盤字新明下	急傾斜地の崩壊	II-218	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2610	外割田 1 号	能代市外割田字野台	急傾斜地の崩壊	II-219	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2611	外割田 2 号	能代市外割田字宅地	急傾斜地の崩壊	II-220	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2612	天内 2 号	能代市天内字家回及び上野	急傾斜地の崩壊	II-222	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2613	天内 3 号	能代市天内字白岩前及び白岩下並びに同市二ツ井町飛根字狐森	急傾斜地の崩壊	II-223	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2614	天内 4 号	能代市天内字白岩下	急傾斜地の崩壊	II-224	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2615	外荒巻 3 号	能代市外荒巻字北山ノ上	急傾斜地の崩壊	II-226	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2616	山中	能代市朴瀬字山中、藤切台及び中野	急傾斜地の崩壊	II-228-1・2	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2617	大野	能代市落合字下大野	急傾斜地の崩壊	II-229	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2618	上野越	能代市向能代字上野越及び同市落合字下大野	急傾斜地の崩壊	II-230	能代市	有	H28. 3. 15	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
2619	上野	能代市向能代字上野	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-231	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2620	平野館下	能代市向能代字平野館下道越起上及び平影野	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-232	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2621	中ノ沢見	能代市荷八田字中ノ沢見及び石森台並びに同市真壁地字道添	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-234	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2622	築法師 3 号	能代市朴瀬字登家場	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-235-1・2	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2623	久喜沢 1 号	能代市久喜沢字大林及び久喜沢	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-236	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2624	日和山下	能代市能代町字日和山下	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-238	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2625	鳳凰岱	能代市能代町字日和山下	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-239	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2626	五雲岱	能代市字五雲岱及び臥竜山	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-240	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2627	海詠坂 2 号	能代市字海詠坂及び仙遊長根	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-241	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2628	田床内	能代市田床内字縄手下	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-242	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2629	二タ又	能代市田床内字二タ又及び田床内	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-243	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2630	相染森 1 号	能代市字柏子所及び同市河戸川字相染森	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-244	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2631	相染森 2 号	能代市河戸川字相染森	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-245	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2632	柏子所 1 号	能代市字柏子所	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-246	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2633	古屋布	能代市字柏子所及び古屋布	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-247	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2634	柏子所 2 号	能代市字柏子所	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-248	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2635	中母体	能代市檜山字星場台	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-249	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2636	小野沢 1 号	能代市河戸川字箒沢及び同市字小野沢	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-251	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2637	新田 1 号	能代市檜山字中沢道下及び堤下	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-253-1・2	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2638	湯ノ沢 2 号	能代市母体字湯ノ沢及び治郎左エ門長根下	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-260	能代市	有	H28. 3. 15	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
2639	釜ノ岱沢	能代市常盤字釜ノ岱	土石流	I-0328	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2640	大柄沢	能代市常盤字湯ノ前及び館ノ下	土石流	I-0329	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2641	棚木岱沢	能代市常盤字棚木岱、太田面及び中坪	土石流	I-0330	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2642	コミカ沢	能代市外割田字宅地及び前田並びに同市常盤字上魔面	土石流	I-0331	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2643	鶴形沢 1	能代市字鶴形及び町後	土石流	I-0332	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2644	樋口沢	能代市扇田字樋口	土石流	I-0333	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2645	檜山沢 1	能代市檜山字赤館	土石流	I-0334	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2646	上母体沢	能代市母体字上母体家ノ下及び横道下	土石流	I-0335	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2647	羽立沢川 1	能代市母体字湯ノ沢及び治郎左エ門長根下	土石流	I-0336	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2648	羽立沢川 2	能代市母体字湯ノ沢及び治郎左エ門長根下	土石流	I-0337	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2649	羽立沢川 3	能代市母体字湯ノ沢及び治郎左エ門長根下	土石流	I-0338	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2650	羽立沢川 4	能代市母体字湯ノ沢	土石流	I-0339	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2651	熊野堂沢 1	能代市常盤字熊野堂	土石流	II-0204	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2652	熊野堂沢 2	能代市常盤字熊野堂	土石流	II-0205	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2653	山谷沢	能代市常盤字熊野堂	土石流	II-0206	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2654	岩前沢	能代市天内字白岩前及び岩ノ下並びに同市二ツ井町飛根字中島	土石流	II-0207	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2655	田中谷地沢 1	能代市字田中谷地及び冷清水	土石流	II-0208	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2656	田中谷地沢 2	能代市字田中谷地及び冷清水	土石流	II-0209	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2657	檜山沢 2	能代市檜山字赤館	土石流	II-0210	能代市	有	H28. 3. 15	有	
2658	南元町	能代市字南元町	急傾斜地の崩壊	I-0255	能代市	有	H28. 3. 15		

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
2659	合ノ野	能代市荷八田字合ノ野及び森下	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-0237	能代市	有	H28. 3. 15		
3165	種	能代市二ツ井町種字熊野堂前	急傾斜地の崩壊	I -291	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3166	町館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子及び町館	急傾斜地の崩壊	I -293	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3167	山根	能代市二ツ井町字高関	急傾斜地の崩壊	I -297-1, 2	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3168	竹原 1 号	能代市二ツ井町種字上山崎	急傾斜地の崩壊	I -298	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3169	清水	能代市二ツ井町飛根字清水	急傾斜地の崩壊	I -300	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3170	切石山根	能代市二ツ井町切石字山根及び八木山	急傾斜地の崩壊	I -303-1, 2	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3171	仁鮒	能代市二ツ井町仁鮒字中台	急傾斜地の崩壊	I -304	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3172	仁鮒 2 号	能代市二ツ井町仁鮒字中台	急傾斜地の崩壊	I -305	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3173	小繫	能代市二ツ井町小繫字家端、前田、神明社下及び下小繫沢	急傾斜地の崩壊	I -307-1, 2	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3174	中村	能代市二ツ井町田代字日蔭及び千本杉	急傾斜地の崩壊	I -310	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3175	館ノ下 1 号	能代市二ツ井町荷上場字町館、館ノ下山根及び上向田面	急傾斜地の崩壊	I -1144-1, 2	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3176	きみまち坂 3 号	能代市二ツ井町荷上場字下中島	急傾斜地の崩壊	I -1150	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3177	きみまち坂 4 号	能代市二ツ井町小繫字中島	急傾斜地の崩壊	I -1151	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3178	七座山	能代市二ツ井町麻生字大倉下	急傾斜地の崩壊	I -1153	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3179	小滝 1 号	能代市二ツ井町梅内字小滝	急傾斜地の崩壊	Ⅱ- 274	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3180	小滝 2 号	能代市二ツ井町梅内字小滝	急傾斜地の崩壊	Ⅱ- 275	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3181	大畑 1 号	能代市二ツ井町梅内字大畑	急傾斜地の崩壊	Ⅱ- 276	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3182	大畑 2 号	能代市二ツ井町梅内字大畑	急傾斜地の崩壊	Ⅱ- 277	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3183	岩坂 1 号	能代市二ツ井町梅内字岩坂	急傾斜地の崩壊	Ⅱ- 278	能代市	有	H28. 8. 5	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
3184	岩坂 2 号	能代市二ツ井町梅内 字岩坂	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 279	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3185	馬子岱 4 号	能代市二ツ井町梅内 字馬子岱	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 280	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3186	馬子岱 1 号	能代市二ツ井町梅内 字馬子岱	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 281	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3187	馬子岱 2 号	能代市二ツ井町梅内 字馬子岱及び常盤渡	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 282-1, 2	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3188	馬子岱 3 号	能代市二ツ井町梅内 字常盤渡	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 283	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3189	泥ノ木	能代市二ツ井町梅内 字泥ノ木	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 284	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3190	大淵	能代市二ツ井町梅内 字梨岱	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 285	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3191	館ノ下 山根	能代市二ツ井町荷上 場字町館及び館ノ下	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 298	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3192	きみまち 坂 1 号	能代市二ツ井町荷上 場字下中島	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 299	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3193	きみまち 坂 2 号	能代市二ツ井町荷上 場字下中島	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 300	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3194	清水 1 号	能代市二ツ井町飛根 字干草場	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 301	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3195	清水 4 号	能代市二ツ井町飛根 字清水及び高清水	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 304	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3196	白砂下 2 号	能代市二ツ井町切石 字竜毛沢及び白砂下	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 305	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3197	館腰	能代市二ツ井町切石 字竜毛沢及び館腰	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 306	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3198	仙ノ台	能代市二ツ井町小掛 字仙ノ台	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 312	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3199	濁川 1 号	能代市二ツ井町濁川 字濁川	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 313	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3200	濁川 2 号	能代市二ツ井町濁川 字濁川	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 314	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3201	釜谷	能代市二ツ井町濁川 字嘉賀助沢	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 315	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3202	中村 1 号	能代市二ツ井町田代 字日蔭	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 318	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3203	日蔭	能代市二ツ井町田代字 日蔭	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 319	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3204	水沢 1 号	能代市二ツ井町田代 字水沢	急傾斜地 の崩壊	Ⅱ - 320	能代市	有	H28. 8. 5	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
3205	水沢 2 号	能代市二ツ井町田代字水沢	急傾斜地の崩落	Ⅱ- 321	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3206	向田	能代市二ツ井町田代字水沢	急傾斜地の崩落	Ⅱ- 322	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3207	屋布岱	能代市二ツ井町田代字水沢	急傾斜地の崩落	Ⅱ- 323	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3208	高屋敷	能代市二ツ井町田代字屋布岱	急傾斜地の崩落	Ⅱ- 324	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3209	外面 1 号	能代市二ツ井町種字外面	急傾斜地の崩落	Ⅲ-60	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3210	外面 2 号	能代市二ツ井町種字外面	急傾斜地の崩落	Ⅲ-61	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3211	外面 3 号	能代市二ツ井町種字外面	急傾斜地の崩落	Ⅲ-62	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3212	小掛道 1 号	能代市二ツ井町小掛字岩下	急傾斜地の崩落	Ⅲ-63	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3213	外面 4 号	能代市二ツ井町種字上古館	急傾斜地の崩落	Ⅲ-64	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3214	外面 5 号	能代市二ツ井町種字上古館	急傾斜地の崩落	Ⅲ-65	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3215	竹原 5 号	能代市二ツ井町種字宮ノ下	急傾斜地の崩落	Ⅲ-66	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3216	竹原 6 号	能代市二ツ井町種字大沢及び上山崎	急傾斜地の崩落	Ⅲ-67	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3217	竹原 7 号	能代市二ツ井町字高関及び同町種字上山崎	急傾斜地の崩落	Ⅲ-68	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3218	田ノ沢 2	能代市二ツ井町梅内字田ノ沢及び大面	土石流	I -0353	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3219	オンデの沢 1	能代市二ツ井町荷上場字グミノ木	土石流	I -0356	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3220	オンデの沢 2	能代市二ツ井町荷上場字グミノ木	土石流	I -0357-1・2	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3221	湯の沢	能代市二ツ井町小繋字中島及び湯ノ沢	土石流	I -0367	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3222	相善岱沢川	能代市二ツ井町仁鮎字中台	土石流	I -0371	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3223	仁鮎沢 3	能代市二ツ井町仁鮎字相善台、大川反及び後山	土石流	I -0373	能代市	有	H28. 8. 5	有	
3224	タンサの沢	能代市二ツ井町田代字山下及び泥ノ木岱	土石流	I -0376-1～5	能代市	有	H28. 8. 5	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
3225	北の沢川 幡宮	能代市二ツ井町濁川字 濁川	土石流	I-0377-1・2	能代市	有	H28.8.5	有	
3226	小滝の沢	能代市二ツ井町梅内字 小滝	土石流	II-0217	能代市	有	H28.8.5	有	
3227	泥ノ木沢	能代市二ツ井町梅内字 泥ノ木及び来万	土石流	II-0219	能代市	有	H28.8.5	有	
3228	来万沢川	能代市二ツ井町梅内字 来万	土石流	II-0220	能代市	有	H28.8.5	有	
3229	ザンザ沢	能代市二ツ井町種字与 作沢出口及び外面	土石流	II-0223	能代市	有	H28.8.5	有	
3230	天神沢	能代市二ツ井町小繋字 麻生道端、前田及び天 神道下	土石流	II-0228-1・2	能代市	有	H28.8.5	有	
3231	菅ノ沢	能代市二ツ井町濁川字 濁川及び菅ノ沢	土石流	II-0232	能代市	有	H28.8.5	有	
3232	日蔭沢 1	能代市二ツ井町田代字 日蔭	土石流	II-0234	能代市	有	H28.8.5	有	
3233	水沢	能代市二ツ井町田代字 水沢	土石流	II-0236	能代市	有	H28.8.5	有	
3234	ミチ沢	能代市二ツ井町田代字 水沢	土石流	II-0237	能代市	有	H28.8.5	有	
3235	釜谷沢	能代市二ツ井町濁川字 釜谷及び嘉賀助沢	土石流	II-0238	能代市	有	H28.8.5	有	
3236	嘉賀助沢	能代市二ツ井町濁川字 嘉賀助沢	土石流	II-0239	能代市	有	H28.8.5	有	
3237	上山崎沢 3	能代市二ツ井町字上山崎 及び同町荷上場字鍋良子	土石流	III-0076	能代市	有	H28.8.5	有	
3238	種沢 1	能代市二ツ井町種字宮 ノ下及び萩ノ台	土石流	III-0077- 1・2・3	能代市	有	H28.8.5	有	
3239	種沢 2	能代市二ツ井町種字上 山崎	土石流	III-0078	能代市	有	H28.8.5	有	
3240	種沢 3	能代市二ツ井町種字上 古館及び宮ノ下	土石流	III-0079	能代市	有	H28.8.5	有	
3241	種沢 4	能代市二ツ井町種字上 古館及び宮ノ下	土石流	III-0080	能代市	有	H28.8.5	有	
3242	上山崎 3 号	能代市二ツ井町字沢口	急傾斜地 の崩落	II-297	能代市	有	H28.8.5		
3243	田ノ沢 1	能代市二ツ井町梅内字 田ノ沢	土石流	I-0352	能代市	有	H28.8.5		
3244	上樋ノ口 沢川	能代市二ツ井町種字上 樋ノ口及び学校前	土石流	I-0358	能代市	有	H28.8.5		

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
3245	恋の沢	能代市二ツ井町小繋字恋の沢	土石流	I-0368	能代市	有	H28. 8. 5		
3246	仁鮎沢 2	能代市二ツ井町仁鮎字相善台、大川反及び後山	土石流	I-0372	能代市	有	H28. 8. 5		
3247	一ノ坂沢	能代市二ツ井町小掛字山内、上ミ山、鍛冶沢及び沢田	土石流	I-0374	能代市	有	H28. 8. 5		
3248	大畑沢	能代市二ツ井町梅内字大畑	土石流	II-0218	能代市	有	H28. 8. 5		
3249	麻生沢 4	能代市二ツ井町小繋字中島	土石流	II-0226	能代市	有	H28. 8. 5		
3250	前田沢	能代市二ツ井町小繋字麻生道端及び前田	土石流	II-0227	能代市	有	H28. 8. 5		
3251	日蔭沢 2	能代市二ツ井町田代字日蔭	土石流	II-0235	能代市	有	H28. 8. 5		
4618	槻ノ木岱	能代市二ツ井町田代字槻ノ木岱	急傾斜地の崩落	I-316	能代市	有	H29. 5. 2	有	
4619	セ門	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱	急傾斜地の崩落	I-317	能代市	有	H29. 5. 2	有	
4620	館ノ下山根1号	能代市二ツ井町荷上場字館ノ下山根及び町館	急傾斜地の崩落	I-59	能代市	有	H29. 5. 2	有	
4621	谷地沢	能代市二ツ井町田代字谷地及び胡麻木岱	土石流	I-0231	能代市	有	H29. 5. 2	有	
4622	滝ノ沢	能代市二ツ井町田代字滝ノ沢	土石流	I-0233	能代市	有	H29. 5. 2	有	
4681	堂の沢川	能代市二ツ井町切石字山根	土石流	I-0369	能代市	有	H29. 5. 19		
4729	新田	能代市檜山字新田家ノ前及び堤下	急傾斜地の崩落	I-271	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4730	小野沢	能代市河戸川字式ノ沢	急傾斜地の崩落	I-273	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4731	上中沢	能代市中沢字上中沢及び中沢	急傾斜地の崩落	I-1142	能代市	有	H29. 5. 19 R4. 7. 12	有	
4732	式の沢	能代市河戸川字式ノ沢	急傾斜地の崩落	II-252	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4733	下中沢1号	能代市中沢字奥ノ沢及び下中沢	急傾斜地の崩落	II-254	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4734	下中沢2号	能代市中沢字中沢	急傾斜地の崩落	II-255	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4735	犬伏1号	能代市中沢字犬伏台	急傾斜地の崩落	II-257	能代市	有	H29. 5. 19	有	

番号	区域名	所 在 地	自然現象 の種類	危険箇所 番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
4736	犬伏2号	能代市中沢字犬伏台及び犬伏沢	急傾斜地の崩落	Ⅱ-258	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4737	浜松 1 号	能代市須田字立子道及び鷲長根	急傾斜地の崩落	Ⅲ-44	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4738	浜松 2 号	能代市須田字鷲長根	急傾斜地の崩落	Ⅲ-45	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4739	浜松 3 号	能代市須田字鷲長根	急傾斜地の崩落	Ⅲ-46	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4740	浜松 4 号	能代市須田字鷲長根及び青山下夕浜	急傾斜地の崩落	Ⅲ-47	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4741	亀谷地	能代市落合字大開	急傾斜地の崩落	Ⅲ-48	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4742	落合	能代市落合字中大野	急傾斜地の崩落	Ⅲ-49	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4743	真壁地	能代市真壁地字上野及び野畑	急傾斜地の崩落	Ⅲ-50	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4744	中ノ沢見 1 号	能代市荷八田字石森台及び中ノ沢見	急傾斜地の崩落	Ⅲ-51	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4745	朴瀬	能代市朴瀬字築法師	急傾斜地の崩落	Ⅲ-52	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4746	二林台 1 号	能代市朴瀬字二林台、登家場及び林台	急傾斜地の崩落	Ⅲ-53	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4747	谷地 1 号	能代市向田表、同市冷水及び同市田床内	急傾斜地の崩落	Ⅲ-54	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4748	柏子所 3 号	能代市古屋布及び同市柏子所	急傾斜地の崩落	Ⅲ-55	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4749	小友沼	能代市腹鞆ノ沢、同市鶴ノ沢及び同市小友下	急傾斜地の崩落	Ⅲ-56	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4750	金拓 1 号	能代市鶴谷新田、同市上ノ山台及び同市半戸沢	急傾斜地の崩落	Ⅲ-57	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4751	金拓 2 号	能代市鶴谷新田、同市上ノ山台及び同市半戸沢	急傾斜地の崩落	Ⅲ-58	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4752	真壁地沢	能代市真壁地字サト、道下古川布及び下悪土	土石流	Ⅲ-0042	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4753	鶴形沢 2	能代市芹川	土石流	Ⅲ-0043	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4754	鶴形沢 3	能代市芹川及び同市鳥屋場	土石流	Ⅲ-0044	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4755	鶴形沢 4	能代市旭沢及び同市田中谷地	土石流	Ⅲ-0045	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4756	鶴形沢 6	能代市田中谷地	土石流	Ⅲ-0047	能代市	有	H29. 5. 19	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
4757	谷地沢 1	能代市半戸沢、同市上ノ山台及び同市鶴谷新田	土石流	Ⅲ-0048	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4758	谷地沢 2	能代市田中谷地	土石流	Ⅲ-0049	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4759	田床内沢 1	能代市谷地上	土石流	Ⅲ-0050	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4760	田床内沢 2	能代市田床内字二タ又	土石流	Ⅲ-0051	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4761	母体沢 1	能代市檜山字千苅及び新蟹並びに同市母体字上母体家ノ下	土石流	Ⅲ-0052	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4762	母体沢 2	能代市母体字上母体家ノ下	土石流	Ⅲ-0053	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4763	檜山沢 3	能代市檜山字川向、寺田及び小沢田	土石流	Ⅲ-0054	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4764	樋口沢 2	能代市扇田字四ツ屋及び樋口並びに同市鹹渚字塩手沢及び大提下	土石流	Ⅲ-0055	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4765	新田沢 1	能代市腹鞍ノ沢、同市上谷地及び同市鹹渚字提下	土石流	Ⅲ-0056	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4766	新田沢 2	能代市檜山字新田沢	土石流	Ⅲ-0057	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4767	四ツ屋沢	能代市扇田字四ツ屋	土石流	Ⅲ-0058	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4768	檜山沢 4	能代市檜山字越王下	土石流	Ⅲ-0059	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4769	新田沢 3	能代市檜山字大友水碓及び新田沢	土石流	Ⅲ-0060	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4770	檜山沢 6	能代市檜山字苗代沢	土石流	Ⅲ-0066	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4771	檜山沢 7	能代市檜山字小間木及び越王下	土石流	Ⅲ-0067	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4772	檜山沢 8	能代市檜山及び同市檜山字赤館	土石流	Ⅲ-0068	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4773	今泉沢	能代市檜山字今泉家ノ前	土石流	Ⅲ-0069	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4774	鶴形沢 7	能代市外堤	土石流	Ⅲ-0070	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4775	鶴形沢 8	能代市谷地上	土石流	Ⅲ-0071	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4776	谷地沢 3	能代市谷地上	土石流	Ⅲ-0072	能代市	有	H29. 5. 19	有	

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
4777	田床内沢3	能代市田床内字縄手下、大道下及び田床内	土石流	Ⅲ-0073	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4778	柏子所沢2	能代市柏子所及び同市河戸川字上相染下	土石流	Ⅲ-0075	能代市	有	H29. 5. 19	有	
4873	下中沢	能代市中沢字中沢	急傾斜地の崩壊	I -272	能代市	有	H29. 5. 19		
4874	鹹淵	能代市腹鞍ノ沢及び同市檜山字新田沢	急傾斜地の崩壊	I -1140	能代市	有	H29. 5. 19		
4875	苗代沢	能代市檜山字今泉家ノ前及び苗代沢	急傾斜地の崩壊	Ⅱ -256	能代市	有	H29. 5. 19		
4876	鶴形沢5	能代市姥懐及び同市田中谷地	土石流	Ⅲ-0046	能代市	有	H29. 5. 19		
4877	柏子所沢1	能代市古屋布	土石流	Ⅲ-0061	能代市	有	H29. 5. 19		
4878	相染森沢1	能代市柏子所、同市古屋布及び同市河戸川字上相染下	土石流	Ⅲ-0062	能代市	有	H29. 5. 19		
4879	相染森沢2	能代市河戸川字相染森及び相染森台	土石流	Ⅲ-0063	能代市	有	H29. 5. 19		
4880	相染森沢3	能代市浅内字船沢	土石流	Ⅲ-0065	能代市	有	H29. 5. 19		
4881	樋口沢3	能代市扇田字樋口	土石流	Ⅲ-0074	能代市	有	H29. 5. 19		
5986	石丁家下1	能代市浅内字石丁家下	急傾斜地の崩壊	I -1143-1	能代市	有	H30. 6. 29	有	
5987	石丁家下2	能代市浅内字石丁家下	急傾斜地の崩壊	I -1143-2	能代市	有	H30. 6. 29	有	
5988	石丁家下3	能代市浅内字石丁家下	急傾斜地の崩壊	I -1143-3	能代市	有	H30. 6. 29	有	
5989	浅内	能代市浅内字中山	急傾斜地の崩壊	Ⅱ -250	能代市	有	H30. 6. 29	有	
5990	黒岡	能代市浅内字大山及び笹森	急傾斜地の崩壊	Ⅱ -259	能代市	有	H30. 6. 29	有	
5991	天神前1号	能代市竹生天字神谷地及び横長根	急傾斜地の崩壊	Ⅲ-41	能代市	有	H30. 6. 29	有	
5992	天神前2号	能代市竹生天字神谷地及び横長根	急傾斜地の崩壊	Ⅲ-42	能代市	有	H30. 6. 29	有	
5993	天神前3号	能代市竹生天字神谷地及び横長根	急傾斜地の崩壊	Ⅲ-43	能代市	有	H30. 6. 29	有	
6537	大畑	能代市二ツ井町梅内字大畑	地滑り	65	能代市	有	H30. 11. 13		

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
6538	泥ノ木 1	能代市二ツ井町梅内字常磐渡、岩坂及び馬子岱	地滑り	66-1	能代市	有	H30. 11. 13		
6539	泥ノ木 2	能代市二ツ井町梅内字常磐渡、馬子岱、泥ノ木及び来万	地滑り	66-2	能代市	有	H30. 11. 13		
6540	泥ノ木 3	能代市二ツ井町梅内字来万、田ノ沢及び梨岱	地滑り	66-3	能代市	有	H30. 11. 13		
6541	鎌谷 1	能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根、白岩新田及び平成新田、並びに同市種字鳥帽子形及び大正新田	地滑り	67-1	能代市	有	H30. 11. 13		
6542	鎌谷 2	能代市二ツ井町種字鎌谷沢出口、喜左エ門沢出口及び大正新田	地滑り	67-2	能代市	有	H30. 11. 13		
6543	天神 1	能代市二ツ井町小繫字麻生道端及び天神道上	地滑り	68-1	能代市	有	H30. 11. 13		
6544	天神 2	能代市二ツ井町小繫字麻生道端及び前田	地滑り	68-2	能代市	有	H30. 11. 13		
6545	濁川 1	能代市二ツ井町濁川字濁川	地滑り	69-1	能代市	有	H30. 11. 13		
6546	濁川 2	能代市二ツ井町濁川字菅ノ沢	地滑り	69-2	能代市	有	H30. 11. 13		
6547	仙ノ台	能代市二ツ井町小掛字鶴淵、仙ノ台及び横淵	地滑り	70	能代市	有	H30. 11. 13		
6548	鬼神 1	能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田及び同町小掛字堰根台	地滑り	71-1	能代市	有	H30. 11. 13		
6549	鬼神 2	能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田	地滑り	71-2	能代市	有	H30. 11. 13		
6550	鬼神 3	能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田	地滑り	71-3	能代市	有	H30. 11. 13		
6551	鶴形 1	能代市字半戸沢及び鶴形	地滑り	75-1	能代市	有	H30. 11. 13		
6552	鶴形 2	能代市字鶴形	地滑り	75-2	能代市	有	H30. 11. 13		
6553	鶴形 3	能代市字鶴形及び上ノ山台	地滑り	75-3	能代市	有	H30. 11. 13		
6554	鶴形 4	能代市字鶴形及び上ノ山台	地滑り	75-4	能代市	有	H30. 11. 13		
7420	種沢 5	能代市二ツ井町種字外面	土石流	Ⅲ-0081	能代市	有	R2. 3. 24		

番号	区域名	所在地	自然現象の種類	危険箇所番号	市町村	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						該当	指定年月日	該当	指定年月日
7421	仁鮎沢 2	能代市二ツ井町仁鮎字中台、相善台及び大川反	土石流	Ⅲ-0082	能代市	有	R2. 3. 24	有	
7422	種沢 6	能代市二ツ井町種字上古館及び上山崎	土石流	Ⅲ-0084	能代市	有	R2. 3. 24	有	
7731	檜山沢 5	能代市檜山越王下	土石流	Ⅲ-0064	能代市	有	R2. 3. 24		
7732	仁鮎沢 3	能代市二ツ井町仁鮎字小掛道	土石流	Ⅲ-0083	能代市	有	R2. 3. 24		
7733	鶴形 1	能代市字外堤及び大台野	地滑り	2027-0016-1	能代市	有	R2. 3. 24		
7734	鶴形 2	能代市字外堤及び大台野	地滑り	2027-0016-2	能代市	有	R2. 3. 24		
7735	鶴形 3	能代市字外堤及び大台野	地滑り	2027-0016-3	能代市	有	R2. 3. 24		
7736	種梅 1	能代市二ツ井町梅内字源助田	地滑り	N29-1	能代市	有	R2. 3. 24		
7737	種梅 2	能代市二ツ井町梅内字源助田及び石田	地滑り	N29-2	能代市	有	R2. 3. 24		
7738	小掛 1	能代市二ツ井町小掛字上ミ山、下悪戸及び堰根台、並びに同町仁鮎字鬼神前田	地滑り	2027-0010-1	能代市	有	R2. 3. 24		
7739	小掛 2	能代市二ツ井町小掛字弘川、鍛冶沢及び山内	地滑り	2027-0010-2	能代市	有	R2. 3. 24		
7740	切石 1	能代市二ツ井町切石字八木山及び大倉	地滑り	2027-0015-1	能代市	有	R2. 3. 24		
7741	切石 2	能代市二ツ井町切石字八木山及び大倉	地滑り	2027-0015-2	能代市	有	R2. 3. 24		
7742	切石 3	能代市二ツ井町切石字八木山及び大倉	地滑り	2027-0015-3	能代市	有	R2. 3. 24		
7743	切石 4	能代市二ツ井町切石字八木山、大倉及び山根	地滑り	2027-0015-4	能代市	有	R2. 3. 24		
7744	切石 5	能代市二ツ井町切石字八木山、大倉及び山根	地滑り	2027-0015-5	能代市	有	R2. 3. 24		
7745	切石 6	能代市二ツ井町切石字八木山、大倉及び山根	地滑り	2027-0015-6	能代市	有	R2. 3. 24		
7746	八兵衛 1	能代市二ツ井町田代字水沢及び日蔭	地滑り	2027-0012-1	能代市	有	R2. 3. 24		
7747	八兵衛 2	能代市二ツ井町田代字水沢及び日蔭	地滑り	2027-0012-2	能代市	有	R2. 3. 24		

第19 災害危険箇所に関する資料
19-1 急傾斜地崩壊危険箇所

【急傾斜地崩壊危険箇所ランクⅠ】

(令和6年3月現在 秋田県建設部 河川砂防課)

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
2570	比八田	能代市	比八田	八幡下	21	S46.2.2 S53.12.28 H28.3.15	66 959 184	2.65	I-243- 1・2・3
2571	新山林	能代市	天内	新山林	9	H28.3.15	184		I-246
2572	天内	能代市	天内	新山林	5	H28.3.15	184		I-247
2573	久喜沢	能代市	久喜沢	久喜沢	6	H28.3.15	184		I-249
2574	築法師1号	能代市	朴瀬	築法師	5	H28.5.17 R4.7.12	347 184	0.59	I-250
2575	築法師2号	能代市	朴瀬	築法師	10	H28.3.15	184		I-251
2576	平影野	能代市	向能代	平影野	7	H28.3.15	184		I-252
2577	向能代	能代市	向能代	上野	50	H9.12.5 H28.3.15	768	0.97	I-253
2578	清助町	能代市		清助町	77	S54.12.27 H28.3.15	1035 184	3.8	I-254-1・ 2
2658	南元町	能代市		南元町	28	S52.3.29 H28.3.15	219 184		I-255
2579	鶴形	能代市		鶴形・姥懐・町 後・外堤	24	S48.4.17 H28.3.15	207 184	0.58	I-256
2580	鶴形1号	能代市		鶴形・上ノ山台	19	H28.3.15	184		I-257
2581	戸草沢	能代市		戸草沢・鶴形	10	S52.3.29 H28.3.15	219 184		I-258
2582	戸草沢1号	能代市		戸草沢・町後	6	S53.12.28 H28.3.15	184		I-259
2583	谷地	能代市		田中谷地・冷清 水	15	S63.3.29 H28.3.15	214 184	1.15	I-260
2584	樋口	能代市	扇田	樋口	7	S57.4.3 H28.3.15	294 184	1.15	I-261
2585	瀬野	能代市	扇田	瀬野	11	H3.11.15 H28.3.15	776 184	0.62	I-262
2586	四ツ屋	能代市	扇田	四ツ屋	6	H28.3.15	184		I-263-1・ 2
2587	檜山1号	能代市	檜山	赤館町	20	S58.2.26 H28.3.15	132 184	4.89	I-264
2588	檜山	能代市	檜山	赤館・星場台	5	S53.12.28 H28.3.15	959 184	1.38	I-265
2589	上母体家ノ下	能代市	母体	上母体家ノ下・ 横道下	12	H28.3.15	184		I-266-1・ 2
2590	羽立	能代市	母体	高山下	5	H27.4.28 H28.3.15	200 184	0.59	I-267
2591	檜山3号	能代市	檜山	檜山町・霧山下	13	H28.3.15	184		I-269

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
2592	檜山 2 号	能代市	檜山	霧山下・檜山町 ・赤館	5	S61.10.11 H28.3.15	629 184	0.53	I-270
4729	新田	能代市	檜山	新田家ノ前・堤下	16	H29.5.19	263		I-271
4873	下中沢	能代市	中沢	中沢	6	H29.5.19	263		I-272
4730	小野沢	能代市	河戸川	式の沢	6	S55.3.25 H29.5.19	201 263	1.2	I-273
2593	山谷 1 号	能代市	常盤	高森下・山谷・ 森ノ越	6	H15.6.24 H28.3.15	496 184	1.59	I-1131
2594	外荒巻 1 号	能代市	外荒巻	北山ノ上	4	H28.3.15	184		I-1132
2595	二林台	能代市	朴瀬	二林台・村上大 川反・家後	1	H28.3.15	184		I-1133
2596	川反	能代市	能代町	日和山下・浜通 町	1	H28.3.15	184		I-1134
2597	臥竜山	能代市	臥竜山	臥竜山	8	H28.3.15	184		I-1135
2598	沼ノ上	能代市		沼ノ上・臥竜山	6	H28.3.15	184		I-1136
2599	海詠坂 1 号	能代市		海詠坂・仙遊長根	1	H28.3.15	184		I-1137
2600	鶴形 2 号	能代市		鶴形・半戸沢	6	H28.3.15	184		I-1138
2601	相染森 3 号	能代市		拍子所・古屋敷	1	H28.3.15	184		I-1139
4874	鹹渕	能代市		腹鞍ノ沢・新田 沢	1	H28.3.15	184		I-1140
2602	湯ノ沢 1 号	能代市	母体	湯ノ沢	5	H28.3.15	184		I-1141
4731	上中沢	能代市	中沢	上中沢・中沢	5	R4.7.12	303		I-1142
5986	石丁家下-1	能代市	浅内	石丁家下	9	H30.6.29	341		I-1143-1
5987	石丁家下-2	能代市	浅内	石丁家下	1	H30.6.29	341		I-1143-2
5988	石丁家下-3	能代市	浅内	中屋布下	4	H30.6.29	341		I-1143-3
369	白岩悪戸	能代市	二ツ井町梅内	白岩悪戸山根・ 平成新田	5	R3.6.22	361		I-289
173	種1号	能代市	二ツ井町種	熊野堂前	9	R3.6.22	361		I-290
3165	種	能代市	二ツ井町種	熊野堂前	5	S54.12.27 H28.3.15	1035 184	0.3	I-291
3166	町館	能代市	二ツ井町荷 上場	鍋良子・町館	35	H28.3.15	184		I-293
37	沢口	能代市	二ツ井町、種	沢口、上山崎・ 宮ノ下	14	R3.6.22	361		I-295
34	山根 1 号	能代市	二ツ井町、種	高関・山根、上 山崎	6	R3.6.22	361		I-296
3167	山根	能代市	二ツ井町	高関	7	S61.10.11 H28.3.15	629 184	1.17	I-297-1・ 2
3168	竹原 1 号	能代市	二ツ井町種	上山崎	11	H28.3.15	184		I-298
180	竹原	能代市	二ツ井町種	上山崎	8	R3.6.22	361		I-299
3169	清水	能代市	二ツ井町飛根	清水	9	S54.12.27 H28.3.15	1035 184	0.3	I-300
370	家の前	能代市	二ツ井町駒形	家前・矢崎	6	R3.6.22	361		I-301

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
371	家の前 1 号	能代市	二ツ井町駒形	家前・家後・堤沢 ・関口・本沢	6	R3. 6. 22	361		I-302
3170	切石山根	能代市	二ツ井町切石	山根・八木山	5	H28. 3. 15	184		I-303-1・ 2
3171	仁鮒	能代市	二ツ井町仁鮒	中台	20	S54. 3. 31 H28. 3. 15	260 184	1. 3	I-304
3172	仁鮒 2 号	能代市	二ツ井町仁鮒	中台	9	H28. 3. 15	184		I-305
3173	小繫	能代市	二ツ井町小繫	家端・前田・神明 社下・下小繫沢	24	S62. 3. 31 H28. 3. 15	213 184	3. 33	I-307-1・ 2
41	鬼神	能代市	二ツ井町仁鮒	鬼神前田	10	R3. 6. 22	361		I-308
3174	中村	能代市	二ツ井町田代	日陰・千本杉	5	H28. 3. 15	184		I-310
3175	館ノ下 1 号	能代市	二ツ井町荷 上場	町館・館ノ下山 根・上向田面	31	H28. 3. 15	184		I-1144-1 ・2
186	上山崎 1 号	能代市	二ツ井町	上山崎	5	R3. 6. 22	361		I-1145
187	上山崎 2 号	能代市	二ツ井町、種	上山崎、宮ノ下	5	R3. 6. 22	361		I-
177	外面	能代市	二ツ井町種	外面	6	R3. 6. 22	361		I-1147
35	山根 2 号	能代市	二ツ井町	山根	18	R3. 6. 22	361		I-1148
277	太田面	能代市	二ツ井町、種	太田面・沢口・ 山根、上山崎	1	R3. 6. 22	361		I-1149
3176	きみまち坂 3 号	能代市	二ツ井町荷 上場	下中島	1	H28. 3. 15	184		I-1150
3177	きみまち坂 4 号	能代市	二ツ井町小繫	中島	6	H28. 3. 15	184		I-1151
372	白砂下 1 号	能代市	二ツ井町切 石	竜毛沢・館腰・ 白砂下	5	R3. 6. 22	361		I-1152
3178	七座山	能代市	二ツ井町麻生	大倉下	1	H28. 3. 15	184		I-1153
42	堰根台	能代市	二ツ井町仁 鮒、小掛	鬼神前田・鬼神 沢、堰根台	6	R3. 6. 22	361		I-1154

【急傾斜地崩壊危険箇所ランクⅡ】

(令和 6 年 3 月現在 秋田県建設部 河川砂防課)

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
2603	館ノ下	能代市	常盤	館ノ下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-211
2604	大柄	能代市	常盤	西ノ沢口	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-212
2605	西ノ沢口 1 号	能代市	常盤	館ノ下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-213
2606	常磐 1 号	能代市	常盤	熊野堂	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-215
2607	常磐 2 号	能代市	常盤	熊野堂	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-216
2608	山谷 2 号	能代市	常盤	高森下・小宮田	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-217
2609	山谷 3 号	能代市	常盤	新明下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-218
2610	外割田 1 号	能代市	外割田	野台	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-219
2611	外割田 2 号	能代市	外割田	宅地	4	H28. 3. 15	184		Ⅱ-220
2612	天内 2 号	能代市	天内	家回・上野	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-222
2613	天内 3 号	能代市	天内、二ツ井 町飛根	白岩前・白岩 下、狐森	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-223

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
2614	天内 4 号	能代市	天内	白岩下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-224
2615	外荒巻 3 号	能代市	外荒巻	北山ノ上	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-226
2616	山中	能代市	朴瀬	山中・藤切台・中野	4	H28. 3. 15	184		Ⅱ-228-1・2
2617	大野	能代市	落合	大野	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-229
2618	上野越	能代市	向能代、落合	上野越、下大野	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-230
2619	上野	能代市	向能代	上野	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-231
2620	平野館下	能代市	向能代	平野館下道越起上・平影野	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-232
2621	中ノ沢見	能代市	仁八田、真壁地	中ノ沢見・石森台、道添	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-234
2622	筑法師 3 号	能代市	朴瀬	登家場	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-235-1・2
2623	久喜沢 1 号	能代市	久喜沢	大林・久喜沢	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-236
2659	合ノ野	能代市	荷八田	合ノ野・森下	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-237
2624	日和山下	能代市	能代町	日和山下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-238
2625	鳳凰岱	能代市	能代町	日和山下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-239
2626	五雲岱	能代市		五雲岱・臥竜山	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-240
2627	海詠坂 2 号	能代市		海詠坂・仙遊長根	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-241
2628	田床内	能代市	田床内	縄手下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-242
2629	ニタ又	能代市	田床内	ニタ又・田床内	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-243
2630	相染森 1 号	能代市	能代市、河戸川	柏子所、相染森	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-244
2631	相染森 2 号	能代市	河戸川	相染森	4	H28. 3. 15	184		Ⅱ-245
2632	柏子所 1 号	能代市		柏子所	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-246
2633	古屋布	能代市		柏子所・古屋布	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-247
2634	柏子所 2 号	能代市		柏子所	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-248
2635	中母体	能代市	檜山	星場台	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-249
5989	浅内	能代市	浅内	中山	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-250
2636	小野沢 1 号	能代市	河戸川、能代市	式ノ沢	1				Ⅱ-251
4732	式ノ沢	能代市	河戸川	式ノ沢	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-252
2637	新田 1 号	能代市	檜山	中沢道下・堤下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-253-1・2
4733	下中沢 1 号	能代市	中沢	奥ノ沢・下中沢	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-254
4734	下中沢 2 号	能代市	中沢	中沢	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-255
4875	苗代沢	能代市	檜山	今泉家ノ前・苗代沢	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-256
4735	犬伏 1 号	能代市	中沢	犬伏台	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-257
4736	犬伏 2 号	能代市	中沢	犬伏台・犬伏沢	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-258
5990	黒岡	能代市	浅内	大山・笹森	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-259
2638	湯ノ沢 2 号	能代市	母体	湯ノ沢・治郎左エ門長根下	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-260
3179	小滝 1 号	能代市	二ツ井町梅内	小滝	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-274
3180	小滝 2 号	能代市	二ツ井町梅内	小滝	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-275
3181	大畑 1 号	能代市	二ツ井町梅内	大畑	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-276

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
3182	大畑 2 号	能代市	二ツ井町梅内	大畑	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-277
3183	岩坂 1 号	能代市	二ツ井町梅内	岩坂	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-278
3184	岩坂 2 号	能代市	二ツ井町梅内	岩坂	3	H28. 3. 15	184		Ⅱ-279
3185	馬子岱 4 号	能代市	二ツ井町梅内	馬子岱	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-280
3186	馬子岱 1 号	能代市	二ツ井町梅内	馬子岱	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-281
3187	馬子岱 2 号	能代市	二ツ井町梅内	馬子岱・常盤渡	4	H28. 3. 15	184		Ⅱ-282-1・2
3188	馬子岱 3 号	能代市	二ツ井町梅内	常盤渡	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-283
3189	泥ノ木	能代市	二ツ井町梅内	泥ノ木	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-284
3190	大淵	能代市	二ツ井町梅内	梨岱	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-285
373	田ノ沢	能代市	二ツ井町梅内	大面・様ノ下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-286
40	石田	能代市	二ツ井町梅内	石田	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-287
39	梅内	能代市	二ツ井町梅内	前田	4	H28. 3. 15	184		Ⅱ-288
374	白岩悪土 2 号	能代市	二ツ井町梅内	白岩悪土山根	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-289
375	白岩悪土 3 号	能代市	二ツ井町梅内、種	白岩悪土山根、 烏帽子形	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-290
376	白岩悪土 1 号	能代市	二ツ井町梅内	白岩悪土山根	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-291
174	鎌谷	能代市	二ツ井町種	鎌谷谷出口・喜 左エ門沢出口	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-292
181	竹原 2 号	能代市	二ツ井町種	大沢・上山崎	1	R3. 6. 22	361		Ⅱ-293
182	竹原 3 号	能代市	二ツ井町種	上山崎	1	R3. 6. 22	361		Ⅱ-294
183	竹原 4 号	能代市	二ツ井町種	上山崎	1	R3. 6. 22	361		Ⅱ-295
38	高関	能代市	二ツ井町高関	高関・山崎	1	R3. 6. 22	361		Ⅱ-296
3242	上山崎 3 号	能代市	二ツ井町	沢口	1	R3. 6. 22	361		Ⅱ-297
3191	館ノ下山根	能代市	二ツ井町荷上場	町館・館ノ下	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-298
3192	きみまち坂 1 号	能代市	二ツ井町荷上場	下中島	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-299
3193	きみまち坂 2 号	能代市	二ツ井町荷上場	下中島	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-300
3194	清水 1 号	能代市	二ツ井町飛根	千草場	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-301
377	清水 2 号	能代市	二ツ井町飛根、駒形	高清水・町頭、 塚ノ岱	1	R3. 6. 22	361		Ⅱ-302
378	清水 3 号	能代市	二ツ井町飛根	高清水・町頭	2	R3. 6. 22	361		Ⅱ-303
3195	清水 4 号	能代市	二ツ井町飛根	清水・高清水	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-304
3196	白砂下 2 号	能代市	二ツ井町切石	竜毛沢・白砂下	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-305
3197	館腰	能代市	二ツ井町切石	竜毛沢・館腰	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-306
379	小掛道	能代市	二ツ井町仁鮎	小掛道	1	R3. 6. 22	361		Ⅱ-309
380	岩下	能代市	二ツ井町仁鮎、小掛	岩下・小掛道、 後台	2	R3. 6. 22	361		Ⅱ-310
191	刈又石	能代市	二ツ井町刈又石	刈又石	1	R3. 6. 22	361		Ⅱ-311
3198	仙ノ台	能代市	二ツ井町小掛	仙ノ台	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-312
3199	濁川 1 号	能代市	二ツ井町濁川	濁川	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-313
3200	濁川 2 号	能代市	二ツ井町濁川	濁川	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-314
3201	釜谷	能代市	二ツ井町濁川	嘉賀助沢	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-315
4618	槻ノ木岱	能代市	二ツ井町田代	槻ノ木岱	1	H29. 5. 2	240		Ⅱ-316

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
4619	七エ門	能代市	二ツ井町田代	泥ノ木岱	3	H29. 5. 2	240		Ⅱ-317
3202	中村 1 号	能代市	二ツ井町田代	日蔭	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-318
3203	日蔭	能代市	二ツ井町田代	日蔭	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-319
3204	水沢 1 号	能代市	二ツ井町田代	水沢	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-320
3205	水沢 2 号	能代市	二ツ井町田代	水沢	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-321
3206	向田	能代市	二ツ井町田代	水沢	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-322
3207	屋布岱	能代市	二ツ井町田代	水沢	2	H28. 3. 15	184		Ⅱ-323
3208	高屋敷	能代市	二ツ井町田代	屋布岱	1	H28. 3. 15	184		Ⅱ-324

【急傾斜地崩壊危険箇所ランクⅢ】

(令和 6 年 3 月現在 秋田県建設部 河川砂防課)

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
3209	外面 1 号	能代市	二ツ井町種	外面		H28. 3. 15	184		Ⅲ-60
3210	外面 2 号	能代市	二ツ井町種	外面		H28. 3. 15	184		Ⅲ-61
3211	外表 3 号	能代市	二ツ井町種	外面		H28. 3. 15	184		Ⅲ-62
3212	小掛道 1 号	能代市	二ツ井町小掛	岩下		H28. 3. 15	184		Ⅲ-63
3213	外面 4 号	能代市	二ツ井町種	上古館		H28. 3. 15	184		Ⅲ-64
3214	外面 5 号	能代市	二ツ井町種	上古館		H28. 3. 15	184		Ⅲ-65
3215	竹原 5 号	能代市	二ツ井町種	宮ノ下		H28. 3. 15	184		Ⅲ-66
3216	竹原 6 号	能代市	二ツ井町種	大沢・上山崎		H28. 3. 15	184		Ⅲ-67
3217	竹原 7 号	能代市	二ツ井町、種	高関・上山崎		H28. 3. 15	184		Ⅲ-68
4737	浜松 1 号	能代市	須田	立子道・鷺長根		H29. 5. 19	263		Ⅲ-44
4738	浜松 2 号	能代市	須田	鷺長根		H29. 5. 19	263		Ⅲ-45
4739	浜松 3 号	能代市	須田	鷺長根		H29. 5. 19	263		Ⅲ-46
4740	浜松 4 号	能代市	須田	鷺長根・青山下 夕浜		H29. 5. 19	263		Ⅲ-47
4741	亀谷地	能代市	落合	大開		H29. 5. 19	263		Ⅲ-48
4742	落合	能代市	落合	中大野		H29. 5. 19	263		Ⅲ-49
4743	真壁地	能代市	真壁地	上野・野畑		H29. 5. 19	263		Ⅲ-50
4744	中ノ沢見 1 号	能代市	荷八田	石森台・中ノ沢見		H29. 5. 19	263		Ⅲ-51
4745	朴瀬	能代市	朴瀬	築法師		H29. 5. 19	263		Ⅲ-52
4746	二林台 1 号	能代市	朴瀬	二林台・登家場 ・林台		H29. 5. 19	263		Ⅲ-53
4747	谷地 1 号	能代市		向田面、冷清 水、田床内		H29. 5. 19	263		Ⅲ-54
4748	柏子所 3 号	能代市		古屋布、柏子所		H29. 5. 19	263		Ⅲ-55
4749	小友沼	能代市		腹鞆ノ沢・鶴ノ 沢、小友下		H29. 5. 19	263		Ⅲ-56
4750	金拓 1 号	能代市		鶴谷新田、上ノ 山台・半戸沢		H29. 5. 19	263		Ⅲ-57
4751	金拓 2 号	能代市		鶴谷新田、上ノ 山台・半戸沢		H29. 5. 19	263		Ⅲ-58

番号	箇所名	市町村	大 字	小 字	人家 (戸)	告 示		面積 (ha)	備 考 (箇所番号)
						年月日	番号		
5991	天神前 1 号	能代市	竹生	天神谷地・横長根		H30. 6. 29	341		Ⅲ-41
5992	天神前 2 号	能代市	竹生	天神谷地		H30. 6. 29	341		Ⅲ-42
5993	天神前 3 号	能代市	竹生	天神		H30. 6. 29	341		Ⅲ-43
4620	館ノ下山根 1 号	能代市	二ツ井町荷上場	館の下山根・町館		H29. 5. 2	240		Ⅲ-59

19-2 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	区 域			告示年月日・ 告示番号
	市町村	大字	字	
比八田	能代市	比八田	八幡下	昭和46年2月2日 秋田県告示第66号
鶴形	能代市		鶴形 姥懐	昭和48年4月17日 秋田県告示第207号
南元町	能代市	南元町		昭和52年3月29日
戸草沢	能代市		戸草沢	秋田県告示第219号
檜山	能代市	檜山	赤館 星場台	昭和53年12月28日 秋田県告示第959号
南元町	能代市	南元町		
戸草沢	能代市		戸草沢	
比八田	能代市	比八田	八幡下 中台 五郎左エ門沢	
谷地	能代市		田中谷地	
仁鮎	能代市	二ツ井町仁鮎	中台	昭和54年3月31日 秋田県告示第260号
清助町	能代市	清助町		昭和54年12月27日 秋田県告示第1035号
清水	能代市	二ツ井町飛根	清水	
種	能代市	二ツ井町種	熊野堂前	
小野沢	能代市	河戸川	式ノ沢	昭和55年3月25日 秋田県告示第201号
谷地	能代市		田中谷地	昭和57年2月20日 秋田県告示第137号
樋口	能代市	扇田	樋口	昭和57年4月3日 秋田県告示第294号
檜山一号	能代市	檜山	檜山町 赤館	昭和58年2月26日 秋田県告示第132号
檜山二号	能代市	檜山	霧山下 茶園	昭和61年10月11日 秋田県告示第629号
山根	能代市	二ツ井町	高関	
小繫	能代市	二ツ井町小繫	家端 神明社下 下小繫沢	昭和62年3月31日 秋田県告示第213号
谷地	能代市		田中谷地	昭和63年3月29日 秋田県告示第214号
瀬野	能代市	扇田	瀬野	平成3年11月15日 秋田県告示第776号
向能代	能代市	向能代	上野	平成9年12月5日 秋田県告示第768号

区域名	区 域			告示年月日・告示番号
	市町村	大字	字	
山谷一号	能代市	常盤	森ノ越 山谷 高森下 小宮田	平成15年6月24日 秋田県告示第496号
平影野	能代市	向能代	平影野	平成19年3月20日 秋田県告示第169号
鰯渕	能代市		腹鞍ノ沢	平成24年10月16日
			上関	秋田県告示第552号
羽立	能代市	母体	高山下	平成27年4月28日 秋田県告示第200号
築法師	能代市	朴瀬	築法師	平成28年5月17日 秋田県告示第347号

19-3 地すべり災害危険箇所

地すべり危険箇所

(東北森林管理局)

危険地区番号	市町村	大字	字	地区名	林班	面積(ha)	危険度区分	治山事業進捗状況	森林事務所
202-1	能代市	母体	母体山	湯ノ沢	146	5.00	A	一部概成	能代
202-2	能代市	二ツ井町仁鮎	仁鮎小掛山	鬼神地区	26	3.00	B	一部概成	仁鮎

地すべり危険地区

(秋田県農林水産部 森林整備課)

危険地区番号		位 置			面積(ha)	地区内保全対策		
市町村	地区	市町村	大字	字		人家等	公共施設	道路
202	G0001	能代市	常盤	大庫沢	33.90			林道
202	G0002	能代市	常盤	二夕岐	71.40			林道
202	G0003	能代市	二ツ井町梅内	梅内沢	42.40			林道
202	G0004	能代市	二ツ井町梅内	悪土山根	18.45	6		市道
202	G0005	能代市	二ツ井町梅内	種	24.50	50		県道
202	G0006	能代市	二ツ井町荷上場	高岩	44.50			農道
202	G0007	能代市	二ツ井町荷上場	五輪台	9.00			農道
202	G0008	能代市	二ツ井町麻生	麻生	16.33			市道
202	G0009	能代市	二ツ井町麻生	麻生	7.64			林道
202	G0010	能代市	二ツ井町小掛	小掛	24.70	50		市道
202	G0011	能代市	二ツ井町田代	名左エ門	46.40			林道
202	G0012	能代市	二ツ井町田代	八兵衛	25.00	12		県道
202	G0013	能代市	二ツ井町田代	田代	116.10	30		県道
202	G0014	能代市	二ツ井町小掛	小掛	45.50			市道
202	G0015	能代市	二ツ井町切石	切石	27.36	300	2	県道
202	G0016	能代市	鶴形	鶴形	64.22		1	国道
202	G0017	能代市	檜山	蟹沢	23.67	13		県道
202	G0018	能代市	檜山	母体	12.80			林道

地すべり災害危険地区（指定分）

（秋田県農林水産部 農地整備課）

整理 番号	位 置		区域名	面 積 (ha)	内 訳		保全対 象人家 (戸数)	指定区分		地すべり防 止区域の指 定年月日
	市町村	大 字			耕 地 (ha)	林 地 その他		指定(注)	未指定	
9	能代市	山神社前	桐ノ木沢	50.00	4.73	45.27		概成		S58.11.14

地すべり災害危険地区（未指定分）

（秋田県農林水産部 農地整備課）

整理 番号	位 置		区域名	面 積 (ha)	内 訳		保全対 象人家 (戸数)	指定区分		地すべり防 止区域の指 定年月日
	市町村	大 字			耕 地 (ha)	林 地 その他		指定(注)	未指定	
32	能代市	梅内	梅内	52.00	13.60	38.40			○	
33	能代市		種梅	79.00	30.60	48.40			○	

地すべり危険箇所

（秋田県建設部 河川砂防課）

番号	地域 振興 局	箇所名	市町村	大字	水系名	幹川名	溪流名	危険箇 所面積 (ha)	地すべり防止区域（法指定）		
									指定年月日	告示 番号	指定 面積(ha)
65	山本	大畑	能代市	二ツ井町梅内	米代川	種梅川	種梅川		H30.11.13	526	
66-1	山本	泥ノ木1	能代市	二ツ井町梅内	米代川	種梅川	種梅川		H30.11.13	526	
66-2	山本	泥ノ木1	能代市	二ツ井町梅内	米代川	種梅川	種梅川		H30.11.13	526	
66-3	山本	泥ノ木1	能代市	二ツ井町梅内	米代川	種梅川	種梅川		H30.11.13	526	
67-1	山本	鎌谷1	能代市	二ツ井町種	米代川	米代川	米代川		H30.11.13	526	
67-2	山本	鎌谷2	能代市	二ツ井町種	米代川	米代川	米代川		H30.11.13	526	
68-1	山本	天神1	能代市	二ツ井町小繫	米代川	米代川	米代川		H30.11.13	526	
68-2	山本	天神2	能代市	二ツ井町小繫	米代川	米代川	米代川		H30.11.13	526	
69-1	山本	濁川1	能代市	二ツ井町濁川	米代川	内川	濁川		H30.11.13	526	
69-2	山本	濁川2	能代市	二ツ井町濁川	米代川	内川	濁川		H30.11.13	526	
70	山本	仙ノ台	能代市	二ツ井町小掛	米代川	内川	内川		H30.11.13	526	
71-1	山本	鬼神1	能代市	二ツ井町仁鮎	米代川	内川	内川		H30.11.13	526	
71-2	山本	鬼神2	能代市	二ツ井町仁鮎	米代川	内川	内川		H30.11.13	526	
71-3	山本	鬼神3	能代市	二ツ井町仁鮎	米代川	内川	内川		H30.11.13	526	
75-1	山本	鶴形1	能代市	鶴形	米代川	米代川	米代川		H30.11.13	526	
75-2	山本	鶴形2	能代市	鶴形	米代川	米代川	米代川		H30.11.13	526	
75-3	山本	鶴形3	能代市	鶴形	米代川	米代川	米代川		H30.11.13	526	
75-4	山本	鶴形4	能代市	鶴形	米代川	米代川	米代川		H30.11.13	526	
2027-0016-1	山本	鶴形1	能代市	外堤及び大台野	米代川	米代川	米代川		R2.3.24	126	
2027-0016-2	山本	鶴形2	能代市	外堤及び大台野	米代川	米代川	米代川		R2.3.24	126	
2027-0016-3	山本	鶴形3	能代市	外堤及び大台野	米代川	米代川	米代川		R2.3.24	126	
N29-1	山本	種梅1	能代市	二ツ井町梅内	米代川	種梅川	種梅川		R2.3.24	126	
N29-2	山本	種梅2	能代市	二ツ井町梅内	米代川	種梅川	種梅川		R2.3.24	126	
2027-0010-1	山本	小掛1	能代市	二ツ井町小掛	米代川	内川	内川		R2.3.24	126	
2007-0010-2	山本	小掛2	能代市	二ツ井町小掛	米代川	内川	内川		R2.3.24	126	
2027-0015-1	山本	切石1	能代市	二ツ井町切石	米代川	米代川	米代川		R2.3.24	126	
2027-0015-2	山本	切石2	能代市	二ツ井町切石	米代川	米代川	米代川		R2.3.24	126	
2027-0015-3	山本	切石3	能代市	二ツ井町切石	米代川	米代川	米代川		R2.3.24	126	

2027-0015-4	山本	切石 4	能代市	二ツ井町切石	米代川	米代川	米代川		R2. 3. 24	126	
2027-0015-5	山本	切石 5	能代市	二ツ井町切石	米代川	米代川	米代川		R2. 3. 24	126	
2027-0015-6	山本	切石 6	能代市	二ツ井町切石	米代川	米代川	米代川		R2. 3. 24	126	
2027-12-1	山本	八兵衛 1	能代市	二ツ井町田代	米代川	内川	内川		R2. 3. 24	126	
2027-0012-2	山本	八兵衛 2	能代市	二ツ井町田代	米代川	内川	内川		R2. 3. 24	126	

19-4 砂防指定地

(秋田県建設部 河川砂防課)

整理 番号	告 示		溪 流 名	所 在 地			指定面積 (ha)	現市町村 名
	年月日	番号		郡・市	町・村	大 字		
43	S28. 4. 27	641	桧山川	能代市		母体	7. 54	
63	S28. 5. 29	958	常盤川	能代市		常盤	7. 54	
80	S29. 4. 12	386	滝の沢川	能代市		常盤	7. 54	
278	S39. 4. 7	1143	滝の沢川	能代市		常盤	4. 65	
528	S41. 2. 4	100	湯の沢川	能代市		母体	8. 46	
529	S41. 2. 4	100	滝沢川	能代市		母体	14. 47	
530	S41. 2. 4	100	牛曲川	能代市		母体	16. 27	
531	S41. 2. 4	100	姥懐川	能代市		鶴形	7. 38	
532	S41. 2. 4	100	久喜沢川	能代市		常盤	16. 86	
533	S41. 2. 4	100	西の沢口川	能代市		常盤	7. 53	
534	S41. 2. 4	100	万内川	能代市		常盤	3. 67	
535	S41. 2. 4	100	天内川	能代市		天内	5. 74	
610	S41. 5. 30	1635	常盤川	能代市		常盤	15. 86	
643	S42. 3. 22	712	山谷川	能代市		常盤	2. 70	
1652	H17. 8. 3	754	釜ノ岱沢	能代市		常盤	0. 99	
41	S28. 4. 27	641	種梅川	能代市	二ツ井町	種梅	7. 54	能代市
64	S28. 5. 29	958	山内川	能代市	二ツ井町	小掛	7. 54	能代市
79	S29. 4. 12	386	田代沢川	能代市	二ツ井町	小掛	7. 54	能代市
93	S29. 10. 9	1449	西の沢川	能代市	二ツ井町	種梅	2. 42	能代市
185	S37. 1. 23	67	桤山沢川	能代市	二ツ井町	梅内	1. 41	能代市
362	S40. 1. 12	14	山内川	能代市	二ツ井町	小掛	3. 30	能代市
363	S40. 1. 12	14	滝ノ沢川	能代市	二ツ井町	梅内	28. 10	能代市
364	S40. 1. 12	14	田代川	能代市	二ツ井町	田代	37. 70	能代市
644	S42. 3. 22	712	種梅川	能代市	二ツ井町	梅内	35. 50	能代市
645	S42. 3. 22	712	茹又石川	能代市	二ツ井町	母体	2. 20	能代市
646	S42. 3. 22	712	岩谷沢川	能代市	二ツ井町	梅内	20. 10	能代市
647	S42. 3. 22	712	黒滝川	能代市	二ツ井町	梅内	9. 50	能代市
729	S42. 12. 28	4615	鍋良子川	能代市	二ツ井町	荷上場	6. 55	能代市
730	S42. 12. 28	4615	権七沢川	能代市	二ツ井町	荷上場	0. 54	能代市
731	S42. 12. 28	4615	愛之字沢川	能代市	二ツ井町	荷上場	0. 50	能代市
732	S42. 12. 28	4615	中山沢川	能代市	二ツ井町	荷上場	0. 36	能代市
733	S42. 12. 28	4615	上山崎沢川	能代市	二ツ井町	二ツ井	0. 31	能代市
735	S42. 12. 28	4615	竹原沢川	能代市	二ツ井町	二ツ井	0. 23	能代市
736	S42. 12. 28	4615	向田沢川	能代市	二ツ井町	田代	0. 76	能代市
737	S42. 12. 28	4615	八兵ヱ沢川	能代市	二ツ井町	田代	0. 46	能代市
738	S42. 12. 28	4615	七左ヱ門沢川	能代市	二ツ井町	田代	0. 34	能代市
739	S42. 12. 28	4615	名左ヱ門沢川	能代市	二ツ井町	田代	0. 45	能代市

整理 番号	告 示		溪 流 名	所 在 地			指定面積 (ha)	現市町村 名
	年月日	番号		郡・市	町・村	大 字		
740	S42. 12. 28	4615	石倉沢川	能代市	二ツ井町	田代	0. 51	能代市
741	S42. 12. 28	4615	水上沢川	能代市	二ツ井町	田代	1. 25	能代市
742	S42. 12. 28	4615	不動ヶ沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	0. 90	能代市
743	S42. 12. 28	4615	小掛道沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	0. 67	能代市
744	S42. 12. 28	4615	猿田沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	2. 57	能代市
745	S42. 12. 28	4615	相善岱沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	0. 52	能代市
746	S42. 12. 28	4615	来満沢川	能代市	二ツ井町	梅内	0. 56	能代市
747	S42. 12. 28	4615	菊沢川	能代市	二ツ井町	梅内	1. 15	能代市
748	S42. 12. 28	4615	上樋ノ口沢川	能代市	二ツ井町	種	0. 47	能代市
749	S42. 12. 28	4615	桜沢川	能代市	二ツ井町	種	1. 19	能代市
750	S42. 12. 28	4615	悪土沢川	能代市	二ツ井町	種	0. 80	能代市
751	S42. 12. 28	4615	鎌谷出口沢川	能代市	二ツ井町	種	0. 86	能代市
752	S42. 12. 28	4615	堂ノ沢川	能代市	二ツ井町	切石	0. 96	能代市
753	S42. 12. 28	4615	曲ノ沢川	能代市	二ツ井町	切石	2. 30	能代市
754	S42. 12. 28	4615	駒形川	能代市	二ツ井町	駒形	7. 87	能代市
755	S42. 12. 28	4615	季岱沢川	能代市	二ツ井町	駒形	1. 56	能代市
756	S42. 12. 28	4615	多朗兵ヱ沢川	能代市	二ツ井町	駒形	2. 50	能代市
774	S43. 2. 19	200	栃の木沢川	能代市	二ツ井町	田代	2. 59	能代市
775	S43. 2. 19	200	伊ノ助沢川	能代市	二ツ井町	田代	3. 25	能代市
776	S43. 2. 19	200	白津沢川	能代市	二ツ井町	濁川山	1. 74	能代市
849	S46. 8. 4	1327	梅内沢川	能代市	二ツ井町	梅内	3. 05	能代市
867	S47. 2. 8	175	小繁川	能代市	二ツ井町	小繁	0. 70	能代市
929	S48. 6. 20	1426	菊又石沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	0. 37	能代市
932	S48. 6. 20	1426	濁川	能代市	二ツ井町	濁川	0. 31	能代市
1176	S61. 2. 25	232	脇ノ沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	2. 14	能代市
1181	S62. 1. 26	104	猿田沢川及び同左支川	能代市	二ツ井町	仁鮎	2. 39	能代市
1216	S63. 1. 25	123	務沢川	能代市	二ツ井町	麻生	5. 18	能代市
1244	S63. 11. 1	2121	畑の沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	1. 79	能代市
1302	H2. 1. 25	81	久沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	0. 93	能代市
1333	H3. 2. 18	217	山内川	能代市	二ツ井町	小掛	44. 71	能代市
1334	H3. 2. 18	217	ザンザ沢川及び横沢川	能代市	二ツ井町	種	9. 39	能代市
1335	H3. 2. 18	217	向田沢川	能代市	二ツ井町	田代	4. 27	能代市
1387	H4. 3. 17	668	弥九郎沢川	能代市	二ツ井町	麻生	2. 77	能代市
1432	H5. 12. 7	2280	相善岱沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	1. 65	能代市
1440	H6. 1. 20	97	山久沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	1. 87	能代市
1441	H6. 1. 20	97	恋ノ沢川	能代市	二ツ井町	小繁	20. 09	能代市
1464	H7. 2. 22	269	栃ノ木沢川	能代市	二ツ井町	田代	1. 60	能代市
1483	H8. 4. 9	1183	久沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	0. 76	能代市
1484	H8. 4. 9	1183	山久沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	0. 24	能代市
1528	H9. 12. 22	2189	山久沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	20. 94	能代市
1554	H11. 9. 21	1729	久沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	3. 03	能代市
1555	H12. 1. 20	98	一の坂沢川	能代市	二ツ井町	小掛	6. 11	能代市
1556	H12. 1. 20	98	仁鮎沢	能代市	二ツ井町	仁鮎	1. 15	能代市
1599	H14. 5. 8	359	タンサの沢	能代市	二ツ井町	田代	28. 86	能代市
1617	H15. 11. 13	1444	堂ノ沢川	能代市	二ツ井町	切石	0. 12	能代市
1640	H16. 12. 2	1489	タンサの沢	能代市	二ツ井町	田代	1. 17	能代市

整理 番号	告 示		溪 流 名	所 在 地			指定面積 (ha)	現市町村 名
	年月日	番号		郡・市	町・村	大 字		
1651	H17. 8. 3	754	上樋ノ口沢川	能代市	二ツ井町		0. 44	能代市
1671	H19. 5. 22	651	仁鮎沢川	能代市	二ツ井町	仁鮎	0. 25	能代市

19－5 土石流危険溪流

土石流危険溪流（Ⅰ）

（令和6年3月現在 秋田県建設部 河川砂防課）

溪流番号 （県連番）	溪流番号 （地域振興局別）	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域面積 （km ² ）	保全対象		砂防指定地 の有無
					郡・市	町・村	字		人家戸数 （戸）	災害時要援護者関連 施設及び公共施設等	
I-0328	202-I-001	米代川	常盤川	釜ノ岱沢	能代市		大柄	0.05	10		有
I-0329	202-I-002	米代川	常盤川	大柄沢	能代市		大柄	0.02	5		
I-0330	202-I-006	米代川	常盤川	栲木岱沢	能代市		栲木岱	0.01	8	集会施設1	
I-0331	202-I-007	米代川	常盤川	コミカ沢	能代市		外割田	0.09	6	集会施設1	
I-0332	202-I-009	米代川	米代川	鶴形沢1	能代市		鶴形	0.02	2	駅舎1、寺1	
I-0333	202-I-012	米代川	檜山川	樋口沢1	能代市		樋口	0.02	9		
I-0334	202-I-014	米代川	檜山川	檜山沢1	能代市		檜山	0.06	6		
I-0335	202-I-015	米代川	檜山川	上母体沢	能代市		上母体	0.02	11		
I-0336	202-I-016	米代川	檜山川	羽立沢川1	能代市		羽立	0.05	4	集会施設1	
I-0337	202-I-017	米代川	檜山川	羽立沢川2	能代市		羽立	0.03	5	集会施設1	
I-0338	202-I-018	米代川	檜山川	羽立沢川3	能代市		羽立	0.02	6	集会施設1	
I-0339	202-I-019	米代川	檜山川	羽立沢川4	能代市		羽立	0.07	8		
I-0352	342-I-005	米代川	種梅川	田ノ沢1	能代市	二ツ井町	田ノ沢	0.23	11		
I-0353	342-I-006	米代川	種梅川	田ノ沢2	能代市	二ツ井町	田ノ沢	0.08	10		
I-0354	342-I-007	米代川	種梅川	梅内沢1	能代市	二ツ井町	前田	0.06	16		
I-0355	342-I-008	米代川	種梅川	梅内沢2	能代市	二ツ井町	前田	0.14	31	集会施設1	
I-0356	342-I-009	米代川	藤琴川	オンデの沢1	能代市	二ツ井町	グミノ木	0.04	3	精神薄弱者援護施設1	
I-0357-1・2	342-I-010	米代川	藤琴川	オンデの沢2	能代市	二ツ井町	グミノ木	0.03	6		
I-0358	342-I-011	米代川	種梅川	上樋ノ口沢川	能代市	二ツ井町	上樋ノ口	0.08	18		有
I-0359	342-I-013	米代川	米代川	鎌谷出口沢	能代市	二ツ井町	鎌谷沢出口	0.23	8	集会施設1	有

溪流番号 (県連番)	溪流番号 (地域振興局別)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域面積 (km ²)	保全対象		砂防指定地 の有無
					郡・市	町・村	字		人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連 施設及び公共施設等	
I-0360	342-I-014	米代川	種梅川	桜沢	能代市	二ツ井町	桜沢	0.23	14		有
I-0361	342-I-017	米代川	米代川	横沢	能代市	二ツ井町	外面	0.09	7		有
I-0362-1・2	342-I-019	米代川	米代川	町館沢1	能代市	二ツ井町	鍋良子	0.05	6	神社1	
I-0363	342-I-020	米代川	米代川	沢口沢2	能代市	二ツ井町	沢口	0.03	7		
I-0364	342-I-022	米代川	米代川	山根沢	能代市	二ツ井町	沢口	0.01	3	駅舎1	
I-0365	342-I-023	米代川	種梅川	上山崎1	能代市	二ツ井町	上山崎	0.02	8		
I-0366	342-I-024	米代川	種梅川	上山崎2	能代市	二ツ井町	上山崎	0.04	16		
I-0367	342-I-026	米代川	米代川	湯の沢	能代市	二ツ井町	湯ノ沢	0.05	1	資料館1	
I-0368	342-I-027	米代川	米代川	恋の沢	能代市	二ツ井町	神明社下	0.29	12	宿泊施設1	有
I-0369	342-I-030	米代川	米代川	堂の沢川	能代市	二ツ井町	山根	0.18	20		有
I-0370	342-I-031	米代川	米代川	中台沢2	能代市	二ツ井町	中台	0.03	6	官公署1、集会施設1	
I-0371	342-I-032	米代川	米代川	相善岱沢川	能代市	二ツ井町	中台	0.12	7		有
I-0372	342-I-033	米代川	米代川	仁鮒沢川	能代市	二ツ井町	大川反	0.03	19		有
I-0373	342-I-034	米代川	米代川	仁鮒沢	能代市	二ツ井町	大川反	0.02	27		有
I-0374	342-I-037	米代川	内川	一の坂沢川	能代市	二ツ井町	沢田	0.04	6		有
I-0375	342-I-038	米代川	内川	滝の沢	能代市	二ツ井町	堰根台	0.13	13		
I-0376-1～5	342-I-040	米代川	田代川	タンサの沢	能代市	二ツ井町	泥ノ木岱	0.27	10		有
I-0377-1・2	342-I-042	米代川	濁川	北の沢川幡宮	能代市	二ツ井町	濁川	0.12	6		

土石流危険溪流（Ⅱ）

（令和6年3月現在 秋田県建設部 河川砂防課）

溪流番号 （県連番）	溪流番号 （地域振興局別）	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域面積 （km ² ）	保全対象		砂防指定地 の有無
					郡・市	町・村	字		人家戸数 （戸）	災害時要援護者関連 施設及び公共施設等	
Ⅱ-0204	202-Ⅱ-003	米代川	常盤川	能野堂沢1	能代市		山谷	0.00	1		
Ⅱ-0205	202-Ⅱ-004	米代川	常盤川	熊野堂沢2	能代市		山谷	0.01	1		
Ⅱ-0206	202-Ⅱ-005	米代川	常盤川	山谷沢	能代市		山谷	0.02	2		
Ⅱ-0207	202-Ⅱ-008	米代川	米代川	岩前沢	能代市		天内	0.05	1		
Ⅱ-0208	202-Ⅱ-010	米代川	米代川	田中谷地沢1	能代市		谷地	0.01	1		
Ⅱ-0209	202-Ⅱ-011	米代川	米代川	田中谷地沢2	能代市		谷地	0.03	1		
Ⅱ-0210	202-Ⅱ-013	米代川	檜山川	檜山沢2	能代市		檜山	0.02	3		
Ⅱ-0217	342-Ⅱ-001	米代川	種梅川	小滝の沢	能代市	二ツ井町	小滝	0.09	4		
Ⅱ-0218	342-Ⅱ-002	米代川	種梅川	大畑沢	能代市	二ツ井町	大畑		3		
Ⅱ-0219	342-Ⅱ-003	米代川	種梅川	泥ノ木沢	能代市	二ツ井町	来方	0.07	3		
Ⅱ-0220	342-Ⅱ-004	米代川	種梅川	来満沢川	能代市	二ツ井町	来方	0.15	3		有
Ⅱ-0221	342-Ⅱ-012	米代川	米代川	鎌谷沢2	能代市	二ツ井町	白岩悪戸山根	0.18	4		
Ⅱ-0222	342-Ⅱ-015	米代川	米代川	与作沢	能代市	二ツ井町	与作沢出口	0.07	4		
Ⅱ-0223	342-Ⅱ-016	米代川	米代川	ザンザ沢	能代市	二ツ井町	外面	0.18	4		有
Ⅱ-0224	342-Ⅱ-018	米代川	米代川	外面沢	能代市	二ツ井町	外面	0.08	2		
Ⅱ-0225	342-Ⅱ-021	米代川	米代川	沢口沢	能代市	二ツ井町	沢口	0.03	4		有
Ⅱ-0226	342-Ⅱ-025	米代川	米代川	麻生沢4	能代市	二ツ井町	中島	0.15	4		
Ⅱ-0227	342-Ⅱ-028	米代川	米代川	前田沢	能代市	二ツ井町	前田	0.06	2		
Ⅱ-0228-1・2	342-Ⅱ-029	米代川	米代川	天神沢	能代市	二ツ井町	天神道下	0.03	2		
Ⅱ-0229	342-Ⅱ-035	米代川	内川	鍛冶沢	能代市	二ツ井町	沢田	0.18	1		
Ⅱ-0230	342-Ⅱ-036	米代川	内川	荻又石沢	能代市	二ツ井町	荻又石	0.03	3		
Ⅱ-0231	342-Ⅱ-039	米代川	田代川	谷地沢	能代市	二ツ井町	谷地	0.26	3		
Ⅱ-0232	342-Ⅱ-041	米代川	濁川	菅ノ沢	能代市	二ツ井町	菅ノ沢	0.02	2		

溪流番号 (県連番)	溪流番号 (地域振興局別)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			流域面積 (km ²)	保全対象		砂防指定地 の有無
					郡・市	町・村	字		人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連 施設及び公共施設等	
Ⅱ-0233	342-Ⅱ-043	米代川	田代川	滝の沢	能代市	二ツ井町	滝ノ沢	0.13	4		
Ⅱ-0234	342-Ⅱ-044	米代川	田代川	日陰沢 1	能代市	二ツ井町	日蔭	0.09	1		
Ⅱ-0235	342-Ⅱ-045	米代川	田代川	日陰沢 2	能代市	二ツ井町	日蔭	0.02	1		
Ⅱ-0236	342-Ⅱ-046	米代川	田代川	水沢	能代市	二ツ井町	水沢	0.07	4		有
Ⅱ-0237	342-Ⅱ-047	米代川	田代川	ミチ沢	能代市	二ツ井町	水沢	0.13	2		
Ⅱ-0238	342-Ⅱ-048	米代川	濁川	釜谷沢	能代市	二ツ井町	釜谷	0.01	2		
Ⅱ-0239	342-Ⅱ-049	米代川	濁川	嘉賀助沢	能代市	二ツ井町	嘉賀助沢	0.06	2		

19-6 山地

山腹崩壊危険地区

(東北森林管理局)

危険地区番号	市町村	大字	字	地区名	林班	面積(ha)	危険度区分	治山事業進捗状況	森林事務所
202-1	能代市	二ツ井町梅内	梅内沢	梅内沢	1052	1.00	C	概成	二ツ井
202-2	能代市	二ツ井町仁鮎	仁鮎小掛山	鬼神	31	8.00	B	一部概成	仁鮎
202-3	能代市	二ツ井町濁川	濁川山	烏沢(1)	43	4.00	B	一部概成	田代
202-4	能代市	二ツ井町濁川	濁川山	烏沢(2)	43	1.00	C	概成	田代

山腹崩壊危険地区

(秋田県農林水産部 森林整備課)

危険地区番号		位置			面積(ha)	地区内保全対策		
市町村	地区	市町村	大字	字		人家等	公共施設	道路種類
202	S0001	能代市	外割田	宅地	2	21	1	市道
202	S0002	能代市	外割田	野台	1	1		市道
202	S0003	能代市	常盤	熊野堂	13	5		県道
202	S0004	能代市	常盤	西ノ沢口	3	4		市道
202	S0005	能代市	常盤	湯ノ前	3	17		市道
202	S0006	能代市	常盤	砥草岱下	2			市道
202	S0007	能代市	常盤	大岱	1	3		市道
202	S0008	能代市	常盤	小屋見沢	4	14	1	県道
202	S0009	能代市	常盤	棚木岱	1	14		市道
202	S0010	能代市	天内	新田台	3			市道
202	S0011	能代市	天内	新山林	2	25		市道
202	S0012	能代市	天内	白岩前	9	14		市道
202	S0013	能代市	二ツ井町梅内	白岩悪戸山根	4	6		市道
202	S0014	能代市	二ツ井町梅内	白岩悪戸山根	3	3		市道
202	S0015	能代市	二ツ井町種	烏帽子形	1			県道
202	S0016	能代市	二ツ井町種	喜左エ門沢出口	1	7		県道
202	S0017	能代市	二ツ井町種	与作沢出口	1	5		県道
202	S0018	能代市	二ツ井町種	外面	22	25	1	国道
202	S0019	能代市	二ツ井町種	熊野堂前	4	60	1	県道
202	S0020	能代市	二ツ井町種	上樋ノ口	1	4		市道
202	S0021	能代市	二ツ井町梅内	源助田	1	6		市道
202	S0022	能代市	二ツ井町梅内	岩坂	1			県道
202	S0023	能代市	二ツ井町梅内	桑岱	2	6		県道
202	S0024	能代市	二ツ井町梅内	小滝	1	4		県道
202	S0025	能代市	二ツ井町梅内	窓山	1	1		市道
202	S0026	能代市	二ツ井町梅内	大畑	1			県道
202	S0027	能代市	二ツ井町梅内	馬子岱	1	10		市道
202	S0028	能代市	二ツ井町梅内	様ノ下	7	6		県道
202	S0029	能代市	二ツ井町梅内	石田	4	1		県道
202	S0030	能代市	二ツ井町梅内	前田	1	20	1	県道
202	S0031	能代市	二ツ井町種	上山崎	1	20		県道

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道路種類
202	S0032	能代市	二ツ井町二ツ井	山根	11	100	2	市道
202	S0033	能代市	二ツ井町二ツ井	沢口	2	40	1	市道
202	S0034	能代市	二ツ井町荷上場	町館	1	40		市道
202	S0035	能代市	二ツ井町荷上場	町館	5	120		県道
202	S0036	能代市	二ツ井町荷上場	岩堰	10	6		県道
202	S0037	能代市	二ツ井町荷上場	市立	1			農道
202	S0038	能代市	二ツ井町荷上場	沢口	3			農道
202	S0039	能代市	二ツ井町荷上場	下中島	3	6	1	国道
202	S0040	能代市	二ツ井町小繫	中島	1	7	1	国道
202	S0041	能代市	二ツ井町小繫	湯ノ沢	1	1	2	
202	S0042	能代市	二ツ井町小繫	下小繫沢	6	2		国道
202	S0043	能代市	二ツ井町小繫	上小繫沢	4			国道
202	S0044	能代市	二ツ井町小繫	家後	1	15		市道
202	S0045	能代市	二ツ井町小繫	家端	1	25		市道
202	S0046	能代市	二ツ井町小繫	麻生道端	1	9		県道
202	S0047	能代市	二ツ井町荷上場	下中島	4			市道
202	S0048	能代市	二ツ井町仁鮎	中台	1	70		県道
202	S0049	能代市	二ツ井町仁鮎	小掛道	6	10		県道
202	S0050	能代市	二ツ井町仁鮎	鬼神前田	4	43		県道
202	S0051	能代市	二ツ井町小掛	揚石	1	5		市道
202	S0052	能代市	二ツ井町田代	胡麻木岱	4	15		県道
202	S0053	能代市	二ツ井町田代	槻ノ木岱	3	6		市道
202	S0054	能代市	二ツ井町田代	水沢	4	6		市道
202	S0055	能代市	二ツ井町田代	屋布岱	1	4		県道
202	S0056	能代市	二ツ井町田代	水沢	1	10		県道
202	S0057	能代市	二ツ井町田代	日陰	4	1		県道
202	S0058	能代市	二ツ井町田代	千本杉	4	7		県道
202	S0059	能代市	二ツ井町田代	泥ノ木岱	2	17		県道
202	S0060	能代市	二ツ井町濁川	嘉賀助沢	1	1		県道
202	S0061	能代市	二ツ井町濁川	釜谷	1	2		市道
202	S0062	能代市	二ツ井町濁川	濁川	1	6		県道
202	S0063	能代市	二ツ井町小掛	鵜渕	1	1		県道
202	S0064	能代市	二ツ井町小掛	鍛冶長根	3			市道
202	S0065	能代市	二ツ井町小掛	鳥屋場	6			市道
202	S0066	能代市	二ツ井町荻又石	荻又石	1	5		市道
202	S0067	能代市	二ツ井町荻又石	荻又石	1	6		市道
202	S0068	能代市	二ツ井町切石	堂ノ沢	14	40		県道
202	S0069	能代市	二ツ井町切石	八木山	2	120		県道
202	S0070	能代市	二ツ井町切石	大倉	2	30		県道
202	S0071	能代市	二ツ井町切石	竜毛沢	3	12	1	県道
202	S0072	能代市	二ツ井町駒形	家前	1	10		市道
202	S0073	能代市	二ツ井町飛根	館ノ平	3			国道

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道路種類
202	S0074	能代市	鶴形	大台野	7	1	1	国道
202	S0075	能代市	鶴形	外堤	7	70	1	市道
202	S0076	能代市	鶴形	大台野	3	1	1	国道
202	S0077	能代市	鶴形	鎌伏沢	3	4	1	市道
202	S0078	能代市	鶴形	田中谷地	2		1	市道
202	S0079	能代市	鶴形	田中谷地	1	18		市道
202	S0080	能代市	鶴形	冷清水	4			国道
202	S0081	能代市	田床内	二タ又	1	11		市道
202	S0082	能代市	扇田	瀬野	1	16	1	市道
202	S0083	能代市	母体	上母体家ノ下	4	50		市道
202	S0084	能代市	母体	湯ノ沢	8	28		県道
202	S0085	能代市	母体	大台	5			県道
202	S0086	能代市	母体	高山下	3	26		県道
202	S0087	能代市	母体	小沢口	1	3		県道
202	S0088	能代市	母体	水ノ口	4	24		市道
202	S0089	能代市	檜山	茶園	4	110	3	市道
202	S0090	能代市	檜山	霧山下	3	1		市道
202	S0091	能代市	檜山	霧山下	1	25	1	市道
202	S0092	能代市	扇田	四ツ屋	1	11		市道
202	S0093	能代市	扇田	岩ノ目	2	2		市道
202	S0094	能代市	扇田	樋口	4	17		市道
202	S0095	能代市	檜山	中瀬戸沢	3	19		市道
202	S0096	能代市	檜山	今泉家ノ前	4	5		市道
202	S0097	能代市	中沢	奥ノ沢	1	9		市道
202	S0098	能代市	中沢	奥ノ沢	1	7		市道
202	S0099	能代市	中沢	上中沢	2	6		市道
202	S0100	能代市	大森	立山下	4	2		県道
202	S0101	能代市	中沢	中沢	1	4		市道
202	S0102	能代市		柏子所	4		1	市道
202	S0103	能代市		古屋布	8	23		市道
202	S0104	能代市	河戸川	相染森台	2	6		市道
202	S0105	能代市	浅内	留山	2	3		市道
202	SC200101	能代市	荷八田	塞ノ神	1	1		市道

崩壊土砂流出危険地区

(東北森林管理局)

危険地区 番 号	市町村	大字	字	地区名	林班	面積 (ha)	危険度 区 分	治山事業 進捗状況	森 林 事務所
202-1	能代市	二ツ井町梅内	梅内沢	梅内沢	1052	0.63	C	概成	二ツ井
202-2	能代市	二ツ井町田代	湯ノ沢	深ノ沢	13～15	2.16	C	無	田代
202-3	能代市	二ツ井町仁鮎	仁鮎小掛山	久沢	32, 33	1.05	B	一部概成	仁鮎
202-4	能代市	二ツ井町濁川	濁川山	秋山沢	44, 45	1.98	B	概成	田代
202-5	能代市	二ツ井町濁川	濁川山	濁川	46	0.45	C	一部概成	田代

202-6	能代市	二ツ井町濁川	濁川山	寺ノ沢	70	0.36	B	無	田代
202-7	能代市	二ツ井町濁川	濁川山	底部沢	75～77	3.60	C	一部概成	田代
202-8	能代市	二ツ井町小掛	仁鮎小掛山	下猿淵沢	80	0.36	A	概成	仁鮎
202-9	能代市	二ツ井町麻生	麻生沢	倉の沢	1203	0.60	C	概成	二ツ井
202-10	能代市	二ツ井町小繫	小繫沢	小繫沢	1267	0.75	C	一部概成	二ツ井
202-11	能代市	二ツ井町小繫	七倉山	七座	1201	0.54	A	一部概成	二ツ井

崩壊土砂流出危険地区

(秋田県農林水産部 森林整備課)

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道路種類
202	H0001	能代市	久喜沢	深沢	12.60			市道
202	H0002	能代市	常盤	大平岱	0.24	30		県道
202	H0003	能代市	外割田	宅地	0.24	8		県道
202	H0004	能代市	外割田	務沢	3.99	30		県道
202	H0005	能代市	常盤	昆沙門	0.45			林道
202	H0006	能代市	常盤	大庫沢	5.58	3		市道
202	H0007	能代市	常盤	釜ノ岱	0.18	5		市道
202	H0008	能代市	常盤	滝ノ沢	4.83	5		市道
202	H0009	能代市	常盤	空岱	1.17			市道
202	H0010	能代市	常盤	砥草岱下	0.24			林道
202	H0011	能代市	常盤	障子倉	27.30			林道
202	H0012	能代市	常盤	杉沢	1.17	5		市道
202	H0013	能代市	常盤	不動前	0.18	5		市道
202	H0014	能代市	常盤	万内	7.20	2		県道
202	H0015	能代市	常盤	長谷堂	0.84	1		県道
202	H0016	能代市	常盤	長谷堂	1.17			県道
202	H0017	能代市	常盤	砂子田	0.36			県道
202	H0018	能代市	常盤	棚木岱	0.12	10		県道
202	H0019	能代市	天内	大石沢	1.65	20		市道
202	H0020	能代市	天内	白岩前	0.12	32		市道
202	H0021	能代市	天内	白岩下	0.18	15		市道
202	H0022	能代市	天内	白岩下	0.54			市道
202	H0023	能代市	天内	白岩下	0.06			県道
202	H0024	能代市	二ツ井町梅内	白岩悪戸山根	0.18			市道
202	H0025	能代市	二ツ井町梅内	白岩悪戸山根	0.30	6		市道
202	H0026	能代市	二ツ井町種	鳥帽子形	0.12			県道
202	H0027	能代市	二ツ井町種	鎌谷沢出口	0.36	7		県道
202	H0028	能代市	二ツ井町種	喜左エ門沢出口	0.24			県道
202	H0029	能代市	二ツ井町種	与作沢出口	0.06			県道
202	H0030	能代市	二ツ井町種	与作沢出口	0.12	4		県道
202	H0031	能代市	二ツ井町種	外面	0.45	10		県道
202	H0032	能代市	二ツ井町種	上古館	0.12			市道
202	H0033	能代市	二ツ井町種	上古館	0.12			市道
202	H0034	能代市	二ツ井町種	上古館	0.12			市道

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道路種類
202	H0035	能代市	二ツ井町種	桜沢	0.54	50		県道
202	H0036	能代市	二ツ井町種	槻山沢	0.54			県道
202	H0037	能代市	二ツ井町梅内	筒ヶ沢	0.45	2	1	県道
202	H0038	能代市	二ツ井町梅内	山田沢	1.32	3		市道
202	H0039	能代市	二ツ井町梅内	田ノ沢	0.24	23		県道
202	H0040	能代市	二ツ井町梅内	川端	0.30	3		県道
202	H0041	能代市	二ツ井町梅内	田小屋長根	0.18			県道
202	H0042	能代市	二ツ井町梅内	岩坂	0.45	3		県道
202	H0043	能代市	二ツ井町梅内	岩坂	0.45	6		県道
202	H0044	能代市	二ツ井町梅内	桑岱	1.20			県道
202	H0045	能代市	二ツ井町梅内	黒瀬	0.27			県道
202	H0046	能代市	二ツ井町梅内	大畑	0.18	1		県道
202	H0047	能代市	二ツ井町梅内	大畑	0.18	1		県道
202	H0048	能代市	二ツ井町梅内	西ノ沢	9.60	1		県道
202	H0049	能代市	二ツ井町梅内	船打沢	0.12			県道
202	H0050	能代市	二ツ井町梅内	船打沢	0.84			県道
202	H0051	能代市	二ツ井町梅内	小滝	0.12	4		県道
202	H0052	能代市	二ツ井町梅内	船打沢	0.18			県道
202	H0053	能代市	二ツ井町梅内	船打沢	0.45			県道
202	H0054	能代市	二ツ井町梅内	大畑	0.72			県道
202	H0055	能代市	二ツ井町梅内	大畑	0.24	1		県道
202	H0056	能代市	二ツ井町梅内	大畑	0.30	2		県道
202	H0057	能代市	二ツ井町梅内	常盤渡	0.45			県道
202	H0058	能代市	二ツ井町梅内	泥ノ木	0.36	3		市道
202	H0059	能代市	二ツ井町梅内	梨岱	0.12			県道
202	H0060	能代市	二ツ井町梅内	様ノ下	0.27	1		県道
202	H0061	能代市	二ツ井町梅内	不動下	0.12			県道
202	H0062	能代市	二ツ井町梅内	関根沢	1.08	1		県道
202	H0063	能代市	二ツ井町梅内	後山	0.24	22		県道
202	H0064	能代市	二ツ井町梅内	後山	0.12	60		県道
202	H0065	能代市	二ツ井町梅内	御前坂	0.30	3	1	県道
202	H0066	能代市	二ツ井町種	大沢	0.90			国道
202	H0067	能代市	二ツ井町種	大沢	0.12			県道
202	H0068	能代市	二ツ井町種	上山崎	0.12	14		県道
202	H0069	能代市	二ツ井	沢口	0.06	30	1	市道
202	H0070	能代市	二ツ井町二ツ井	上山崎	0.18	70	1	県道
202	H0071	能代市	二ツ井町二ツ井	上山崎	0.18	60	1	市道
202	H0072	能代市	二ツ井町荷上場	中山	0.54	60	1	市道
202	H0073	能代市	二ツ井町荷上場	イガコ森	3.00	60	1	市道
202	H0074	能代市	二ツ井町荷上場	グミノ木	0.12			県道
202	H0075	能代市	二ツ井町荷上場	グミノ木	0.18	1		県道
202	H0076	能代市	二ツ井町荷上場	グミノ木	0.72	13		県道

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道路種類
202	H0077	能代市	二ツ井町荷上場	五輪台	0.36			農道
202	H0078	能代市	二ツ井町荷上場	市立	0.45			農道
202	H0079	能代市	二ツ井町荷上場	五輪台	2.40			農道
202	H0080	能代市	二ツ井町荷上場	知行岩	0.18			農道
202	H0081	能代市	二ツ井町荷上場	知行岩	0.24			農道
202	H0082	能代市	二ツ井町加護山	加護山	0.63	2		県道
202	H0083	能代市	二ツ井町小繫	中島	0.12	10	1	国道
202	H0084	能代市	二ツ井町小繫	湯ノ沢	1.65	4	1	国道
202	H0085	能代市	二ツ井町小繫	恋ノ沢	0.06	2		国道
202	H0086	能代市	二ツ井町小繫	家後	0.54	20		国道
202	H0087	能代市	二ツ井町小繫	家後	0.24	40		国道
202	H0088	能代市	二ツ井町小繫	下小繫沢	0.12			国道
202	H0089	能代市	二ツ井町小繫	下小繫沢	0.18	2		国道
202	H0090	能代市	二ツ井町小繫	上小繫沢	0.63	2		国道
202	H0091	能代市	二ツ井町小繫	家端	0.06			国道
202	H0092	能代市	二ツ井町小繫	家端	0.06	30		市道
202	H0093	能代市	二ツ井町小繫	麻生道端	0.12	2		県道
202	H0094	能代市	二ツ井町小繫	麻生道端	0.12	3		県道
202	H0095	能代市	二ツ井町麻生	務沢	1.20	40		県道
202	H0096	能代市	二ツ井町麻生	務沢	1.32	40		県道
202	H0097	能代市	二ツ井町荷上場	下中島	0.30			市道
202	H0098	能代市	二ツ井町仁鮎	坊中	0.96			市道
202	H0099	能代市	二ツ井町仁鮎	坊中	0.72	10		市道
202	H0100	能代市	二ツ井町仁鮎	中台	0.12	20		県道
202	H0101	能代市	二ツ井町仁鮎	中台	0.30	13		県道
202	H0102	能代市	二ツ井町仁鮎	相善台	0.12	40		県道
202	H0103	能代市	二ツ井町仁鮎	猿田沢	0.06	70		県道
202	H0104	能代市	二ツ井町仁鮎	田ノ沢	0.63	11		県道
202	H0105	能代市	二ツ井町仁鮎	猿田沢	2.70	20		県道
202	H0106	能代市	二ツ井町仁鮎	久沢	0.36			県道
202	H0107	能代市	二ツ井町仁鮎	不動沢	0.18	30		県道
202	H0108	能代市	二ツ井町田代	谷地	0.45	3		県道
202	H0109	能代市	二ツ井町田代	水上	0.36	10		県道
202	H0110	能代市	二ツ井町田代	槻ノ木岱	1.32			県道
202	H0111	能代市	二ツ井町田代	千本杉	1.26			県道
202	H0112	能代市	二ツ井町田代	水沢	0.30	10		県道
202	H0113	能代市	二ツ井町田代	水沢	0.48	16		県道
202	H0114	能代市	二ツ井町田代	屋布岱	1.68	5		県道
202	H0115	能代市	二ツ井町田代	日陰	0.45	1		県道
202	H0116	能代市	二ツ井町田代	日陰	0.45	7		県道
202	H0117	能代市	二ツ井町田代	堂ノ下	0.45	13		県道
202	H0118	能代市	二ツ井町田代	泥ノ木岱	0.45	10		県道

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道路種類
202	H0119	能代市	二ツ井町小掛	鶴沢	1.80			県道
202	H0120	能代市	二ツ井町小掛	滝ノ台	0.36			県道
202	H0121	能代市	二ツ井町小掛	山内	6.90	90		市道
202	H0122	能代市	二ツ井町小掛	滝ノ沢	0.63	10		市道
202	H0123	能代市	二ツ井町茹又石	茹又石	1.08	3		市道
202	H0124	能代市	二ツ井町茹又石	茹又石	0.72	9		市道
202	H0125	能代市	二ツ井町茹又石	茹又石	0.27	7		市道
202	H0126	能代市	二ツ井町茹又石	茹又石	0.27	7		市道
202	H0127	能代市	二ツ井町茹又石	茹又石	2.40	7		市道
202	H0128	能代市	二ツ井町小掛	滝ノ沢	0.27			市道
202	H0129	能代市	二ツ井町小掛	滝ノ沢	0.90	100		市道
202	H0130	能代市	二ツ井町小掛	弘川	0.63	20		市道
202	H0131	能代市	二ツ井町仁鮎	七折	0.54			市道
202	H0132	能代市	二ツ井町切石	堂ノ沢	0.63	40		県道
202	H0133	能代市	二ツ井町切石	八木沢	0.30	120	1	県道
202	H0134	能代市	二ツ井町切石	大倉	0.18	10	1	県道
202	H0135	能代市	二ツ井町切石	木戸ヶ沢	3.60	2	1	県道
202	H0136	能代市	二ツ井	多郎兵ヱ沢	1.92	30	1	県道
202	H0137	能代市	二ツ井町駒形	茂谷沢	4.05	30	1	県道
202	H0138	能代市	二ツ井町飛根	湯ノ沢	0.96		1	国道
202	H0139	能代市	二ツ井町飛根	千草場	0.12		1	国道
202	H0140	能代市	鶴形	鳥矢場	0.06		1	国道
202	H0141	能代市	鶴形	大台野	0.12	1	1	国道
202	H0142	能代市	鶴形	芹川	1.68	2	1	国道
202	H0143	能代市	鶴形	外堤	0.18	1	1	国道
202	H0144	能代市	鶴形	山神社前	4.20	120	1	国道
202	H0145	能代市	鶴形	戸草沢	0.54	40	1	国道
202	H0146	能代市	鶴形	鴨巣	1.56			国道
202	H0147	能代市	鶴形	谷地上	0.12	5		国道
202	H0148	能代市	田床内	二タ又	1.08	11	1	県道
202	H0149	能代市	檜山	登山	0.72		1	県道
202	H0150	能代市	檜山	丸山	0.54	10		県道
202	H0151	能代市	檜山	蟹沢	2.40	13		県道
202	H0152	能代市	母体	大平下	4.50	30		県道
202	H0153	能代市	母体	土沢	0.30	5		県道
202	H0154	能代市	母体	石台	0.30			県道
202	H0155	能代市	母体	石台	0.36			県道
202	H0156	能代市	母体	次郎左ヱ門長根下	1.32			県道
202	H0157	能代市	母体	湯ノ沢	0.18	14		県道
202	H0158	能代市	母体	高森	0.18			県道
202	H0159	能代市	母体	大台	0.12			県道
202	H0160	能代市	母体	高森	0.30			県道

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道路種類
202	H0161	能代市	母体	大台	1.08			県道
202	H0162	能代市	母体	高森	0.30			県道
202	H0163	能代市	母体	砦沢	3.45	4		県道
202	H0164	能代市	母体	水ノ口	1.44	23		県道
202	H0165	能代市	檜山	星場台	0.30	5		市道
202	H0166	能代市	檜山	赤館	0.12	10		県道
202	H0167	能代市	檜山	大間木	0.81	40		市道
202	H0168	能代市	檜山	大間木	0.48			県道
202	H0169	能代市	檜山	小間木	0.12			県道
202	H0170	能代市	檜山	小間木	0.18			県道
202	H0171	能代市	檜山	堤下	0.60	2		農道
202	H0172	能代市	檜山	堤下	0.12	5		農道
202	H0173	能代市	檜山	大間木	1.56			県道
202	H0174	能代市	中沢	上中沢	0.12	1		市道
202	H0175	能代市	中沢	日暮沢	1.20	8		県道
202	H0176	能代市	大森	後田	0.24	23		県道
202	H0177	能代市	大森	大部沢	1.35	23		県道
202	H0178	能代市	大森	大畑沢台	3.30	23		県道

19－ 7 雪崩危険箇所

なだれ危険箇所

(東北森林管理局)

危険地区番号		位 置			面積(ha)	地区内保全対象			摘 要
市町村コード	地区	市町村	署 名	林 班		人 家	公共施設	道 路	
202	1	能代市	能代	80				県	
202	2	能代市	能代	74				県	
202	3	能代市	能代	78				県	

雪崩危険地区

(秋田県農林水産部 森林整備課)

危険地区番号		位 置			面積 (h a)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道 路
202	N0001	能代市	常盤	山谷		2		県道
202	N0002	能代市	朴瀬	築法師				県道
202	N0003	能代市	母体	羽立		7		県道
202	N0004	能代市	二ツ井町荷上場	館ノ下		15		県道
202	N0005	能代市	二ツ井町梅内	岩坂				県道
202	N0006	能代市	二ツ井町梅内	悪戸				市道
202	N0007	能代市	二ツ井町小掛	小掛道		3		県道
202	N0008	能代市	二ツ井町梅内	大畑				県道
202	N0009	能代市	二ツ井町荷上場	町館		15		県道

危険地区番号		位 置			面積 (h a)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道 路
202	N0010	能代市	二ツ井町小繋	上小繋		2		国道
202	N0011	能代市	二ツ井町小繋	下小繋				国道

雪崩危険箇所

(秋田県建設部 河川砂防課)

箇所番号	危険箇所名	郡市町村字	人家戸数	備 考
204	築法師 1 号	能代市 朴瀬築法師	6	
205	築法師 2 号	能代市 朴瀬築法師	6	
206	清助町	能代市 清助町	56	
207	鶴形 1 号	能代市 鶴形	44	
208	鶴形 2 号	能代市 鶴形	6	
209	戸草沢 2 号	能代市 戸草沢	5	
210	戸草沢 1 号	能代市 戸草沢	6	
211	瀬野	能代市 扇田瀬野	8	
212	檜山 1 号	能代市 檜山赤館	10	
213	檜山 2 号	能代市 檜山赤館	42	
214	檜山 3 号	能代市 檜山霧山下	20	
215	檜山 4 号	能代市 檜山霧山下	12	
216	小野沢 1 号	能代市 河戸川弐ノ沢	6	
217	水の口	能代市 母体水の口	23	
218	羽立	能代市 母体高山下	24	
1067	小宮田	能代市 常盤小宮田	0	
1072	前田	能代市 外割田前田	4	
1073	上摩面	能代市 外割田上摩面	5	
1074	治郎佐エ門長根下 1 号	能代市 母体治郎佐エ門長根下	5	
1075	湯ノ沢 1 号	能代市 母体湯ノ沢	16	
1076	新山林	能代市 天内新山林	6	
1077	家回 1 号	能代市 天内家回	7	
1078	岩ノ下	能代市 天内岩ノ下	6	
1079	久喜沢	能代市 久喜沢久喜沢	7	
1080	川反	能代市 川反川反	0	
1081	半戸沢	能代市 半戸沢	6	
1082	田中谷地	能代市 田中谷地	12	
1083	冷清水	能代市 冷清水	0	
1084	臥竜山	能代市 臥竜山	5	
1085	扇田樋口	能代市 扇田樋口	7	
1086	四谷	能代市 扇田四谷	6	
1087	河戸川相染森	能代市 河戸川相染森	5	
1088	上母体	能代市 母体上母体	12	
1089	横道下	能代市 母体横道下	8	
1090	新田家の前 1 号	能代市 檜山新田家の前	13	
1091	奥ノ沢	能代市 中沢奥ノ沢	6	
1092	小野沢 2 号	能代市 河戸川弐ノ沢	1	

箇所番号	危険箇所名	郡市町村字	人家戸数	備 考
1093	上ノ沢	能代市 中沢上ノ沢	5	
235	白岩悪土	能代市 二ツ井町種白岩新田	0	
236	前田	能代市 二ツ井町梅内前田	9	
237	種	能代市 二ツ井町種町ノ下	7	
238	竹原	能代市 二ツ井町種上山崎	48	
239	山根	能代市 二ツ井町山根	80	
240	沢口	能代市 二ツ井町荷上場沢口	12	
241	町館	能代市 二ツ井町荷上場町館	10	
242	小繫 1 号	能代市 二ツ井町小繫家端	8	
243	小繫 2 号	能代市 二ツ井町小繫家端	10	
244	仁鮎	能代市 二ツ井町仁鮎中台	44	
245	竜毛沢	能代市 二ツ井町切石竜毛沢	8	
246	清水	能代市 二ツ井町飛根清水	12	
247	鬼神	能代市 二ツ井町小掛鬼神前田	39	
248	中村	能代市 二ツ井町田代中村	10	
1097	鎌谷沢出口	能代市 二ツ井町種鎌谷沢出口	2	
1098	外面 2 号	能代市 二ツ井町種外面	9	
1099	上山崎 1 号	能代市 二ツ井町山崎	0	
1100	上山崎 2 号	能代市 二ツ井町種上山崎	5	
1101	鍋良子 1 号	能代市 二ツ井町上山崎鍋良子	3	
1102	館ノ下山根	能代市 二ツ井町荷上場館ノ下山根	50	
1103	町館 4 号	能代市 二ツ井町荷上場町館	13	
1104	恋ノ沢	能代市 二ツ井町小繫恋ノ沢	0	
1105	家前 1 号	能代市 二ツ井町駒形家前	5	
1106	家前 2 号	能代市 二ツ井町駒形家前	6	
1107	大倉下	能代市 二ツ井町麻生大倉下	0	
1108	泥ノ木岱	能代市 二ツ井町田代泥ノ木岱	9	
1109	日蔭	能代市 二ツ井町田代日蔭	7	
1110	水沢 3 号	能代市 二ツ井町田代水沢	12	
1111	屋布岱 1 号	能代市 二ツ井町田代屋布岱	1	
1112	屋布岱 2 号	能代市 二ツ井町田代屋布岱	0	

19－8 重要水防区域

重要水防区域評定基準

(令和6年12月現在)

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは、堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
堤体 漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所調書前年度比較表（能代河川国道事務所 その1）

河川名	距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和6年度評定(前年度)				距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和7年度評定(当年度)				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	関 連 計 画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				堤防(m)		工作物 (箇所)					堤防(m)		工作物 (箇所)							
				A	B	A	B				A	B	A	B						
米代川	2.7	中島 (左)	工作物(橋梁) (1)				1	2.7	中島 (左)	工作物(橋梁) (1)				1		米代川橋梁(JR五能線) 桁下高不足		向能代	能代市	二ツ井
	4.9～ 5.0	中川原 (左)	堤体漏水 (2)		100 0			4.9～ 5.0	中川原 (左)	堤体漏水 (2)		100 0			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		〃	〃	
	4.8～ 6.5	〃	越水・溢水 (3)		2,372 2,372			4.8～ 6.5	〃	越水・溢水 (3)		2,372 2,372			避難	完成堤 一番低い箇所は5.4k+180m付近		〃	〃	
	5.8～ 6.1	〃	堤体漏水 (4)		300 0			5.8～ 6.1	〃	堤体漏水 (4)		300 0			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		〃	〃	
	6.5～ 6.6	〃	越水・溢水 (5)	100 100				6.5～ 6.6	〃	越水・溢水 (5)	100 100				避難	松山川合流部 一番低い箇所は6.6k付近		〃	〃	
	7.6～ 12.0	鶴形 (左)	越水・溢水 (6)		3,146 3,146			7.6～ 12.0	鶴形 (左)	越水・溢水 (6)		3,146 3,146			避難	完成堤 一番低い箇所は7.6k付近		〃	〃	
	7.9～ 9.5	〃	堤体漏水 (7)		1,600 0			7.9～ 9.5	〃	堤体漏水 (7)		1,600 0			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		〃	〃	
	9.0	〃	工作物(橋梁) (8)				1	9.0	〃	工作物(橋梁) (8)				1		米代新橋 桁下高不足		〃	〃	
	9.6	〃	工作物(樋管) (9)				1	9.6	〃	工作物(樋管) (9)				1	積土のう工	門柱高不足(道地排水樋管) S17年設置		〃	〃	
	10.4～ 10.8	〃	堤体漏水 (10)		400 0			10.4～ 10.8	〃	堤体漏水 (10)		400 0			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		〃	〃	
	13.0	〃	工作物(樋管) (11)				1	13.0	〃	工作物(樋管) (11)				1	積土のう工	門柱高不足・門扉木製 (鶴形用水樋管)S17設置		〃	〃	
	5.8～ 6.6	吹越 (右)	越水・溢水 (12)		206 206			5.8～ 6.6	吹越 (右)	越水・溢水 (12)		206 206			避難	完成堤 一番低い箇所は5.8k+170m付近		〃	〃	
	7.6～ 8.2	〃	水衝・洗掘 (13)		420 222			7.6～ 8.2	〃	水衝・洗掘 (13)		420 222			木流し工	背後地集落有 無堤		〃	〃	
	7.6～ 7.8	〃	越水・溢水 (14)	198 198				7.6～ 7.8	〃	越水・溢水 (14)	198 198				避難	無堤(現地盤HWL以上) 一番低い箇所は7.8k付近		〃	〃	
	8.8～ 12.0	朴瀬・常盤 (右)	越水・溢水 (15)		2,665 2,665			8.8～ 12.0	朴瀬・常盤 (右)	越水・溢水 (15)		2,665 2,665			避難	完成堤 一番低い箇所は8.8k+30m付近		〃	〃	
	9.9～ 10.3	〃	堤体漏水 (16)		400 0			9.9～ 10.3	〃	堤体漏水 (16)		400 0			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		〃	〃	
	11.37～ 12.1	〃	堤体漏水 (17)		730 100			11.37～ 12.1	〃	堤体漏水 (17)		730 100			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		〃	〃	
	12.3～ 13.1	〃	堤体漏水 (18)		800 800			12.3～ 13.1	〃	堤体漏水 (18)		800 800			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		〃	〃	
	15.8～ 16.2	常盤 (右)	越水・溢水 (19)		500 500			15.8～ 16.2	常盤 (右)	越水・溢水 (19)		500 500			避難	完成堤 一番低い箇所は15.8k付近		〃	〃	
	18.6～ 18.7	常盤上流 (右)	水衝・洗掘 (20)		100 100			18.6～ 18.7	常盤上流 (右)	水衝・洗掘 (20)		100 100			木流し工	背後県道 民家有り		〃	〃	

重要水防箇所調書前年度比較表（能代河川国道事務所 その2）

河川名	距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和6年度評定(前年度)				距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和7年度評定(当年度)				対 策 水 防 工 法 名	変 更 理 由 等	関 連 計 画 等	水 防 警 報 対 象 観 測 所	関 連 市 町 村	出 張 所
				堤防(m)		工作物 (箇所)					堤防(m)		工作物 (箇所)							
				A	B	A	B				A	B	A	B						
米代川	18.8～ 19.2	"	越水・溢水 (21)		770 770			18.8～ 19.2	常盤上流 (右)	越水・溢水 (21)		770 770			避難	完成堤 一番低い箇所は18.8k+40m付近		向能代	能代市	二ツ井
	15.4～ 19.4	富根 (左)	越水・溢水 (22)		3,077 3,077			15.4～ 19.4	富根 (左)	越水・溢水 (22)		3,077 3,077			避難	完成堤 一番低い箇所は15.4k付近		"	"	
	16.3～ 17.9	"	堤体漏水 (23)		1,600 0			16.3～ 17.9	"	堤体漏水 (23)		1,600 0			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		二ツ井	能代市	
	18.7～ 19.1	"	堤体漏水 (24)		400 0			18.7～ 19.1	"	堤体漏水 (24)		400 0			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"	
	19.5～ 19.68	"	堤体漏水 (25)		180 180			19.5～ 19.68	"	堤体漏水 (25)		180 180			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"	
	19.8	富根 (左)	工作物(橋梁) (26)				1	19.8	富根 (左)	工作物(橋梁) (26)				1		富根橋 桁下高不足		"	"	
	19.8～ 20.4	"	越水・溢水 (27)	696 696				19.8～ 20.4	"	越水・溢水 (27)	696 696				避難	無堤(現地盤HWL以上) 一番低い箇所は20.2k+30m付近		"	"	
	21.0～ 26.0	切石 (左)	越水・溢水 (28)		4,539 4,539			21.0～ 26.0	切石 (左)	越水・溢水 (28)		4,539 4,539			避難	完成堤 一番低い箇所は21.0k+160m付近		"	"	
	25.8	"	工作物(橋梁) (29)				1	25.8	"	工作物(橋梁) (29)				1		米代川橋梁(JR奥羽線上り) 桁下高不足		"	"	
	25.9	"	工作物(橋梁) (30)				1	25.9	"	工作物(橋梁) (30)				1		新米代川橋梁(JR奥羽線下り) 桁下高不足		"	"	
	27.4～ 28.4	二ツ井左岸 (左)	越水・溢水 (31)		1,054 1,054			27.4～ 28.4	二ツ井左岸 (左)	越水・溢水 (31)		1,054 1,054			避難	完成堤 一番低い箇所は27.4k+120m付近		"	"	
	20.0～ 22.4	富田 (右)	越水・溢水 (32)		2,202 2,202			20.0～ 22.4	富田 (右)	越水・溢水 (32)		2,202 2,202			避難	完成堤 一番低い箇所は20.0k+40m付近		"	"	
	21.6～ 21.7	"	水衝・洗掘 (33)	100 0				21.6～ 21.7	"	水衝・洗掘 (33)	100 0				木流し工	根固めブロックの流失 上流部はR4災害対応済み		"	"	
	22.0	"	工作物(樋管) (34)				1	22.0	"	工作物(樋管) (34)				1	積土のう工	門柱高不足・門扉木製 (富田用水樋管)S28設置		"	"	
	26.4	二ツ井右岸 (右)	工作物(橋梁) (35)				1	26.4	二ツ井右岸 (右)	工作物(橋梁) (35)				1		米白橋 桁下高不足		"	"	
	26.4～ 27.6	"	越水・溢水 (36)		696 696			26.4～ 27.6	"	越水・溢水 (36)		696 696			避難	完成堤 一番低い箇所は26.6k+50m付近		"	"	
	28.4	"	工作物(橋梁) (37)				1	28.4	"	工作物(橋梁) (37)				1		銀杏橋 桁下高不足		"	"	
	28.6～ 29.8	二ツ井右岸 (右)	越水・溢水 (38)		1,214 1,214			28.6～ 29.8	二ツ井右岸 (右)	越水・溢水 (38)		1,214 1,214			避難	完成堤 一番低い箇所は28.6k+60m付近		"	"	
	29.7～ 29.9	"	堤体漏水 (39)		200 100			29.7～ 29.9	"	堤体漏水 (39)		200 100			月の輪工	詳細点検より 堤防脆弱性指標OUT		"	"	

重要水防要注意区間調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和3年度評定				対 策 水 防 工法名	摘 要	関連 計画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	破 堤 跡 (m)	陸 閘 (箇所)						
米代川	2.0	中島 (左)	陸 閘 (1)				1	積土のう工	中島第一陸閘 S36年設置	維持	向能代	能代市	二 ツ 井 出 張 所
	2.2	〃	陸 閘 (2)				1	〃	中島第二陸閘 S36年設置	〃	〃	〃	
	2.6	〃	陸 閘 (3)				1	〃	中島第三陸閘 S36年設置	〃	〃	〃	
	3.0～ 4.0	中川原 (左)	旧川跡 (4)		700			釜段工	漏無	改修	〃	〃	
	5.0	〃	破堤跡 (5)			87			S47.7破堤 (パイピング現象)		〃	〃	
	5.6	〃	陸 閘 (6)				1	積土のう工	中川原第二陸閘 S36年設置	維持	〃	〃	
	5.8	〃	陸 閘 (7)				1	〃	中川原第三陸閘 S36年設置	〃	〃	〃	
	5.8	〃	陸 閘 (8)				1	〃	中川原第四陸閘 S36年設置	〃	〃	〃	
	5.8	〃	陸 閘 (9)				1	〃	中川原第五陸閘 S36年設置	〃	〃	〃	
	1.8	落合 (右)	陸 閘 (10)				1	〃	落合陸閘 S50年設置	〃	〃	〃	
	7.4～ 7.5	吹越 (右)	旧川跡 (11)		100			釜段工	漏無	改修	〃	〃	
	17.4	常盤上流 (右)	陸 閘 (12)				1	積土のう工	常盤陸閘 H24.02設置	維持	〃	〃	
	17.8～ 17.9	富根 (左)	旧川跡 (13)		100			釜段工	漏無	改修	二ツ井	能代市	
	27.6	二ツ井 左岸(左)	陸 閘 (14)				1	積土のう工	仁鮎第一陸閘 H8年設置	維持	〃	〃	
	27.6	〃	陸 閘 (15)				1	〃	仁鮎第二陸閘 H8年設置	〃	〃	〃	
	27.8	〃	陸 閘 (16)				1	〃	仁鮎第三陸閘 H8年設置	〃	〃	〃	
	28.2	〃	陸 閘 (17)				1	〃	仁鮎第四陸閘 H8年設置	〃	〃	〃	
	28.4	〃	陸 閘 (18)				1	〃	仁鮎第五陸閘 H8年設置	〃	〃	〃	

河川名	距離標	地区名 及 び 左右岸別	評定種別 及 び 図面番号	令和3年度評定				対 策 水 防 工法名	摘 要	関連 計画 等	水防警 報対象 観測所	関 連 市町村	出 張 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	破 堤 跡 (m)	陸 閘 (箇所)						
米代川	28.6～ 29.0	二ツ井 右岸(右)	旧川跡 (19)		400			釜段工	漏無	改修	二ツ井	能代市	二 ツ 井 出 張 所
	28.6	〃	陸 閘 (20)				1	積土のう工	二ツ井第一陸閘 S51年設置	維持	〃	〃	
	28.6	〃	陸 閘 (21)				1	〃	二ツ井第二陸閘 S51年設置	〃	〃	〃	
	28.8	〃	破堤跡 (22)			25			S47.7破堤 (溢水による洗掘)		〃	〃	
	29.2	〃	陸 閘 (23)				1	積土のう工	二ツ井第四陸閘 S51年設置	維持	〃	〃	
	29.4	〃	陸 閘 (24)				1	〃	二ツ井第五陸閘 S51年設置	〃	〃	〃	
	29.6	〃	陸 閘 (25)				1	〃	二ツ井第六陸閘 S51年設置	〃	〃	〃	
	29.6	〃	陸 閘 (26)				1	〃	二ツ井第七陸閘 S51年設置	〃	〃	〃	
	29.8	〃	陸 閘 (27)				1	〃	二ツ井第八陸閘 S51年設置	〃	〃	〃	
	31.4	七座 右岸(右)	陸 閘 (28)				1	〃	小繫第一陸閘 H23.3設置	〃	〃	〃	
	31.5	〃	陸 閘 (29)				1	〃	小繫第三陸閘 R2.3設置	〃	〃	〃	
	31.5	〃	陸 閘 (30)				1	〃	小繫第四陸閘 R2.3設置	〃	〃	〃	
	31.6	〃	陸 閘 (31)				1	〃	小繫第二陸閘 H23.3設置	〃	〃	〃	
	33.8	七座 左岸(左)	陸 閘 (32)				1	〃	麻生第一陸閘 H24.3設置	〃	〃	〃	
	33.8	〃	陸 閘 (33)				1	〃	麻生第二陸閘 H24.3設置	〃	〃	〃	
	34.0	〃	陸 閘 (34)				1	〃	麻生第三陸閘 H23.9設置	〃	〃	〃	
藤琴川	0.2	藤琴川 (右)	破堤跡 (35)			53			S47.7破堤 (溢水による洗掘)	〃	〃	〃	

秋田県重要水防区域一覧表

(秋田県河川砂防課)

番号	水系名	河川 海岸名	水防 分団名	重 要 水 防 区 域										特に警戒を要する延長			関連計画等	摘要
				位 置			評定基準	堤防		工作物		新堤・破堤 跡・旧河川 (延長m)	工事施行中 又は陸開 (箇所)	延長 (m)	予想される 危険概要	対策水防 工法		
				大字	字	左右岸 の区分	種別	A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)							
6	米代川	藤琴川	第8分団	二ツ井町 荷上場		左岸	越水 (溢水)	2,300						2,300	冠水	土のう積		
8	〃	内川	第9分団	二ツ井町 小掛		左岸	〃		200					200	〃	〃		
9	〃	〃	〃	二ツ井町 仁鮎	河原田	左岸	〃		200					200	〃	〃		
10	〃	〃	〃	〃	小掛道	右岸	〃	700						400	〃	〃		
11	〃	比井野川	第8分団	二ツ井町 薄井		両岸	堤体漏水	300						200	〃	〃		
12	〃	種梅川	〃	二ツ井町 梅内		両岸	越水(溢水)		700					400	〃	〃		
									700					400				
								1,000						500				
14	〃	常盤川	第6分団	常盤	山谷	両岸	〃		300					300	〃	〃		
									300					300				
15	〃	〃	〃	〃	苅橋～ 魔面	右岸	〃	600						600	〃	〃		
16	〃	檜山川	第7分団	檜山		両岸	堤体漏水	5,600				237		2,600	〃	〃	県単河川 改良	
								5,600						2,600				
17	〃	悪土川	第4第5分団	悪土		両岸	〃		2,000					800	〃	〃	県単河川 改良	
									2,000					800				
18	〃	阿仁川	第8分団	二ツ井町 下田平		両岸	〃		300					100	〃	〃		
									300					100				

26	〃	濁川	第9分団	二ツ井町 仙ノ台		両岸	越水 (溢水)		300					300	〃	〃		
									200					200				
27	〃	天内川	第6分団	常盤	天内	両岸	〃		300					300	〃	〃		
									300					300				
28	〃	久喜沢川	第3分団	朴瀬	築法師	両岸	〃		2,000					1,000	〃	〃		
									2,000					1,000				
51	竹生川	竹生川	〃	竹生		両岸	堤体漏水		300					300	〃	〃		
									300					300				
52	〃	〃	〃	比八田		両岸	〃	350						350	〃	〃		
								350						350				
53	〃	〃	〃	竹生		両岸	〃		500					400	〃	〃		
									500					400				
C		浅内海岸	第5分団	浅内			浸食高潮		8,000					500	家屋流失	消波 ブロック		

海岸重要水防区域

(秋田県港湾空港課)

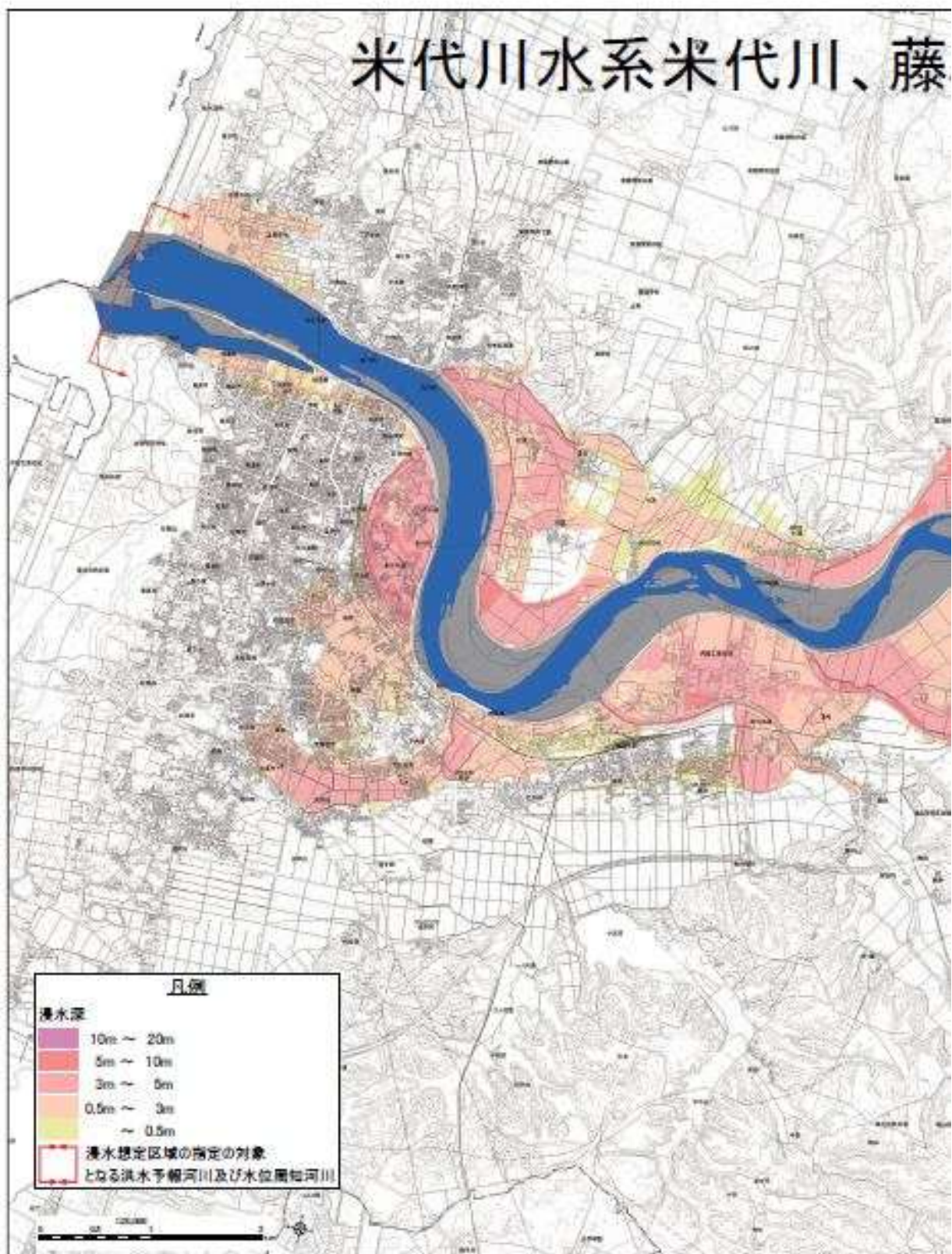
(令和4年2月現在)

	港湾海岸名	市町村名	防護区域	区域延長 (m)	防護延長 (m)	予想される 危険概要	工法	防護 面積 (ha)	摘 要 (背後地状況)
1	能代港海岸	能代市	落合～大森	6,435	2,131	家屋耕地 流失	突堤 離岸堤	33	居住区域

(「秋田県地域防災計画 資料編(平成7年4月修正)」)

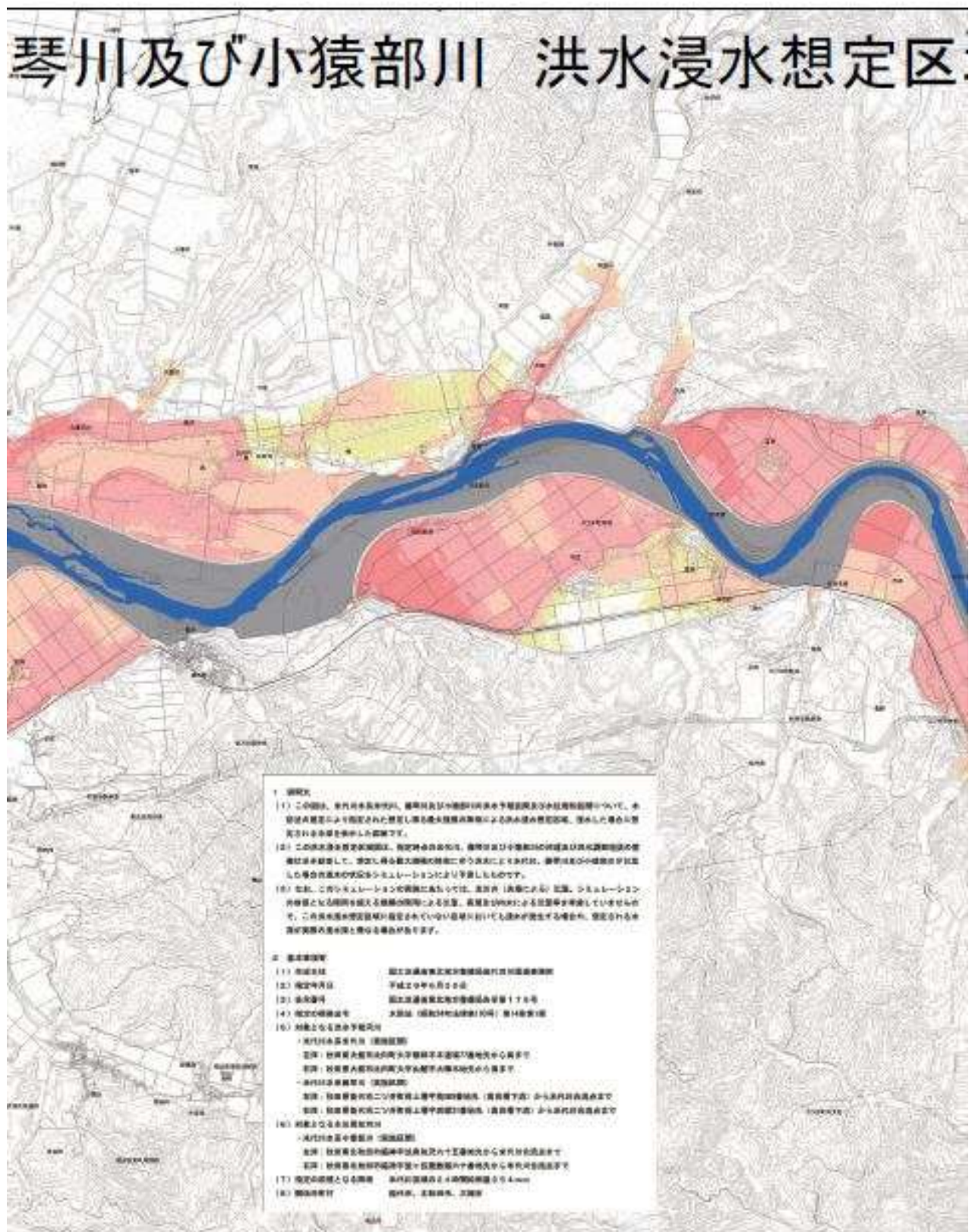
19－ 9 米代川浸水想定区域図

米代川浸水想定区域図（1）



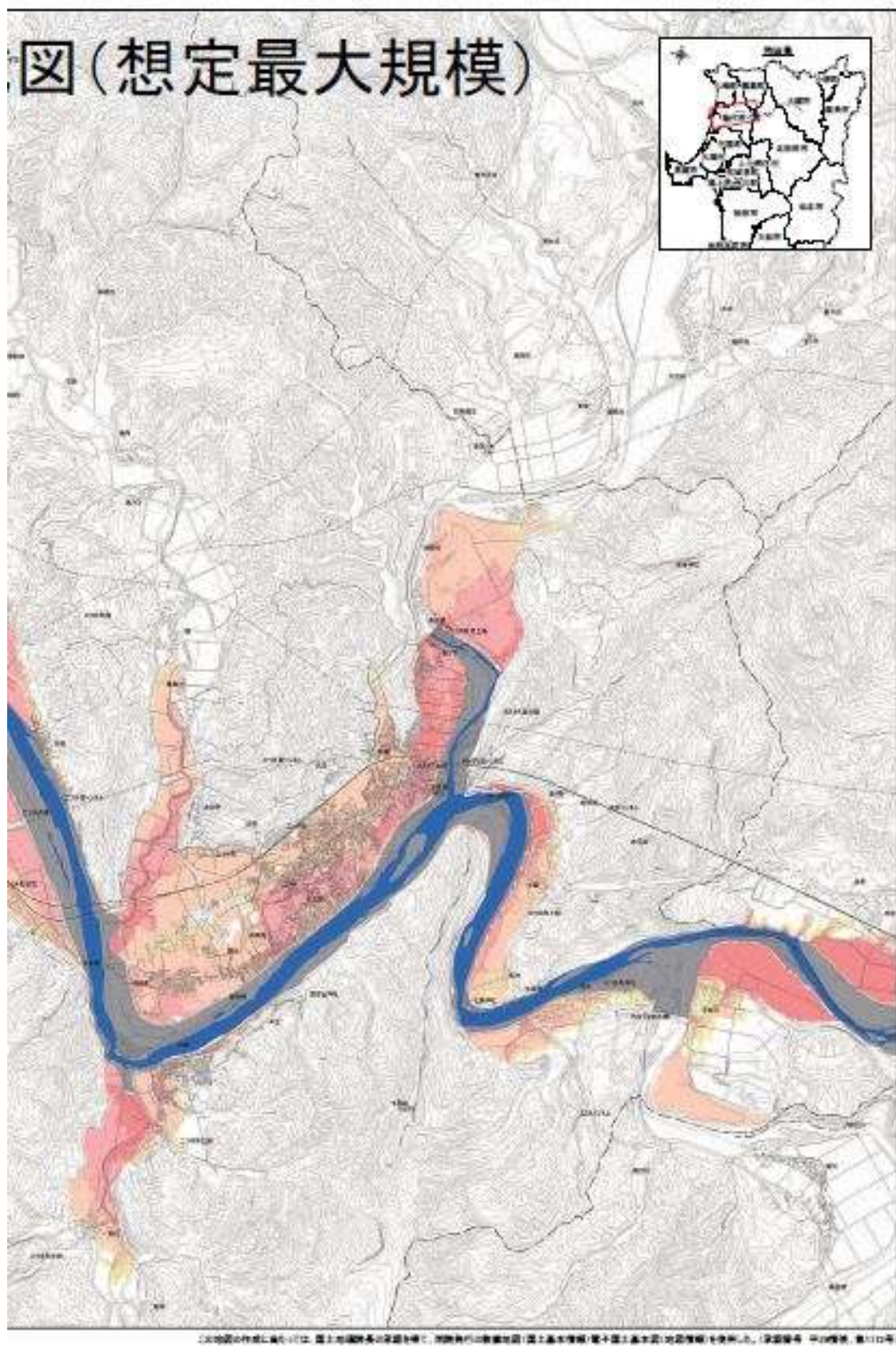
（資料 能代河川国道事務所）

米代川浸水想定区域図 (2)



(資料 能代河川国道事務所)

米代川浸水想定区域図 (3)



(資料 能代河川国道事務所)

19-10 農用地等湛水による洪水予防箇所一覧

番号	位 置	地区名	農用地の湛水状況		保全対象	
			農用地面積 (ha)	排水方法	人家 (戸)	公共建物
1	能代市轟	轟	70.9	自然排水	54	集会所 1、保育園 1
2	能代市真壁地・竹生	東雲原	155.5	自然排水	3,714	集会所 1、学校 2
3	能代市河戸川・浅内	河戸川・浅内	250.0	自然排水	1,374	集会所 6、学校 3
4	能代市二ツ井町麻生	下田平	103.0	自然排水	132	集会所 2
5	能代市二ツ井町麻生	麻生	18.1	自然排水	69	集会所 1
6	能代市二ツ井町荷上場	荷上場	68.0	自然排水	429	集会所 2、子ども園 1
7	能代市二ツ井町小掛・仁鮒	小掛・鬼神	30.0	自然排水	146	集会所 2
8	能代市檜山	檜山	5.3	自然排水	17	集会所 1
9	能代市二ツ井町	二ツ井	34.6	自然排水	185	
10	能代市二ツ井町種	種柳田	15.2	自然排水	91	集会所 1
11	能代市須田・落合	須田・落合	82.4	自然排水	143	集会所 1、幼稚園 1
12	能代市荷八田・真壁地・向能代	荷八田・真壁地・向能代	187.3	自然排水	39	集会所 1、 終末処理場 1
13	能代市久喜沢	久喜沢	46.8	自然排水	16	集会所 1
14	能代市朴瀬	朴瀬	83.8	自然排水	26	集会所 2
15	能代市久喜沢・朴瀬・産物	久喜沢・朴瀬・産物	154.5	自然排水	28	
16	能代市常盤・槐・轟	常盤・槐・轟	124.5	自然排水	93	集会所 2、保育園 1
17	能代市磐	磐	32.1	自然排水	16	集会所 1
18	能代市浅内	浅内	6.3	自然排水	51	

第20 罹災証明書に関する資料

20-1 罹災証明書の書式

1 火災以外の場合

罹 災 証 明 願

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年 齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 状況	
浸水区分	

※住家とは、現実には居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している
建物 のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
その他	

上記のとおり、被害を受けたことを証明願います。

年 月 日

住 所

氏 名

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

能代市長

2 火災の場合

年 月 日			
(あて先) 消 防 署 長 申 請 者 住 所 (電話番号 _____) 氏 名 _____ (印)			
罹 災 証 明 申 請 書			
1	罹 災 年 月 日 お よ び 時 刻	年 月 日 時 分 ころ	
2	罹 災 物 件 の 所 在 地	能代市	
3	申 請 者 と 罹 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他()	
4	証 明 内 容		
5	提 出 先 (使 用 目 的)		6 必要枚数 枚
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

申請上の注意事項

- (1) 代理人が申請する場合は、委任状を添えて提出してください。
- (2) 3 の欄は、該当するものを○で囲んでください。その他に○をした場合は、その内容を()の中に記入してください。
- (3) 1、2、3、4 の欄は、消防職員の説明を受けて記入してください。
- (4) ※印の欄は、記入しないでください。

申 請 者

住 所

氏 名

罹 災 証 明 書

罹 災 年 月 日 お よ び 時 刻	年 月 日 時 分 ころ
罹 災 物 件 の 所 在 地	能代市
申 請 者 と 罹 災 対 象 物 と の 関 係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（ ）
証 明 内 容	
提 出 先 （ 使 用 目 的 ）	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄
消 第 号	
年 月 日申請のあったことについて、上記の とおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
消 防 署 長 ⑩	